



「実験動物取扱いの実態に関する調査」 調査結果について

1.「実験動物取扱いの実態に関する調査」 調査概要	P2
2.「実験動物取扱いの実態に関する調査」 調査結果	P7
2-1. 回答者の業界別分布	P10
2-2. 令和4年度中の動物実験等実施・外注状況	P11
2-3. 令和4年度中の動物実験等における実験動物の使用目的	P13
2-4. 令和4年度中の飼養等動物種及び飼養頭数	P16
2-5. 機関内規程の策定状況及び根拠指針	P20
2-6. 機関内規程で定めている項目	P23
2-7. 実験動物の飼養者分類	P24
2-8. 実験動物の飼養保管環境のエンリッチメント等実施状況	P25
2-9. 自己点検・評価実施状況及びその内容	P26
2-10. 外部検証実施状況	P29
2-11. 3Rs取組状況	P31
2-12. 令和4年度中の実験動物殺処分実績	P45
2-13. 動物実験等に関する公開情報及び公表方法	P50
3.「実験動物取扱いの実態に関する調査」 調査票	P52

1. 「実験動物取扱いの実態に関する調査」 調査概要

- 環境省では、これまでに「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号以下、「動物愛護管理法」とする。）に基づき、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号（最終改正：平成25年環境省告示第84号）。以下、「環境省実験動物基準」とする。）を策定する等の施策を展開してきた。
- この度新たに、同法の令和元年改正法附則第 8 条第 1 項及び第 9 条第 3 項において規定された実験動物の適正な取扱いの推進に向けた検討に着手するため、国内の実験動物の飼養又は保管等を行う施設（以下、「施設」とする。）における実験動物取扱いの実態に関して統一的かつ網羅的に把握するための調査を実施した。

「動物の愛護及び管理に関する法律」令和元年改正法

附則抜粋

第 8 条第 1 項 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第 9 条第 3 項 国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（出典）

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC1000000105> (e-Gov法令検索ウェブサイト内)

令和 4 年度 事前アンケート実施

- 各行政機関に対して、直轄、所管もしくは関係する業界・団体・機関のうち、施設の有無などを確認。
- 各施設に対して、実験動物飼養・管理状況の概要およびそれらに関する情報提供の可否等について調査した。

令和 5 年度 本調査実施

- 事前アンケートを踏まえとりまとめた、本調査実施要領に基づき、全国各施設における実験動物の飼養・保管状況及び苦痛の軽減への対応状況などに関する統一的な調査を実施。
- 本調査結果を踏まえ、有識者による意見聴取および調査結果の評価・公表等の取扱い方針を検討する。

令和 6 年度 評価・公表

- 本調査の結果を踏まえ、国内の実験動物飼養・保管に関する状況について、有識者を交えて評価を行い、公表。

動物愛護管理法は、国民の間に動物を愛護する気風を招来すること及び動物による人の生命・身体・財産に対する侵害や生活環境の保全上の支障を防止することを目的とした法律であり、実験動物に関する規定としては、動物所有者等一般の責務に関する規定（同法第 7 条）及び動物を科学上に利用する場合に関する規定（同法第 41 条。いわゆる 3Rs に関する規定）の 2 つを有する。

加えて、同法第 7 条の規定に基づき制定された環境省実験動物基準により、実験動物の取扱いに関する責務等が規定されており、国内の施設は、当該基準、もしくはこれに準じた指針等（文部科学省、厚生労働省、農林水産省による基本指針、日本学術会議による動物実験ガイドライン含む）に基づき、機関毎に実験動物の管理等を行うこととなっている（いわゆる「機関管理体制」）。

令和元年 6 月に公布された改正動物愛護管理法の附則条項において、「動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」及び「動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と規定されたものの、現在、国内の施設における実験動物の取扱いの実態に関して、統一的な把握はされていない。

本調査は、国内の施設における実験動物の取扱いの実態を統一的かつ網羅的に把握することを試みるものであり、実験動物の適正飼養が保たれているか等、その結果を動物愛護管理法及び環境省実験動物基準に照らし合わせて適切に評価した上で、機関管理体制も含めて、適正な実験動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を行う。

■ 対象

- 環境省実験動物基準が適用される、実験動物を飼養又は保管する機関（以下、「実験動物取扱機関」とする。）
- 法人（公的法人・私法人（営利法人・非営利法人））、個人事業者の別は問わない。
- 飼養又は保管の期間（一時的または恒常的）も問わない。実験動物の生産・卸売・輸送に係る機関も調査対象とした。
- 本調査は、前項のとおり、実験動物取扱の実態を統一的に把握することを目的としているため、全ての実験動物取扱機関を対象とした。

■ 手法

- WEB アンケートを実施（令和5年10月31日～11月30日まで）
※回答が完了していない機関等が確認されたため、実施期間を延長し、令和6年1月9日（火）まで実施
- できるだけ多くの回答を得るため、環境省ほかその他の府省庁、都道府県または政令市・中核市の行政機関等の協力を得て、実験動物取扱機関宛てにアンケートの周知を行った。
- 案内を受け取った実験動物取扱機関毎につき1回、WEB アンケートに御回答いただいた。
- 動物実験を実施するユニット毎に回答するのではない。ただし、ユニット毎に異なる規程を有する場合や、実験動物委員会の設置状況が異なる場合等にはユニット単位の回答で差し支えない。複数の機関から重複して案内を受け取った場合にも、アンケート回答自体は1度限りで良いとした。
- 動物実験等の外部発注を行っている機関においては、その発注先（国内に限る）にも本調査への協力を御依頼いただくよう案内を行った。
- 結果、合計733施設から回答を得た。
- 回答機関に対して、不明点等あった際に個別に回答内容の詳細等をお伺いした。

環境省、その他府省庁、都道府県または政令市・中核市等の行政機関等から全国の実験動物取扱機関にアンケート実施依頼をし、合計733施設に回答いただいた。

■ 実施期間 令和5年10月31日（火）から同11月30日（木）まで（当初）

回答が完了していない機関等が確認されたため、実施期間を延長し、令和6年1月9日（火）まで実施

■ 回答数 実験動物取扱機関 計733件

■ 設問数 26問

2. 「実験動物取扱いの実態に関する調査」 調査結果

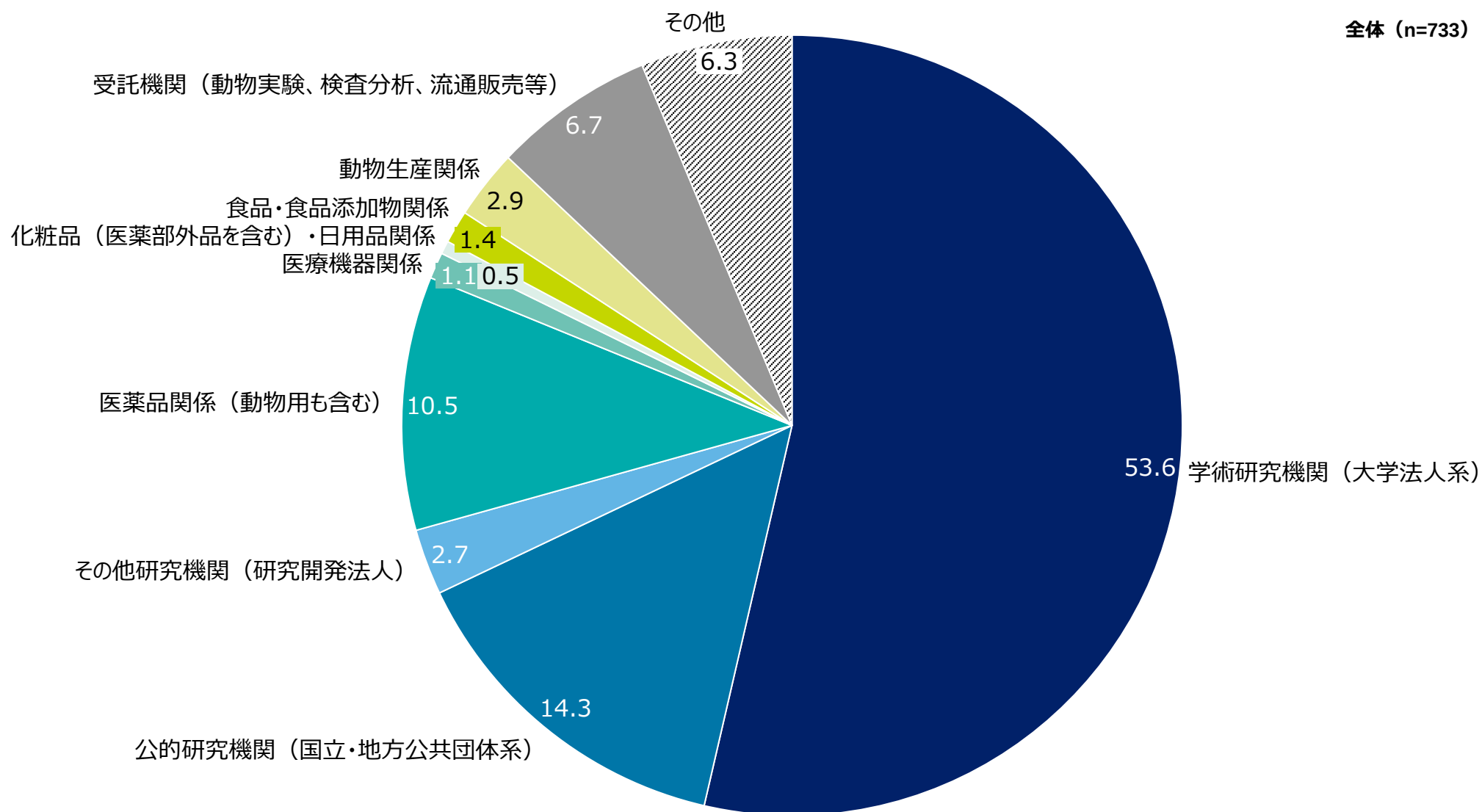
- n数は回答者数を示す
- 回答率 (%)は少数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示している。このため、合計値は必ずしも100%とならない場合がある
- 設問の回答には、単一回答と複数回答がある。複数回答の設問は、回答数(%)の合計が100%を超える場合がある
- 調査対象は実験動物を飼養又は保管している施設としており、回答によって特定設問以降の回答を不要としている
 - ✓ 外部発注（国内・国外・そのどちらも）にて動物実験を実施していると回答した機関
 - Q6以降の回答不要
 - ✓ 動物の販売・輸送等の専門機関であり動物実験等は実施しない機関
 - Q6/8/9/10/12のみ回答
 - ✓ 令和4 年度中には動物実験等を実施しなかったが、将来的には実施する可能性がある機関
 - ✓ 動物実験等を実施していない機関
 - Q4以降の回答不要

回答者属性

属する業界



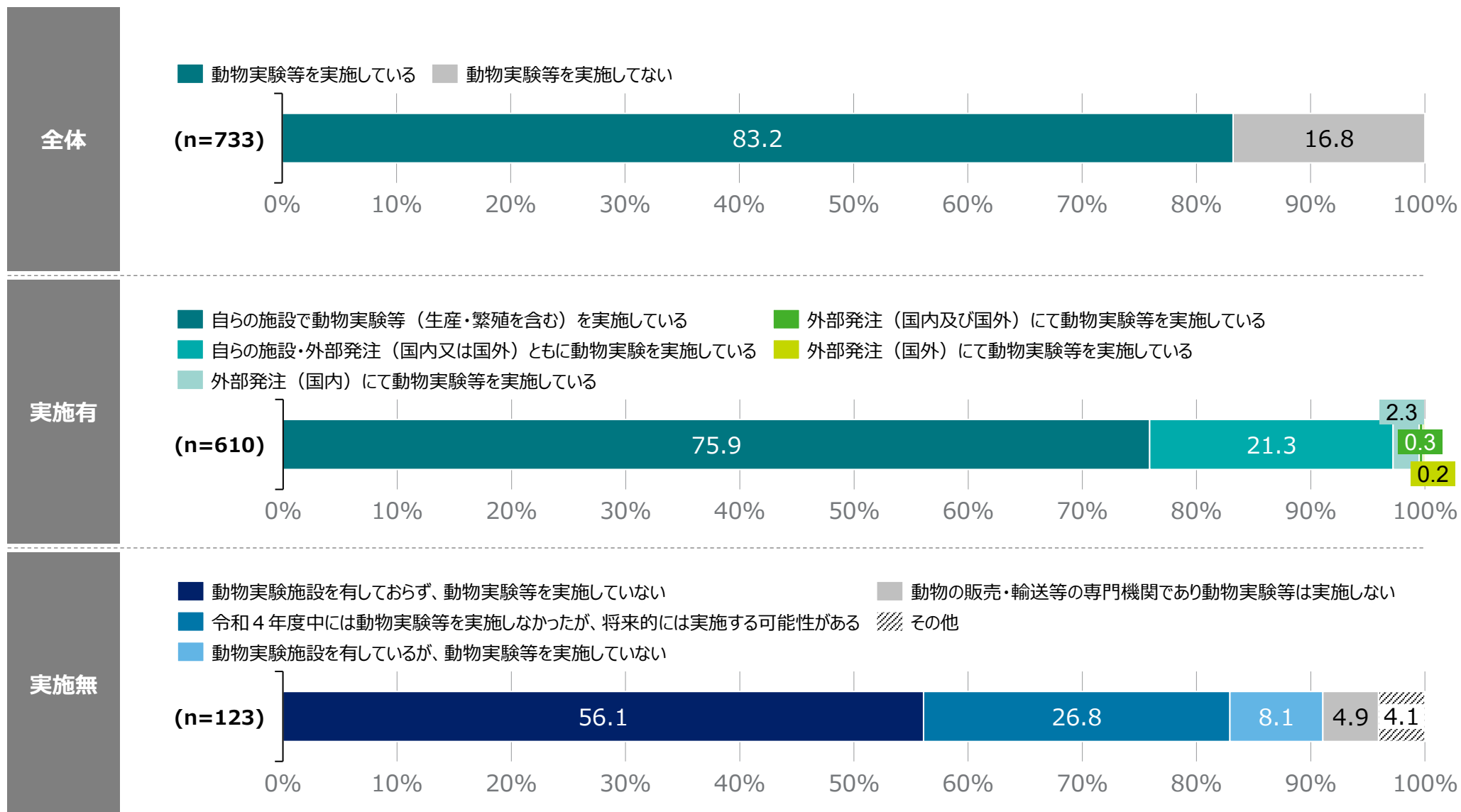
Q3 御回答者様の所属機関の属する業界（または加盟団体）を教えてください。複数に当てはまる場合は主たる業界として該当するものを御回答ください。



動物実験実施の有無

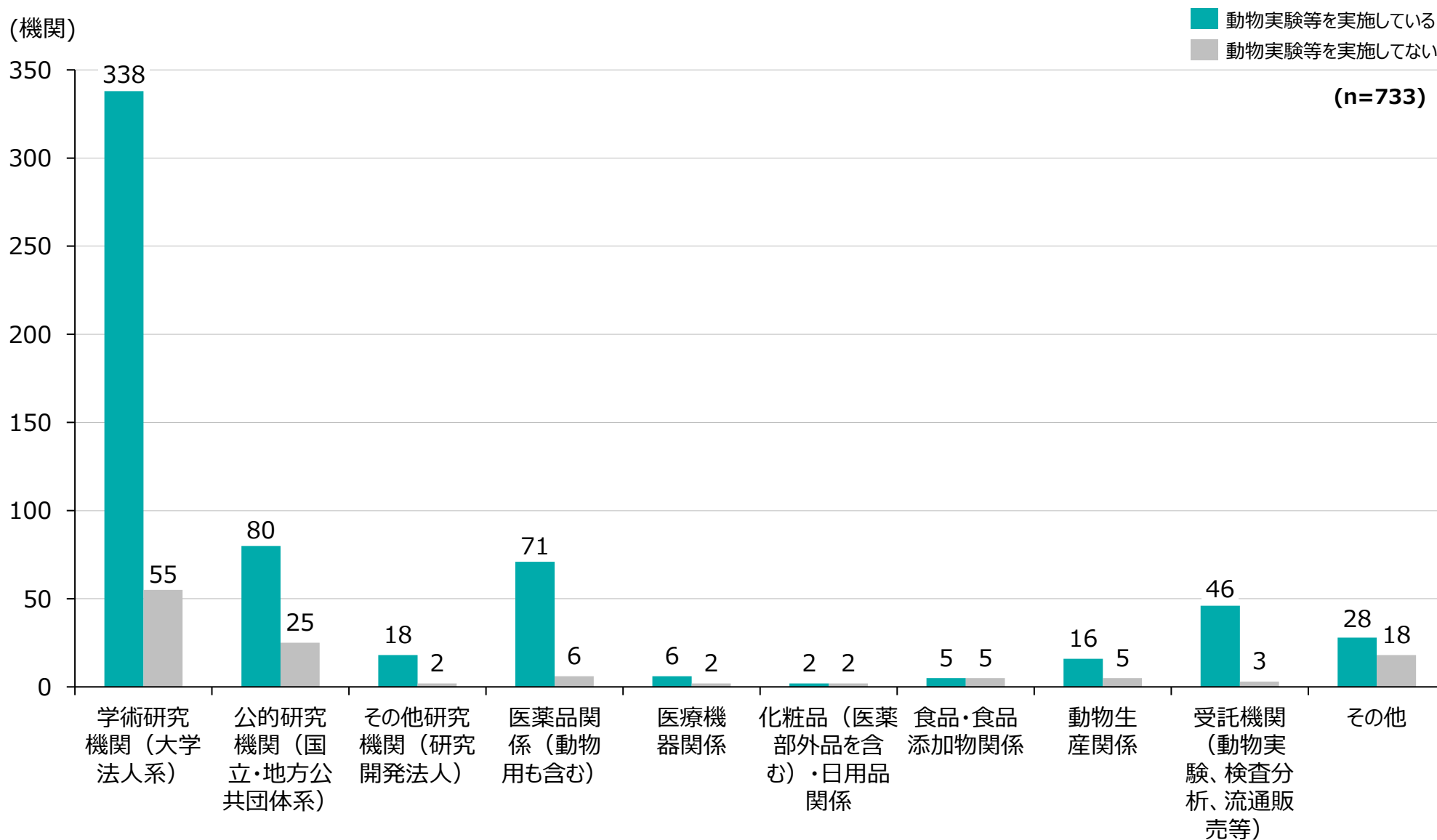


Q4 令和4年度中（令和4年4月～令和5年3月）に、動物（哺乳類、鳥類及び爬虫類を対象とする。）を用いた実験等を行っていますか。または、実験等の外部発注（委託等）を行っていますか。



動物実験実施の有無（業界別）

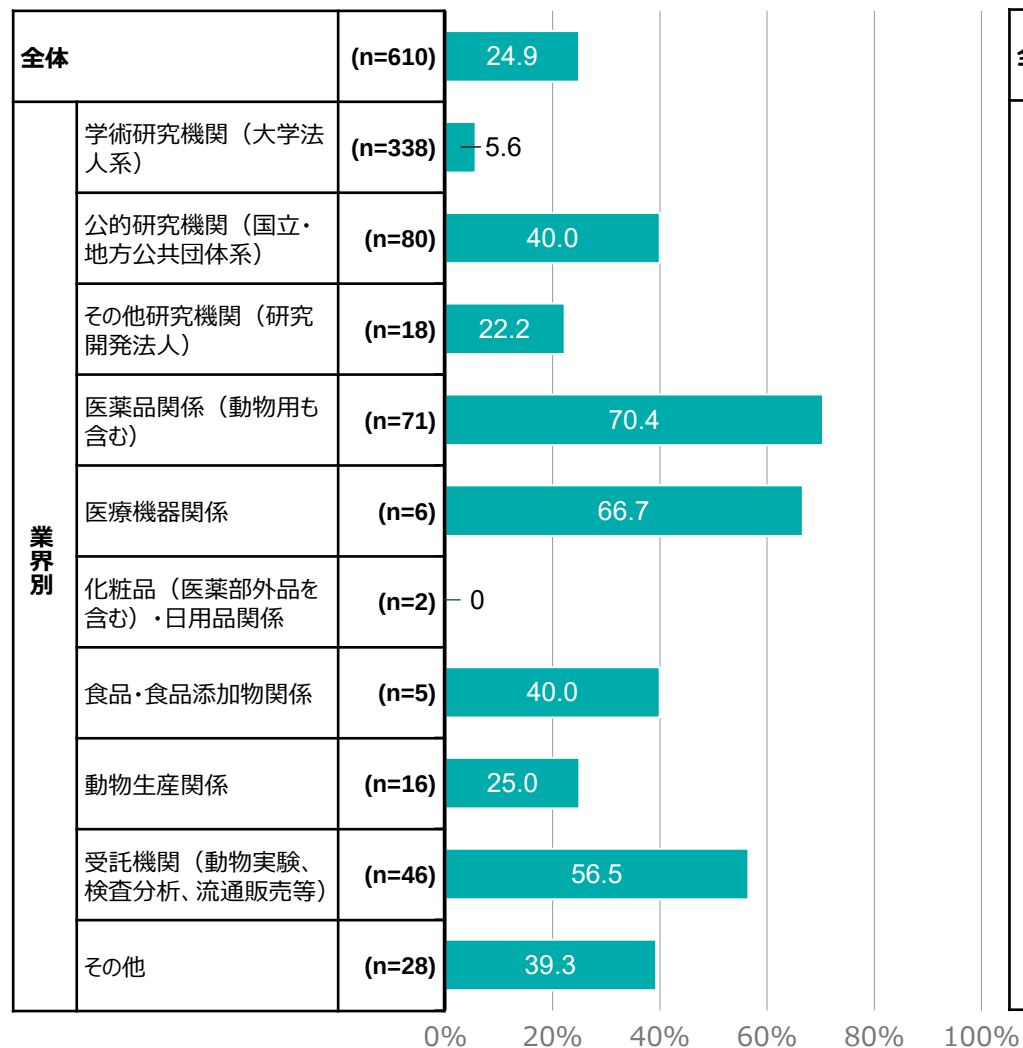
Q4 令和4年度中（令和4年4月～令和5年3月）に、動物（哺乳類、鳥類及び爬虫類を対象とする。）を用いた実験等を行っていますか。



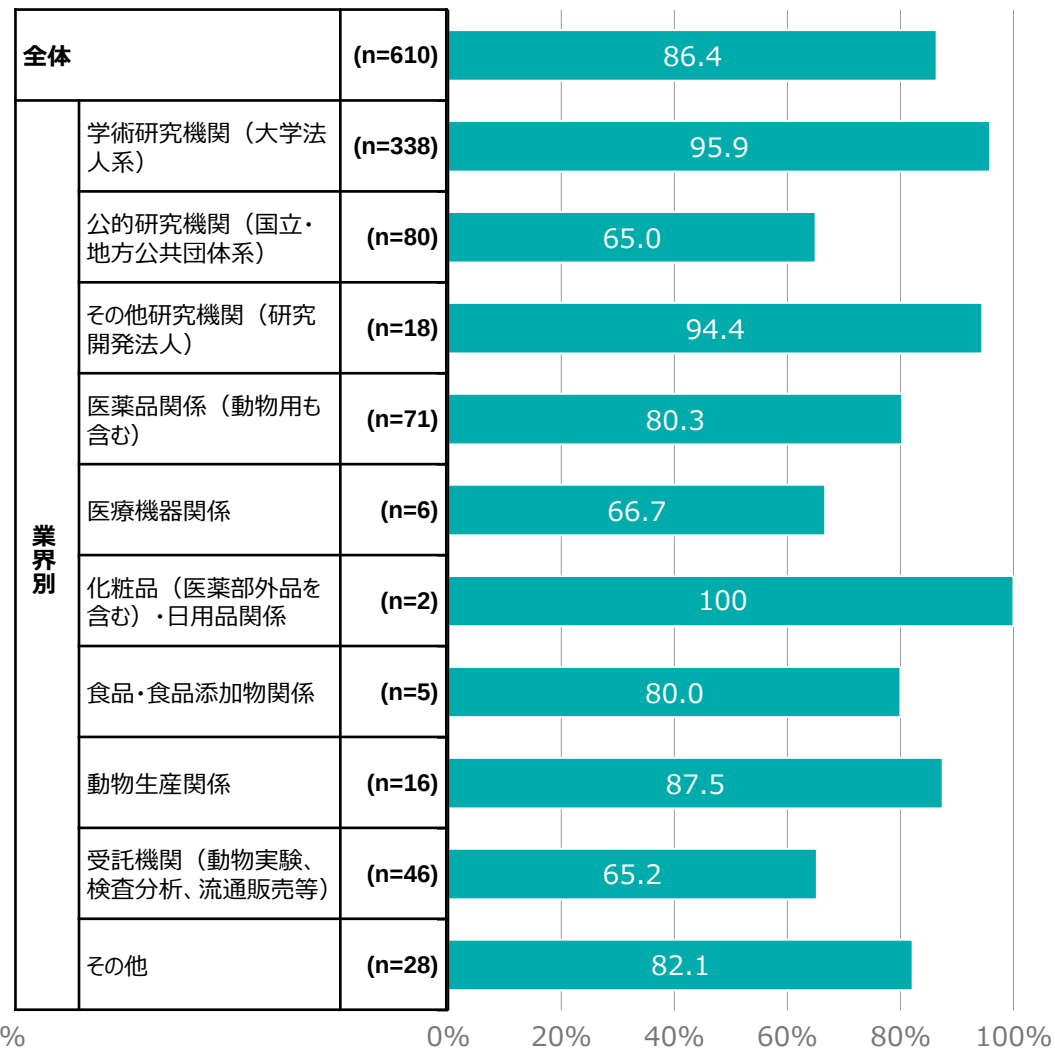
動物実験を行っている理由

Q5-1【Q4で「1. 動物実験等を実施している」と回答した方にお伺いします】動物実験を行っている理由を教えてください。（複数選択）

法令（条例含む）で要求されているから



任意（開発・安全性確認のため、法令で要求されているか分からない場合も含む）



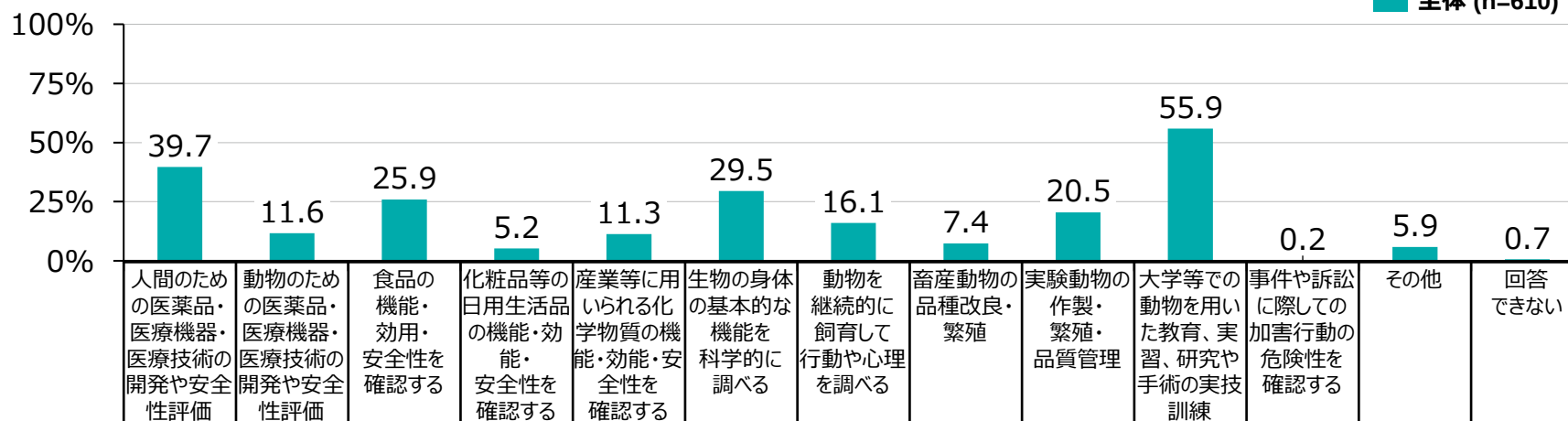
注1）複数選択可能な設問のため、両方の理由で実施している施設も存在する

注2）「法令（条例含む）で要求されているから」については、回答者の認識として回答を得たものである

実験動物の使用目的

Q5-2【Q4で「1. 動物実験等を実施している」と回答した方にお伺いします】令和4年度中に実施した動物実験における実験動物の使用目的について、教えてください。
(複数選択)

■ 全体 (n=610)



学術研究機関（大学法人系）	(n=338)	28.1%	8.9%	22.5%	3.6%	6.5%	37.9%	20.4%	4.1%	18.6%	90.8%	0.3%	0.9%	0.3%
公的研究機関（国立・地方公共団体系）	(n=80)	23.8%	5.0%	43.8%	2.5%	7.5%	30.0%	17.5%	30.0%	16.3%	15.0%	0.0%	18.8%	0.0%
その他研究機関（研究開発法人）	(n=18)	55.6%	11.1%	22.2%	5.6%	27.8%	55.6%	44.4%	11.1%	55.6%	38.9%	0.0%	5.6%	5.6%
医薬品関係（動物用も含む）	(n=71)	85.9%	19.7%	8.5%	2.8%	5.6%	11.3%	1.4%	0.0%	21.1%	2.8%	0.0%	2.8%	0.0%
医療機器関係	(n=6)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%
化粧品（医薬部外品を含む）・日用品関係	(n=2)	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
食品・食品添加物関係	(n=5)	40.0%	20.0%	60.0%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%
動物生産関係	(n=16)	56.3%	25.0%	31.3%	18.8%	25.0%	18.8%	12.5%	12.5%	87.5%	18.8%	0.0%	18.8%	0.0%
受託機関（動物実験、検査分析、流通販売等）	(n=46)	63.0%	26.1%	56.5%	19.6%	39.1%	2.2%	4.3%	2.2%	10.9%	4.3%	0.0%	6.5%	4.3%
その他	(n=28)	35.7%	14.3%	10.7%	7.1%	32.1%	14.3%	0.0%	7.1%	10.7%	25.0%	0.0%	21.4%	0.0%

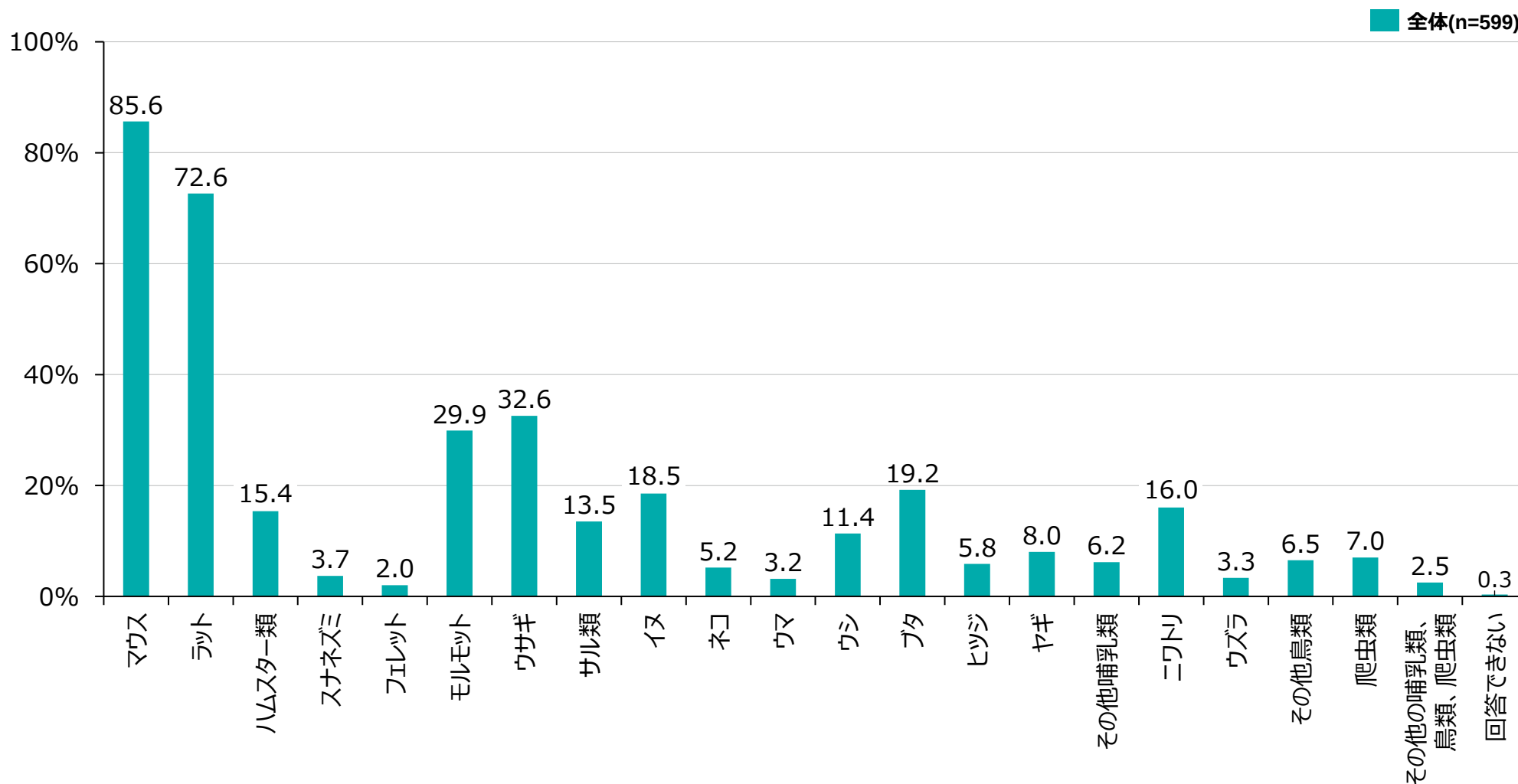
■ 全体より10pt以上高い ■ 全体より5pt以上高い ■ 全体より5pt以上低い ■ 全体より10pt以上低い

調査結果まとめ

入手・生産・飼養等をした動物の種類

■ 実験等のために入手・生産・飼養等をした割合について、マウスが最も高く85.6%。次いでラットが72.6%で続く。

Q6【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」「6. 動物の販売・輸送等の専門機関であり動物実験等は実施しない」と回答した方にお伺いします】令和4年度に、実験等のために入手・生産・飼養等をした動物の種類を教えてください。（複数選択）

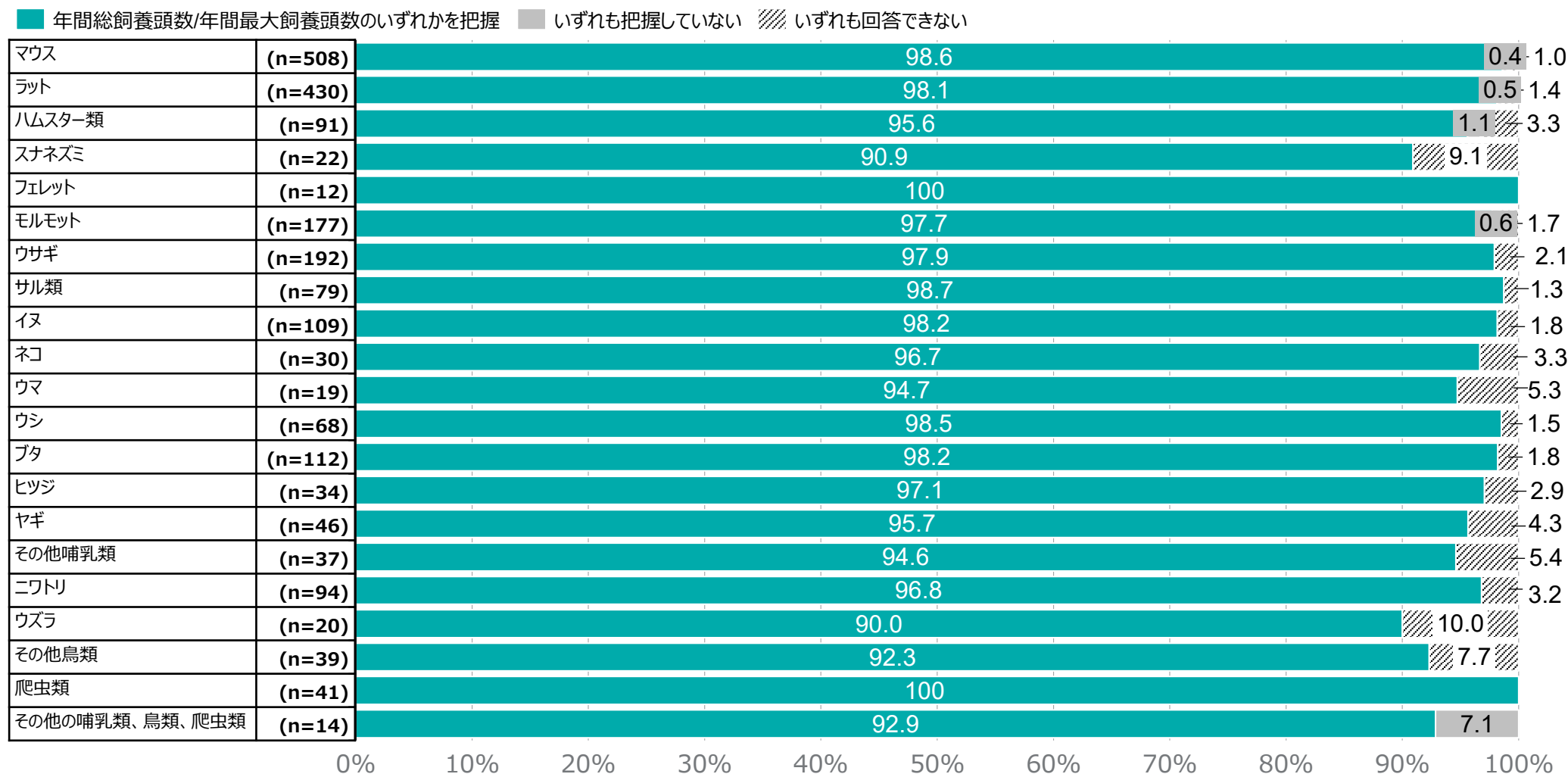


注) 哺乳類とまで限定できないが、「哺乳類または鳥類」ということまでは答えられる場合などを想定し、「その他哺乳類」、「その他鳥類」、「爬虫類」と別に「その他哺乳類、鳥類、爬虫類」を選択肢として設けている

年間総飼養頭数/年間最大飼養頭数

- 実験等のために入手・生産・飼養等をした動物について、動物種によらず年間総飼養頭数若しくは年間最大飼養頭数のいずれかの把握ができています。
- 「回答できない」としている理由として、他方の回答を実施していること・年間総飼養頭数/年間最大飼養頭数以外の方法での把握を行っていること・飼養自体行っていない等が考えられる。

Q7.※.1【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」、かつ、Q6で「X.(該当動物)」と回答した方にお伺いします】（該当動物）：令和4年度における、実験等のための年間総飼養頭数若しくは年間最大飼養頭数の両方あるいは可能な一方を動物種毎に教えてください。

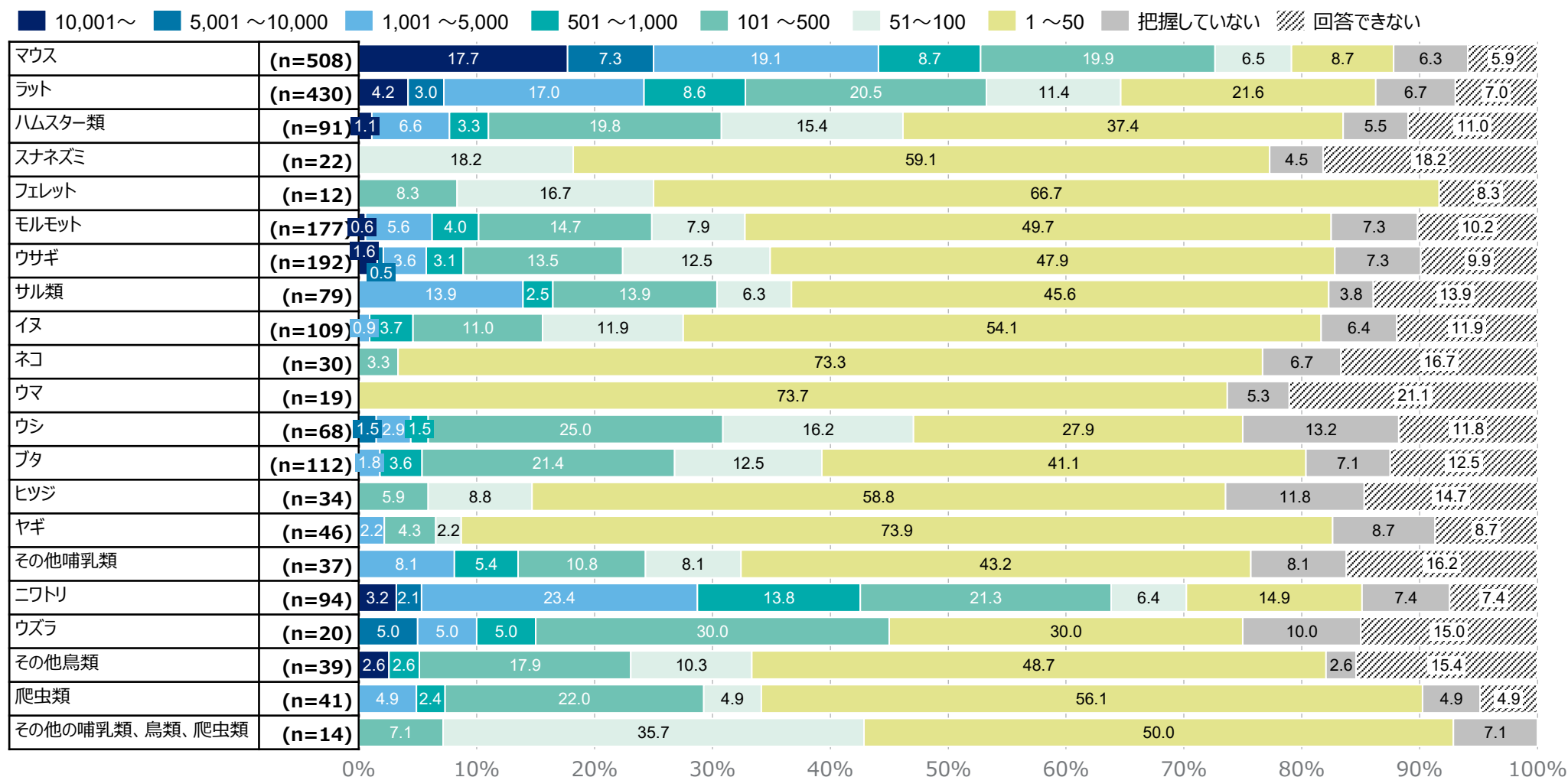


注) 「年間総飼養頭数」と「年間最大飼養頭数」については、実験動物取扱施設の規模を把握するための指標として今般調査したもの（指標であり、必ずしも施設規模と相関した結果となっているとは限らない）

年間総飼養頭数

- 年間総飼養頭数を動物別でみるとマウスが最も多い傾向。
- 「把握していない」又は「回答できない」と回答している理由として、使用・出荷頭数と系統維持頭数を把握しているが、同一個体を複数の実験で使用している場合があり、総飼養頭数の集計に使用頭数をそのまま用いることができないことや、任意の時点（毎月等）での飼養数は把握しているが、年間総飼養頭数としての把握はしていない等が考えられる。

Q7.【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」、かつ、Q6で「X.(該当動物)」と回答した方にお伺いします】（該当動物）：年間総飼養頭数_令和4年度における、実験等のための年間総飼養頭数若しくは年間最大飼養頭数の両方あるいは可能な一方を動物種毎に教えてください。

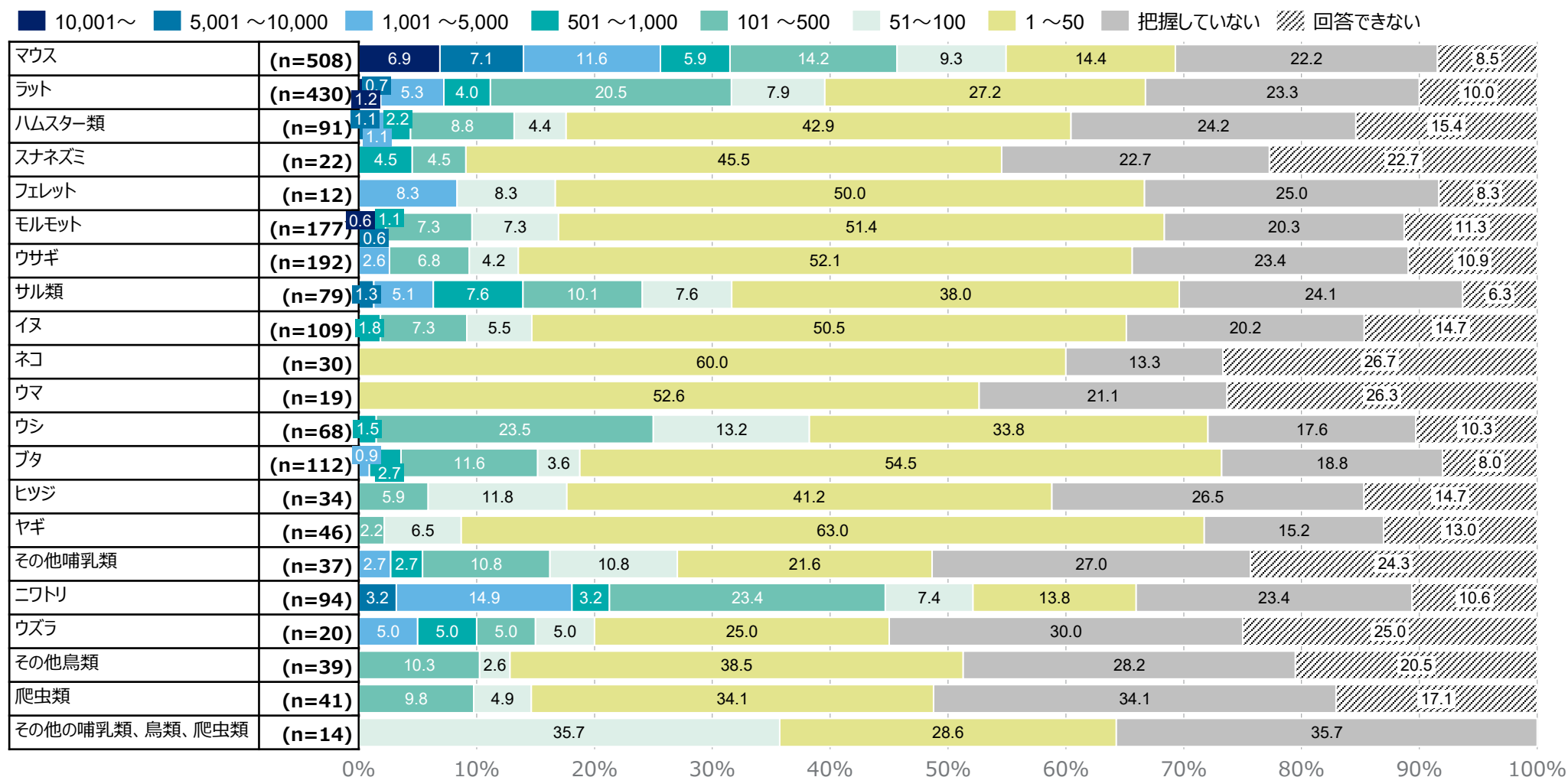


注）「年間総飼養頭数」と「年間最大飼養頭数」については、実験動物取扱施設の規模を把握するための指標として今般調査したもの（指標であり、必ずしも施設規模と相関した結果となっているとは限らない）

年間最大飼養頭数

- 年間最大飼養頭数についても動物別でみるとマウスが最も多い傾向。
- なお、年間総飼養頭数/年間最大飼養頭数のいずれかを把握していればよいとしている為、「把握していない」「回答できない」としている機関の割合が高い状況。
- 「把握していない」又は「回答できない」と回答している理由として、任意の時点での飼養数は把握しているが、年間最大飼養頭数としての把握はしていない場合や動物実験のみを行っており、実験動物の飼養は行っていない等が考えられる。

Q7.【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」、かつ、Q6で「X.(該当動物)」と回答した方にお伺いします】（該当動物）：年間最大飼養頭数_令和4年度における、実験等のための年間総飼養頭数若しくは年間最大飼養頭数の両方あるいは可能な一方を動物種毎に教えてください。



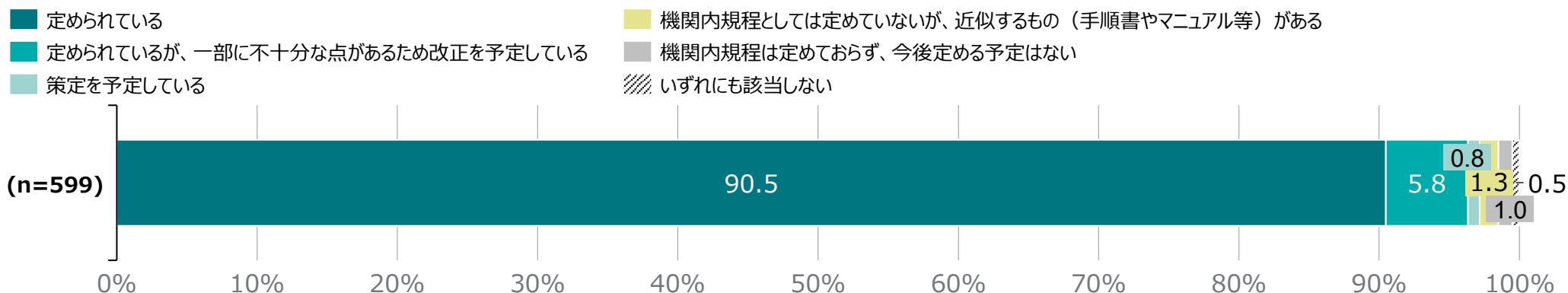
注) 「年間総飼養頭数」と「年間最大飼養頭数」については、実験動物取扱施設の規模を把握するための指標として今般調査したもの（指標であり、必ずしも施設規模と相関した結果となっているとは限らない）

実験動物の飼養保管及び動物実験等に関する規程

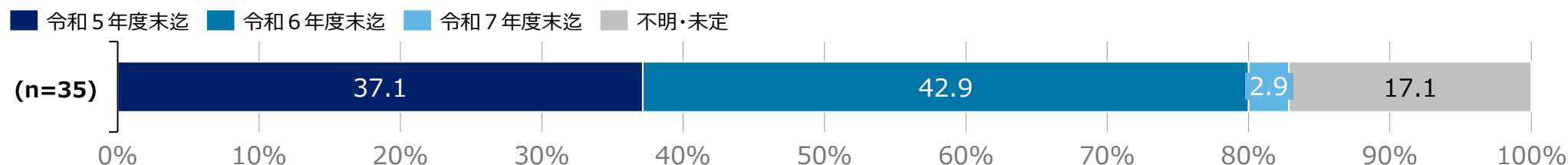


- 「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」「動物の販売・輸送等の専門機関であり動物実験等は実施しない」機関の内、90.5%で実験動物の飼養保管及び動物実験等に関する規程が定められている。
- また、今後改定や策定を予定している機関についても、60%以上が3年以内に実施を計画。

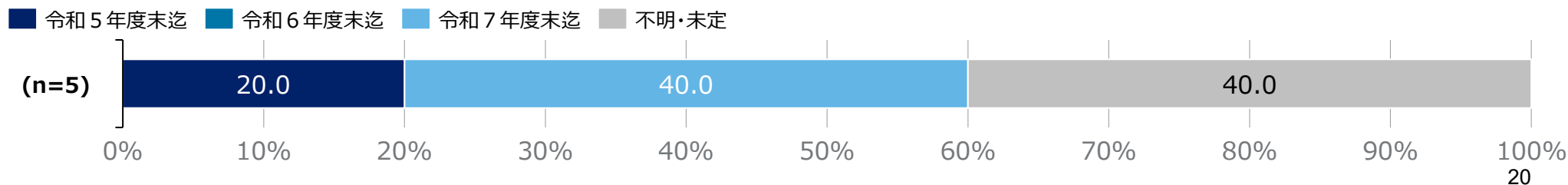
Q8【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」「6. 動物の販売・輸送等の専門機関であり動物実験等は実施しない」と回答した方にお伺いします】実験動物の飼養保管及び動物実験等に関する規程（以下、「機関内規程」とする）が定められているかを教えてください。



Q8.1【Q8 実験動物の飼養保管及び動物実験等に関する規程で、「2. 定められているが、一部に不十分な点があるため改正を予定している」と回答した方にお伺いします】改正予定を教えてください。



Q8.2【Q8 実験動物の飼養保管及び動物実験等に関する規程で、「3. 策定を予定している」と回答した方にお伺いします】策定予定を教えてください。

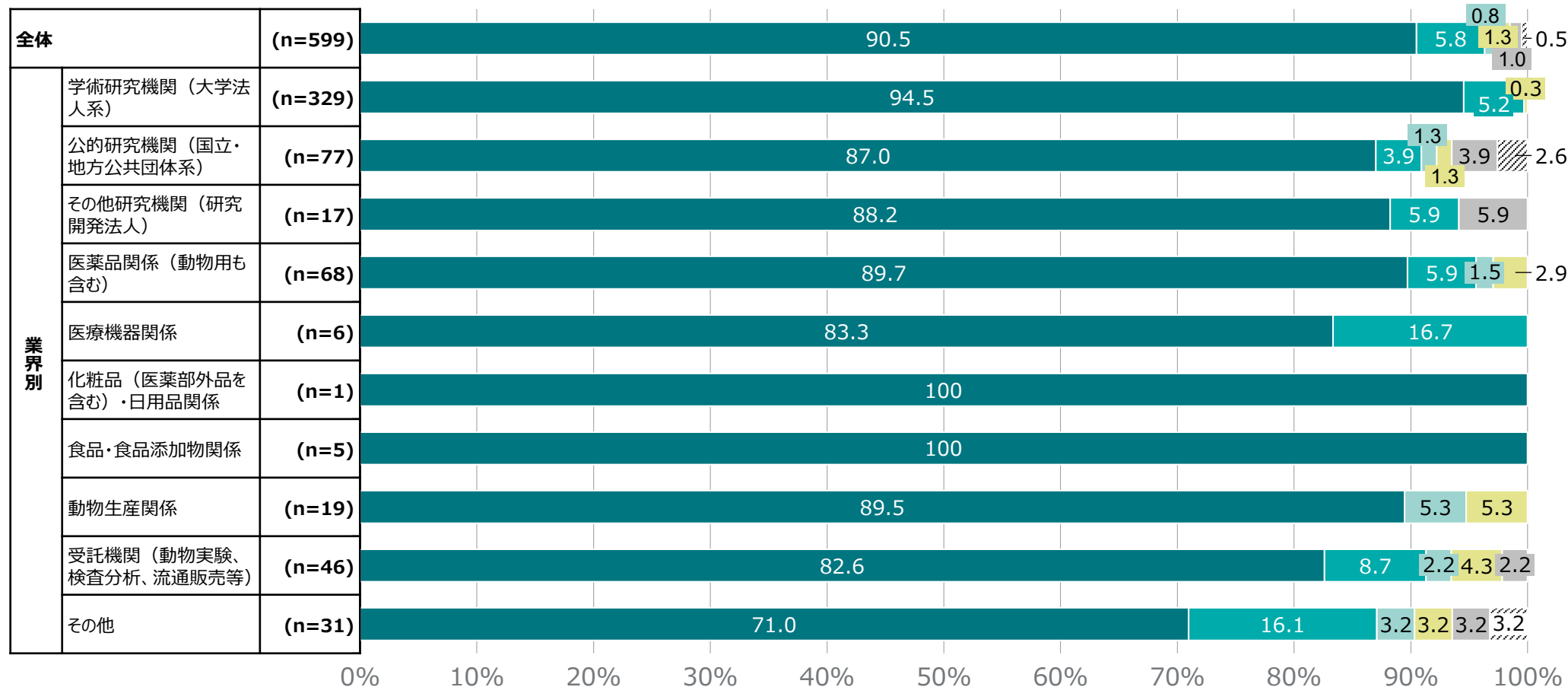


実験動物の飼養保管及び動物実験等に関する規程（業界別）

■「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」「動物の販売・輸送等の専門機関であり動物実験等は実施しない」機関の内、全ての業界で、機関内規程（或いは近似するもの）が、90%以上の機関で定められている。

Q8【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」「6. 動物の販売・輸送等の専門機関であり動物実験等は実施しない」と回答した方にお伺いします】実験動物の飼養保管及び動物実験等に関する規程（以下、「機関内規程」とする）が定められているかを教えてください。

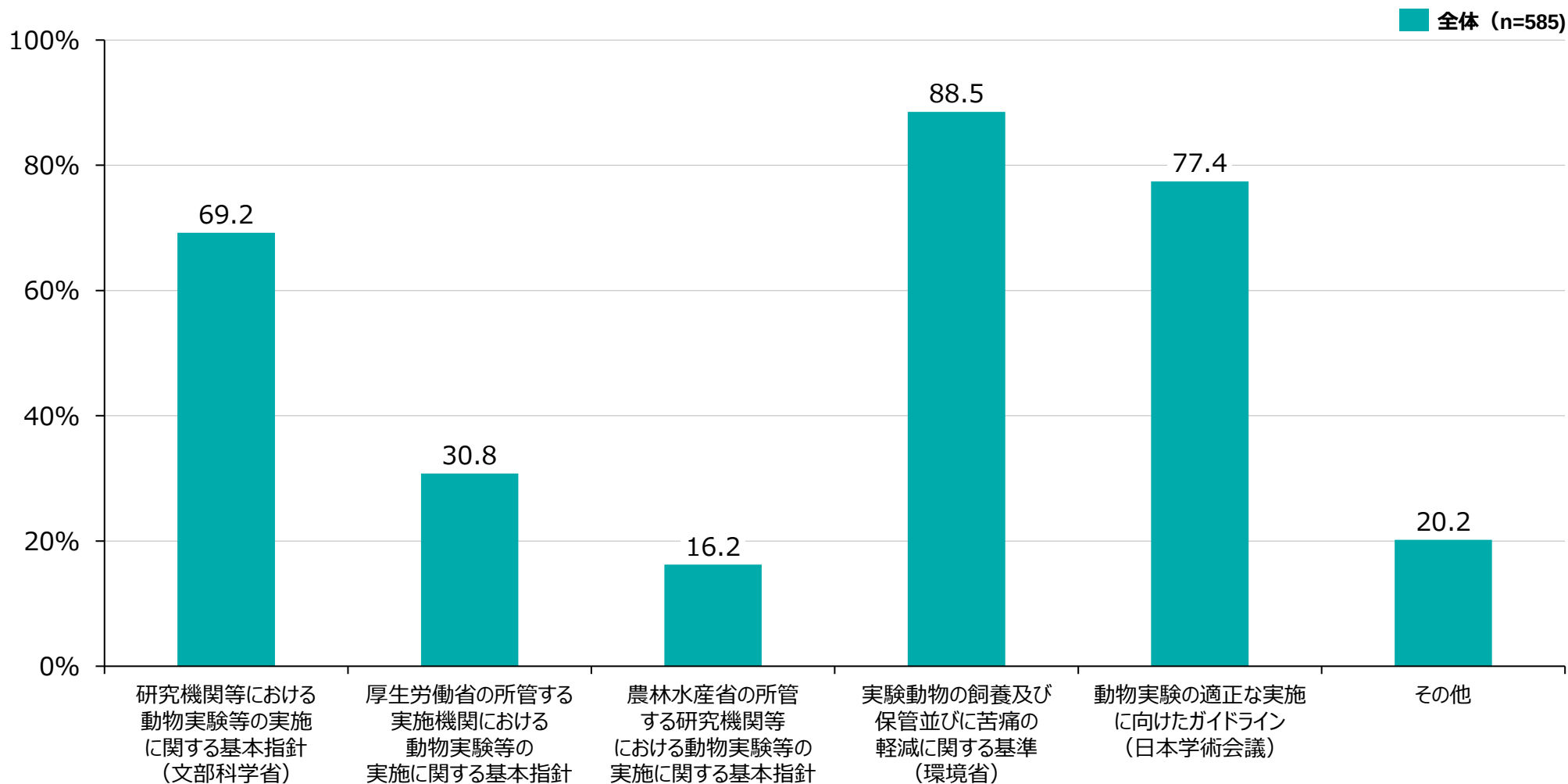
- 定められている
- 定められているが、一部に不十分な点があるため改正を予定している
- 策定を予定している
- 機関内規程としては定めていないが、近似するもの（手順書やマニュアル等）がある
- 機関内規程は定めておらず、今後定める予定はない
- いずれにも該当しない



定めている機関内規程（或いは近似するもの）の根拠指針

- 定めている機関内規程（或いは近似するもの）の根拠指針については、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）」を選択している機関が88.5%と最も高い。

Q9【Q8で「1. 定められている」「2. 定められているが、一部に不十分な点があるため改正を予定している」「4. 機関内規程としては定めていないが、近似するもの（手順書やマニュアル等）がある」と回答した方にお伺いします】定めている機関内規程（或いは近似するもの）の根拠指針として該当するものを教えてください。（複数選択）



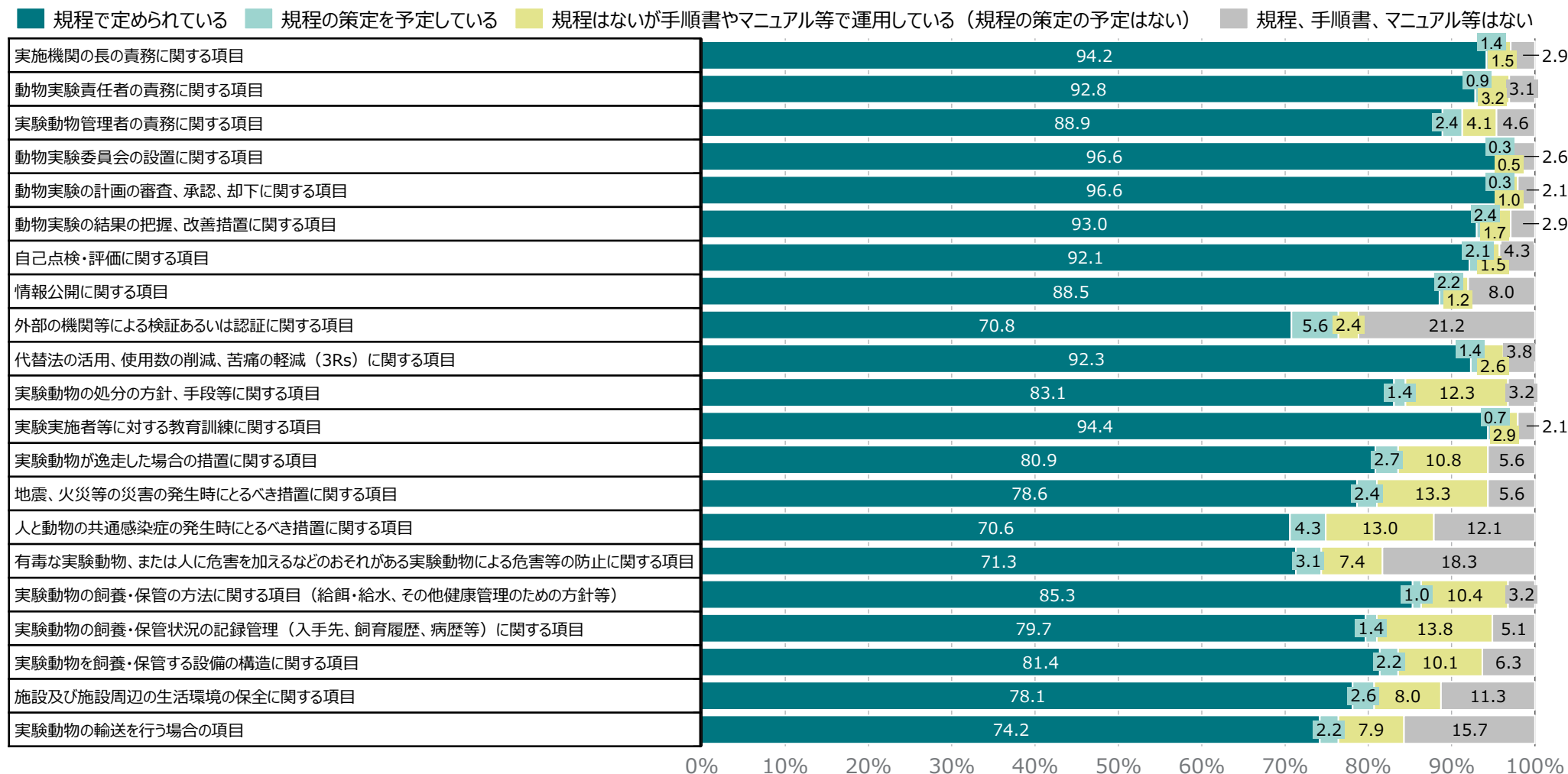
機関内規程（若しくは規程内の条項）内容



- 全ての項目において70%以上の機関が「規程で定められている」と回答。
- 機関内規程（或いは近似するもの）において、3Rsに関する項目は90%以上の機関で定めている。

Q10【Q8で「1. 定められている」「2. 定められているが、一部に不十分な点があるため改正を予定している」「4. 機関内規程としては定めていないが、近似するもの（手順書やマニュアル等）がある」と回答した方にお伺いします】機関内規程（若しくは規程内の条項）或いはこれに近似するものにおいて、以下のうち定められているものを教えてください。

全体（n=585）

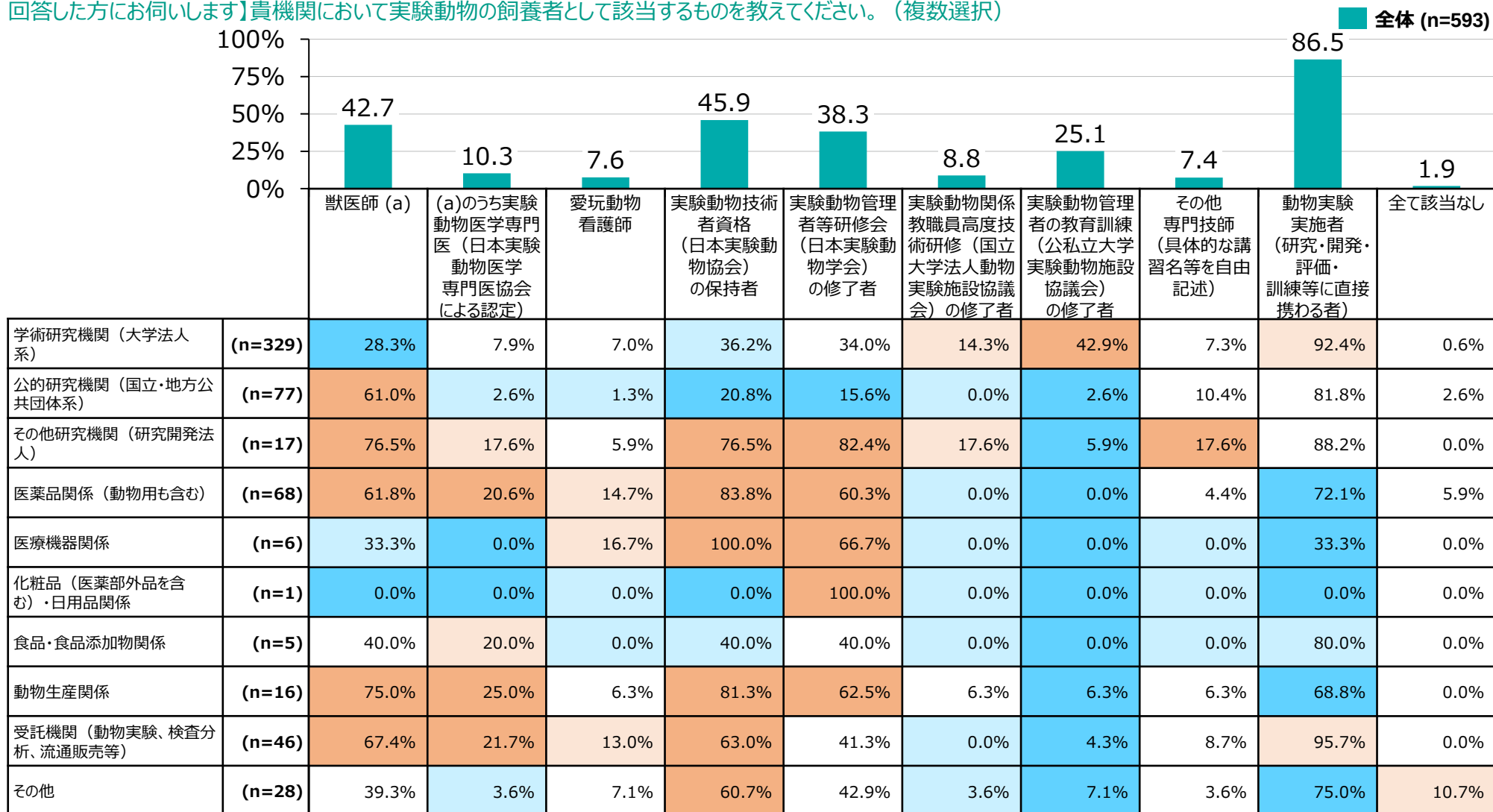


注）機関内規程等（規定、手順書、マニュアル等含む）がなくとも、労働安全など動物実験以外を主目的とした法令・マニュアル等に沿って実施している可能性がある

実験動物の飼養者

- 実験動物の飼養者として、動物実験実施者と回答した機関が全体の86.5%で最も高く（医療機器関係、化粧品（医薬部外品を含む）・日用品関係を除き65%以上の従事率である。）、実験動物技術者資格が45.9%、獣医師が42.7%。
- 42.9%の学術研究機関にておいて、公私動協による実験動物管理者の教育訓練修了者が飼養者として該当する。

Q11【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】貴機関において実験動物の飼養者として該当するものを教えてください。（複数選択）



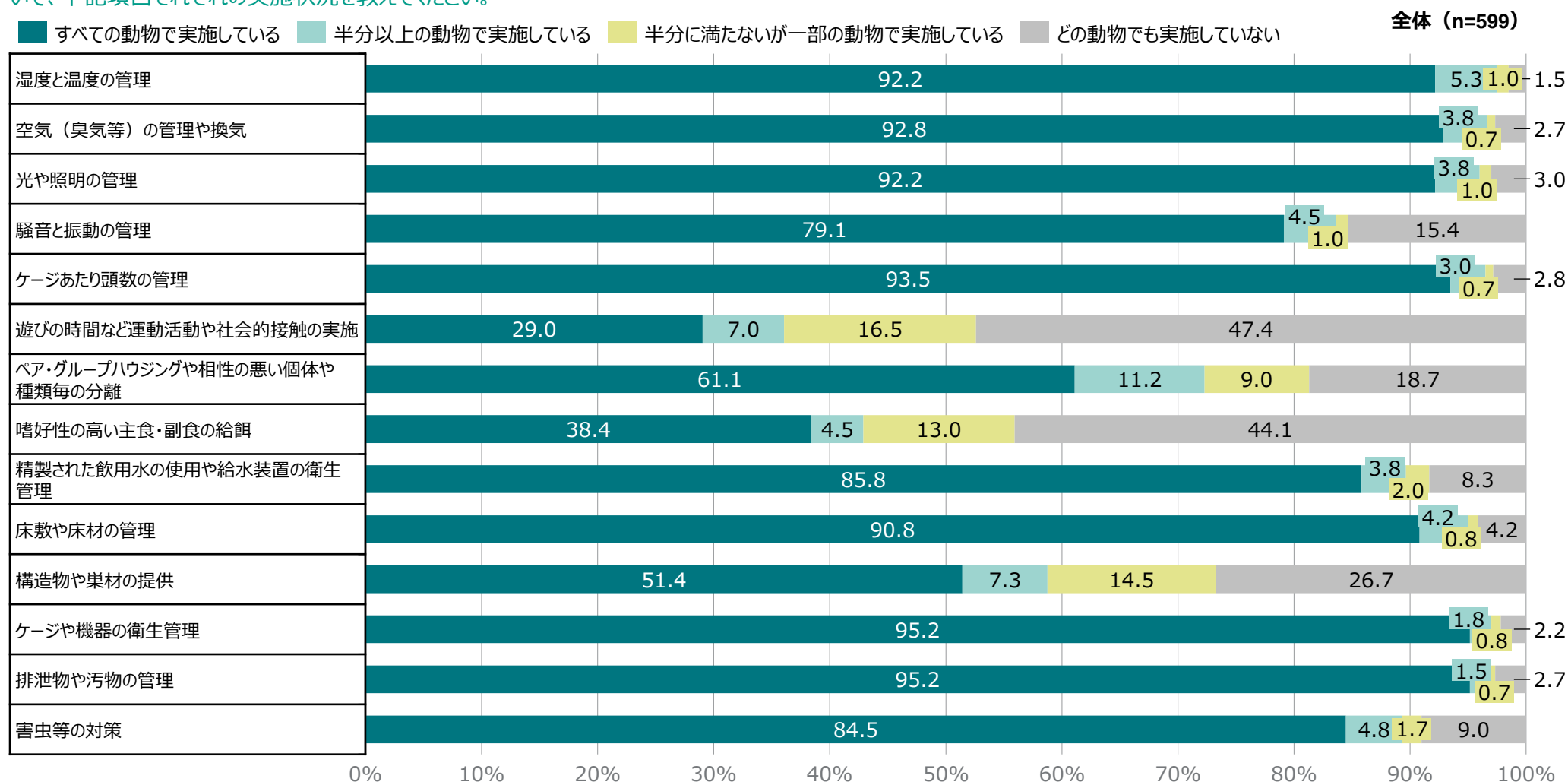
■ 全体より10pt以上高い ■ 全体より5pt以上高い ■ 全体より5pt以上低い ■ 全体より10pt以上低い

エンリッチメント等を含む飼養保管管理の実施状況



- 「遊び時間、運動活動、社会的接触の実施」など、群飼育されている動物での実施が行われない項目については、実施していると回答する機関の割合が低い傾向。
- 一方、すべての飼育環境・動物種での実施が可能なエンリッチメントについては、全ての動物で実施していると回答する機関の割合が高い傾向。

Q12【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」「6. 動物の販売・輸送等の専門機関であり動物実験等は実施しない」と回答した方にお伺いします】貴機関における実験動物の飼養保管環境のエンリッチメント等について、下記項目それぞれの実施状況を教えてください。



注1) 動物種によって人との親和性、エンリッチメント等を含む飼養保管管理の必要性に差異があるものの、本設問では種別で分けていない

注2) 衛生管理などは高い傾向。遊び時間、運動活動、社会的接触の実施は低い傾向 ※マウス・ラット等は通常、群飼育されているので、回答で「すべての動物で実施している」が低い傾向。嗜好性の高い給餌は低い傾向
※主にサル類やイヌなど嗜好性の差が大きな動物種において、補食を与える、給餌方法を工夫することを指しており、動物種問わず嗜好性を優先した給餌を推奨する訳ではない

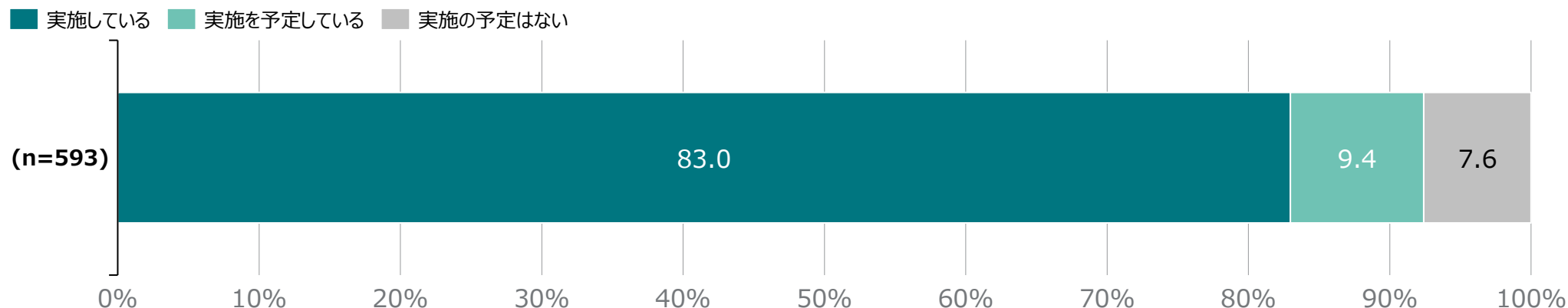
注3) 「遊びの時間など運動活動や社会的接触の実施」について、通常マウスやラット等では実施されない。一方で本項目は動物種別で調査を実施していない

各指針の遵守状況にかかる自己点検・評価

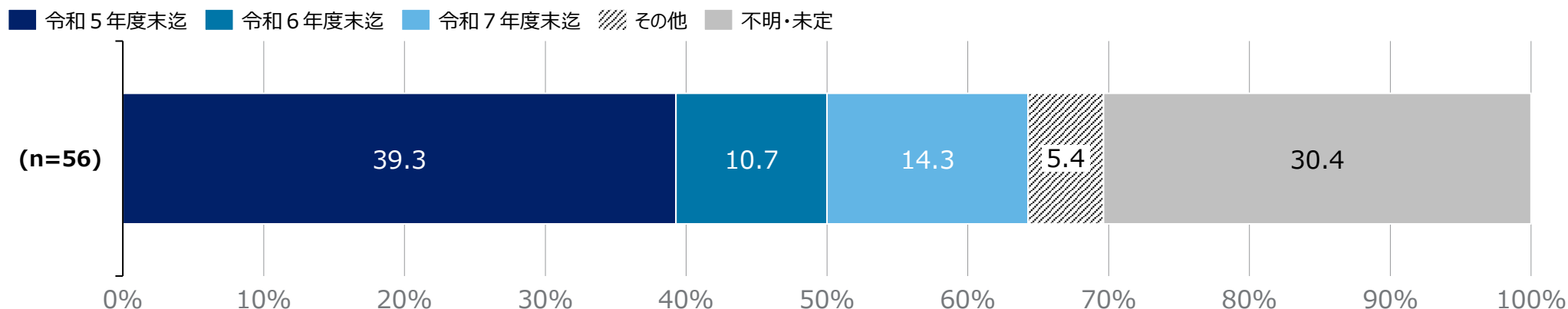


- 「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、環境省実験動物基準及び本基準に即した各指針の遵守状況にかかる自己点検・評価を実施している機関は83.0%。

Q13【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】環境省実験動物基準及び本基準に即した各指針の遵守状況にかかる自己点検・評価を実施しているかを教えてください。



Q13.1【Q13で「2. 実施を予定している」と回答した方にお伺いします】環境省実験動物基準及び本基準に即した各指針の遵守状況にかかる自己点検・評価について、実施予定を教えてください。

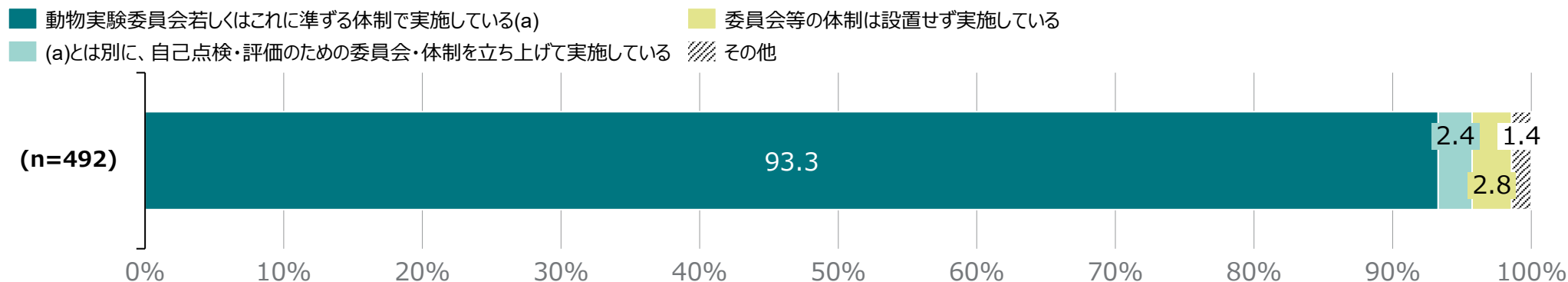


自己点検・評価の実施体制・メンバー

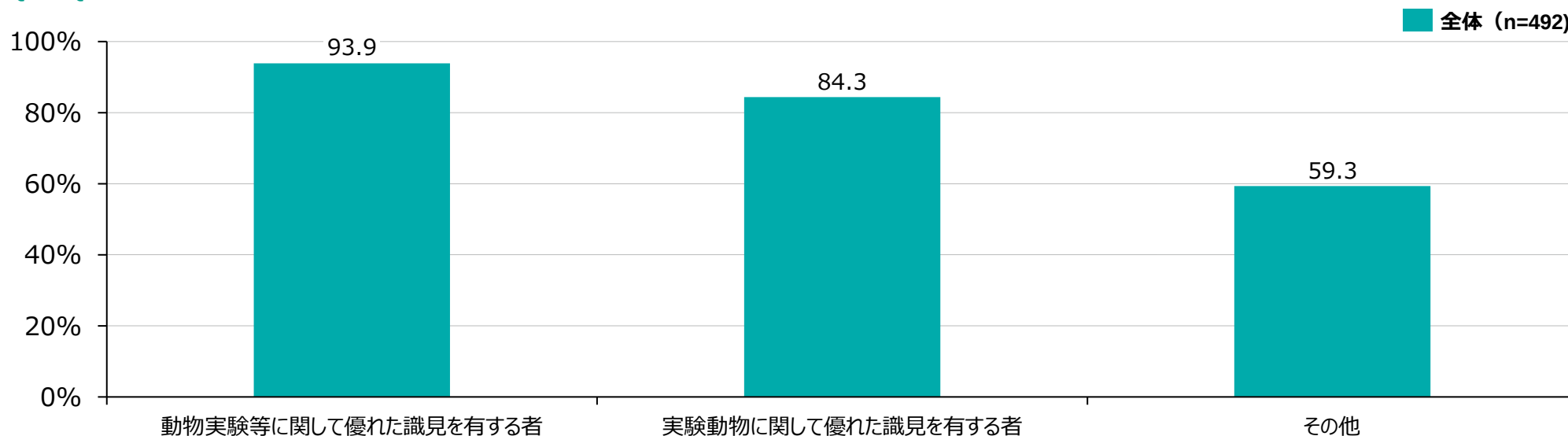


- 環境省実験動物基準及び本基準に即した各指針の遵守状況にかかる自己点検・評価を実施している機関の内、環境省実験動物基準及び本基準に即した各指針の遵守状況にかかる自己点検・評価を評価委員会等の体制で実施している機関は93.3%。

Q14【Q13で「1. 実施している」と回答した方にお伺いします】自己点検・評価をどのように実施していますか。



Q15【Q13で「1. 実施している」と回答した方にお伺いします】自己点検・評価を実施するメンバーについて該当するものをお答えください。（複数選択）



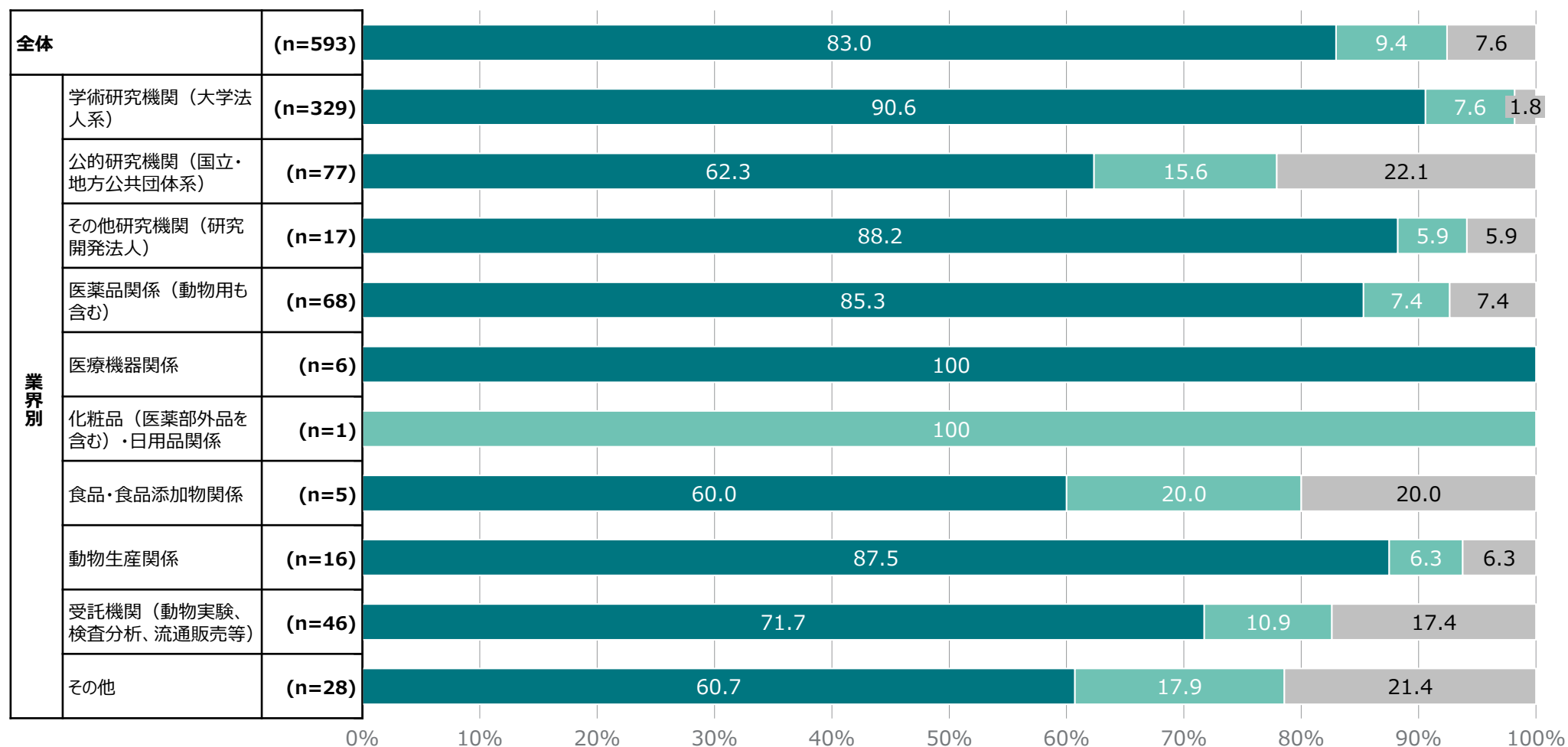
各指針の遵守状況にかかる自己点検・評価（業界別）



- 「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、学術研究機関、その他研究機関、医薬品関係および動物生産関係では、85%以上の機関で実施している。

Q13【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】環境省実験動物基準及び本基準に即した各指針の遵守状況にかかる自己点検・評価を実施しているかを教えてください。

■ 実施している ■ 実施を予定している ■ 実施の予定はない

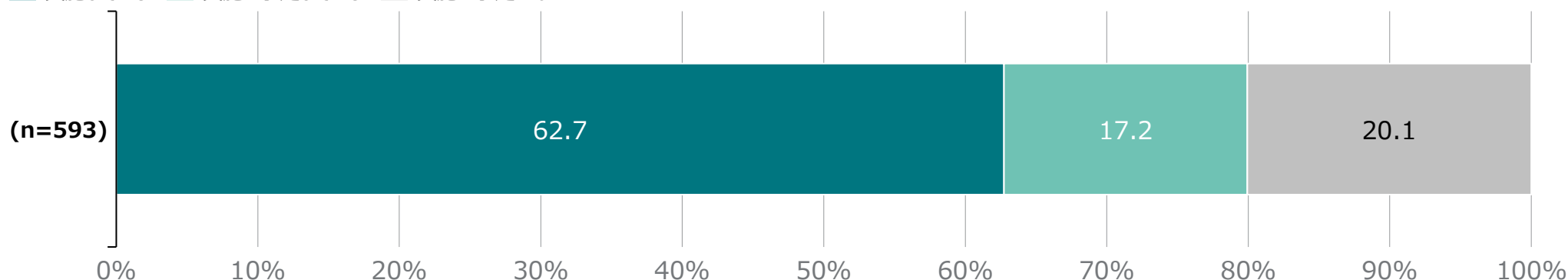


第三者（外部）による検証（認証）の実施

- 「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、第三者（外部）による検証（認証）を実施している機関は62.7%。

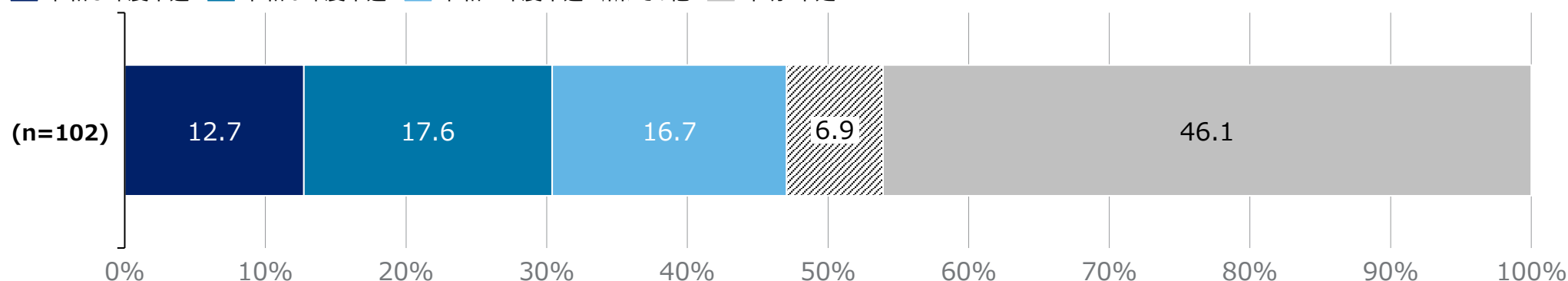
Q16【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】第三者（外部）による検証（認証）を実施しているかを教えてください。

■ 実施している ■ 実施を予定している ■ 実施の予定はない



Q16.1【Q16で「2. 実施を予定している」と回答した方にお伺いします】第三者（外部）による検証（認証）について、実施予定を教えてください。

■ 令和5年度末迄 ■ 令和6年度末迄 ■ 令和7年度末迄 ■ その他 ■ 不明・未定

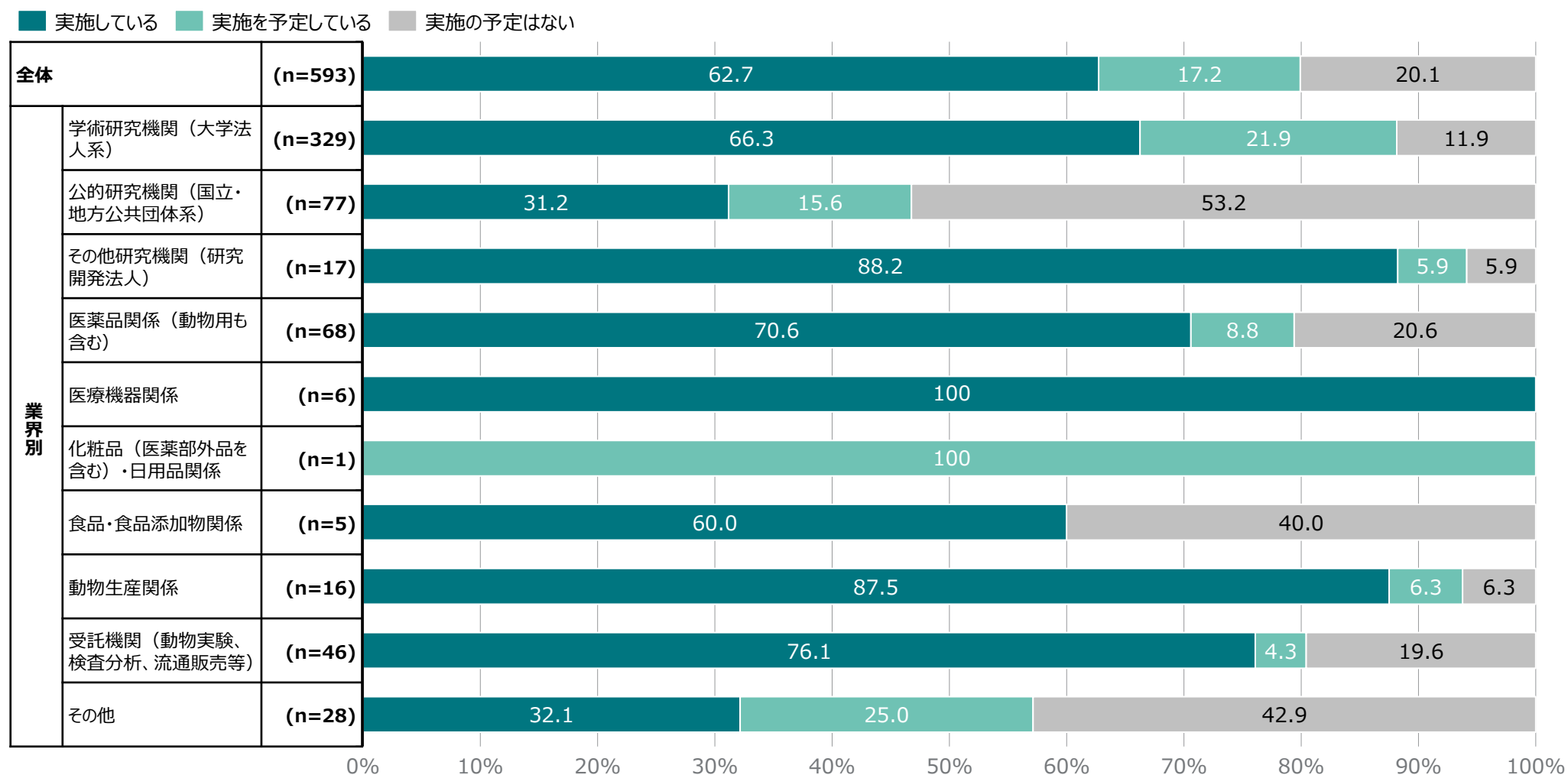


第三者（外部）による検証（認証）の実施（業界別）



- 「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、学術研究機関、その他研究機関、医薬品関係および動物生産関係では、66%以上の機関で実施している。

Q16【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】第三者（外部）による検証（認証）を実施しているかを教えてください。



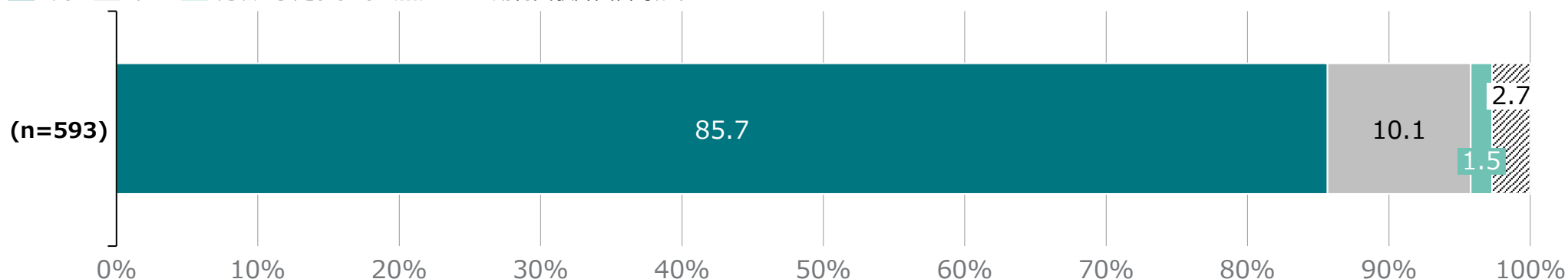
動物実験計画書等における代替法検討結果（Replacement）の記載



■「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、動物実験計画書等において、代替法検討結果の記載欄を有している機関は85.7%。

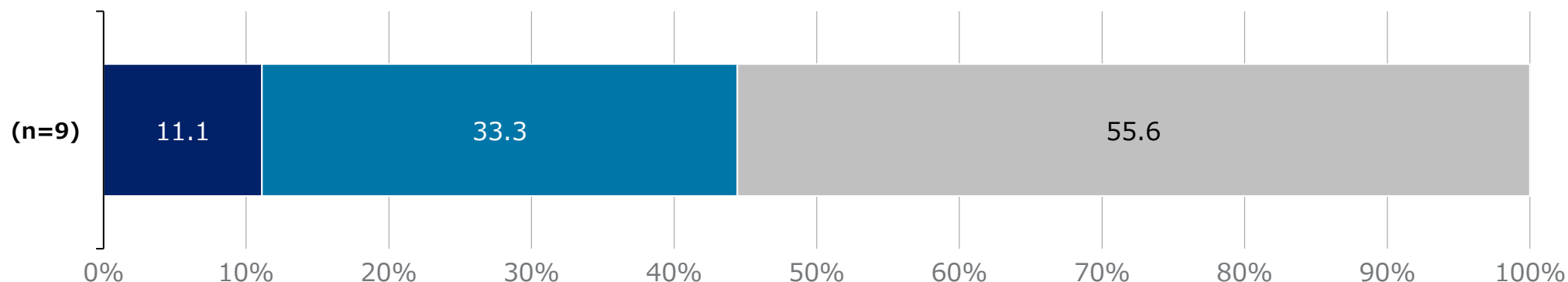
Q17【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】実験等の3Rsのうち「代替法の利用(Replacement)」についてお聞きます。貴機関の動物実験計画書等において、代替法検討結果の記載欄はありますか。

■ ある ■ ない ■ 記載を予定している ■斜線 ■ そもそも動物実験計画書等がない



Q17.1【Q17で「3. 記載を予定している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験計画書等において、代替法検討結果の記載欄について、記載予定を教えてください

■ 令和5年度末迄 ■ 令和6年度末迄 ■ 令和7年度末迄 ■斜線 ■ その他 ■ 不明・未定



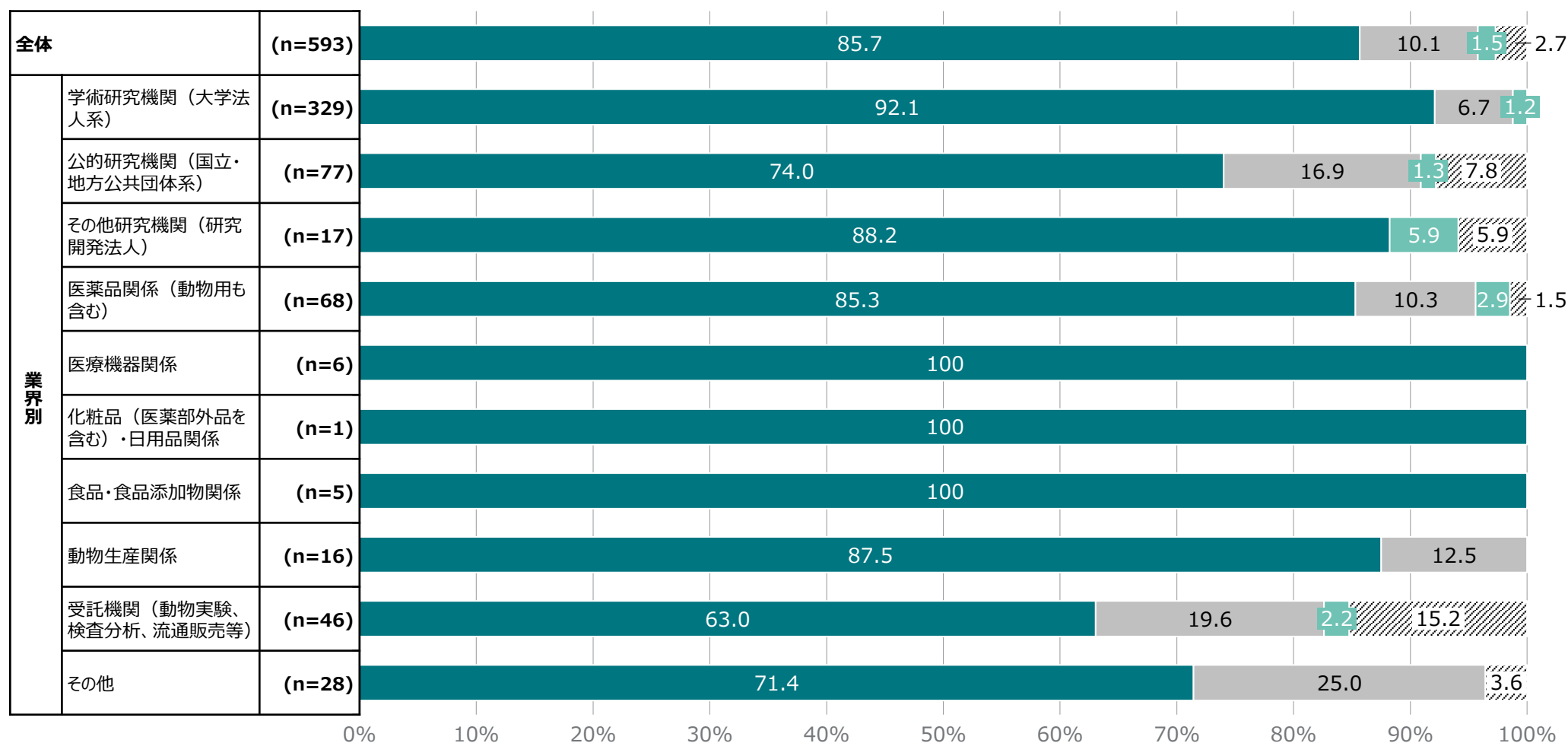
動物実験計画書等における代替法検討結果（Replacement）の記載（業界別）



■「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、学術研究機関、その他研究機関、医薬品関係および動物生産関係では、85%以上の機関で記載がある。

Q17【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】実験等の3Rsのうち「代替法の利用(Replacement)」についてお聞きます。貴機関の動物実験計画書等において、代替法検討結果の記載欄はありますか。

■ ある ■ ない ■ 記載を予定している ■/■ そもそも動物実験計画書等がない



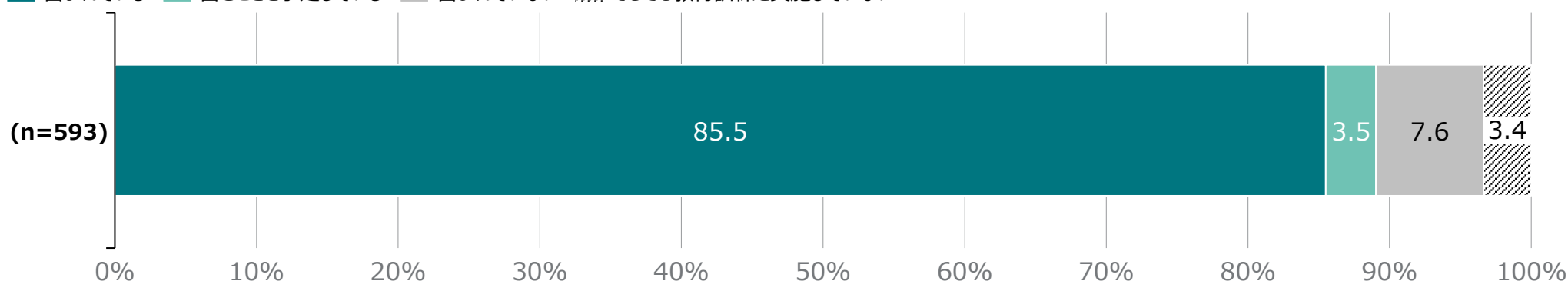
注）受託機関では性質上、業務においてReplacementを選択できる余地がない場合が考えられる

教育訓練におけるReplacement

- 「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Replacementについての内容を含んでいる機関は85.5%。

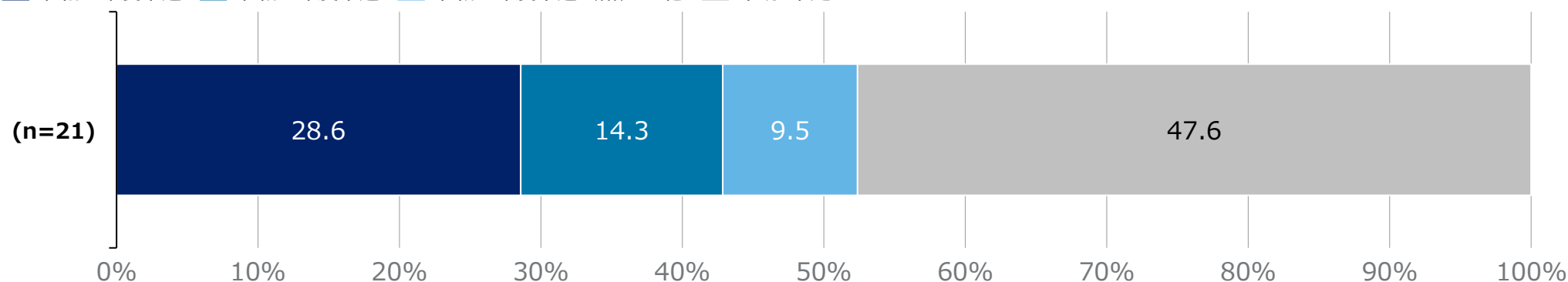
Q18【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Replacementについての内容は含まれていますか。

■ 含まれている ■ 含むことを予定している ■ 含まれていない ■/■/ そもそも教育訓練を実施していない



Q18.1【Q18で「2. 含むことを予定している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Replacementについての内容を含むことについて、実施予定を教えてください。

■ 令和5年度末迄 ■ 令和6年度末迄 ■ 令和7年度末迄 ■/■/ その他 ■ 不明・未定

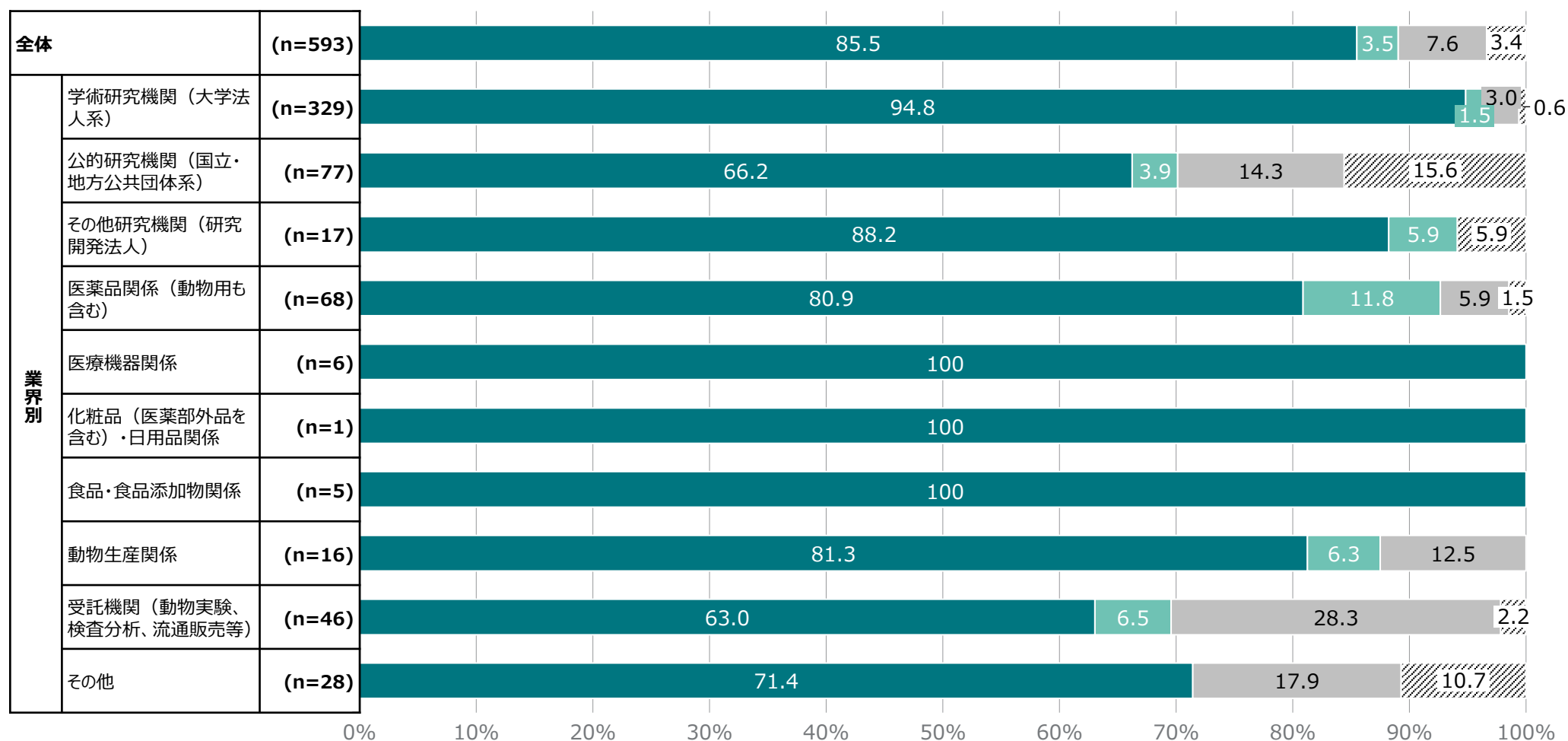


教育訓練におけるReplacement（業界別）

■「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、学術研究機関、その他研究機関、医薬品関係および動物生産関係では、80%以上の機関で記載がある。

Q18【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Replacementについての内容は含まれていますか。

■ 含まれている ■ 含むことを予定している ■ 含まれていない ■/ そもそも教育訓練を実施していない



注）受託機関では性質上、業務においてReplacementを選択できる余地がない場合が考えられる

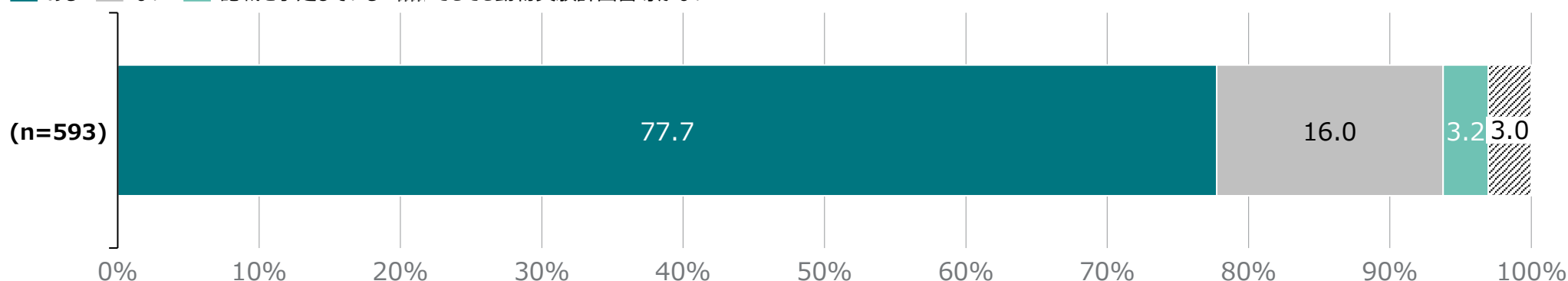
動物実験計画書等における使用動物数の積算根拠等（Reduction）の記載



- 「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、動物実験計画書等において、使用動物数の積算根拠等を説明する欄を設けている機関は77.7%。

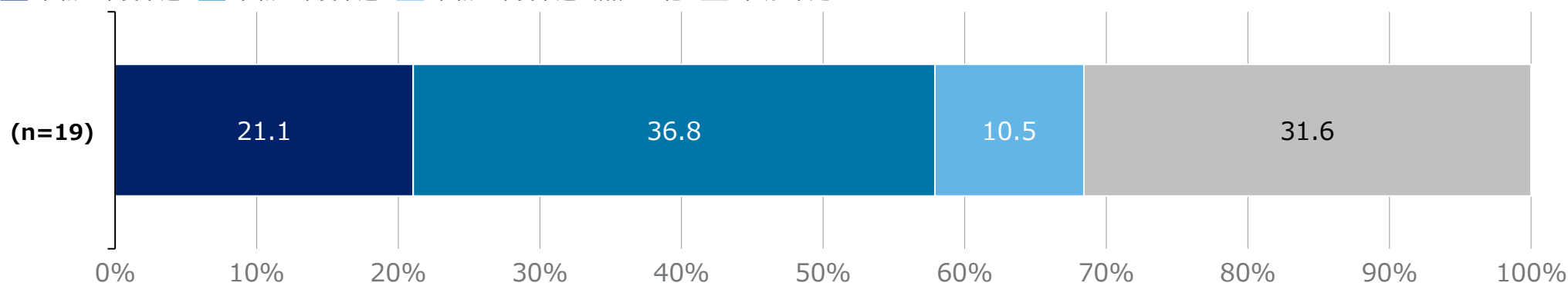
Q19【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】実験等の3Rsのうち「使用動物数の削減（Reduction）」についてお聞きます。貴機関の動物実験計画書等において、使用動物数の積算根拠等を説明する欄はありますか。

■ ある ■ ない ■ 記載を予定している ■/■/ そもそも動物実験計画書等がない



Q19.1【Q19で「3. 記載を予定している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験計画書等において、使用動物数の積算根拠等を説明する欄について、記載予定を教えてください。

■ 令和5年度末迄 ■ 令和6年度末迄 ■ 令和7年度末迄 ■/■/ その他 ■ 不明・未定



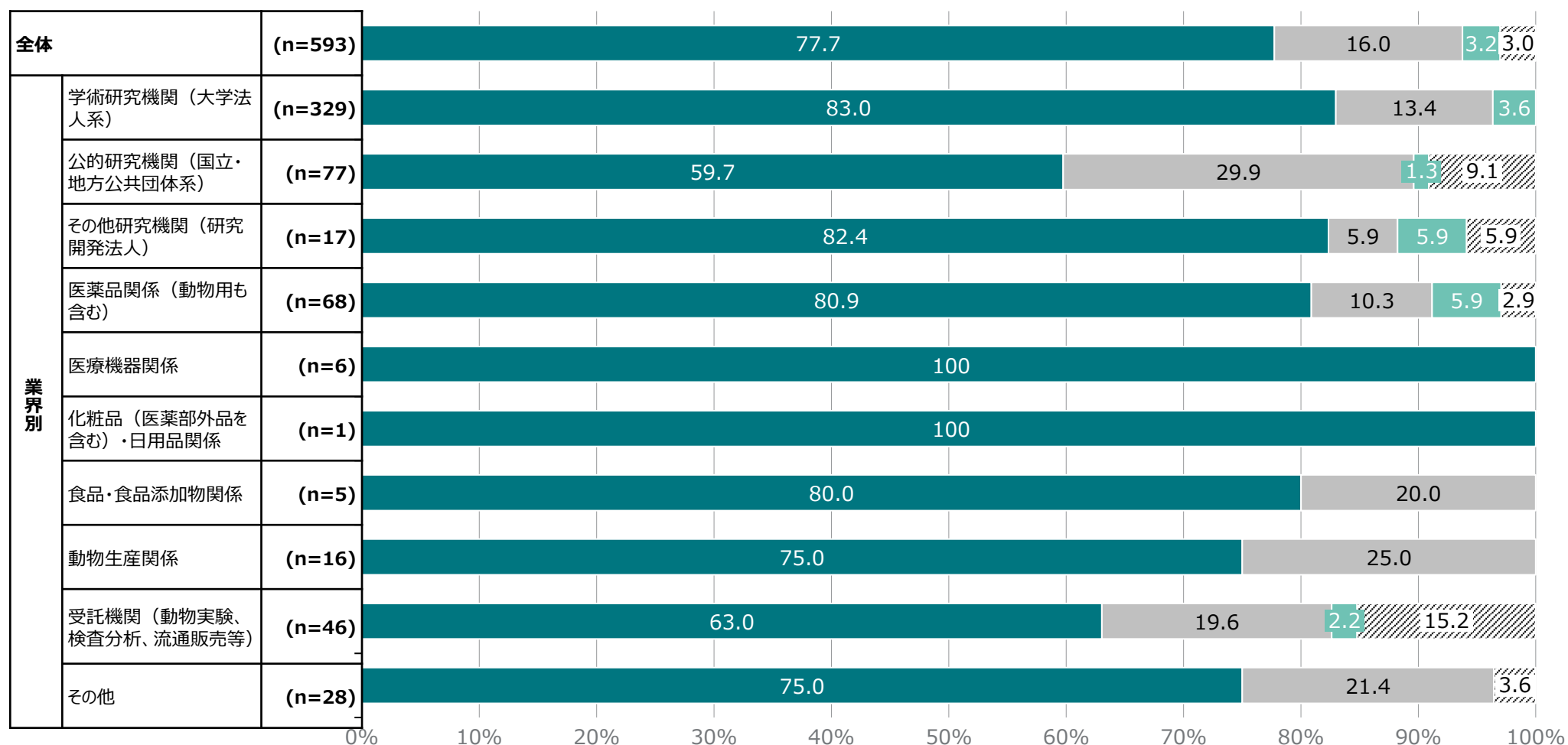
動物実験計画書等における使用動物数の積算根拠等（Reduction）の記載 （業界別）



- 「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、学術研究機関、その他研究機関および医薬品関係では、80%以上の機関で記載がある。

Q19【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】実験等の3Rsのうち「使用動物数の削減（Reduction）」についてお聞きます。貴機関の動物実験計画書等において、使用動物数の積算根拠等を説明する欄はありますか。

■ ある ■ ない ■ 記載を予定している ■/■/ そもそも動物実験計画書等がない

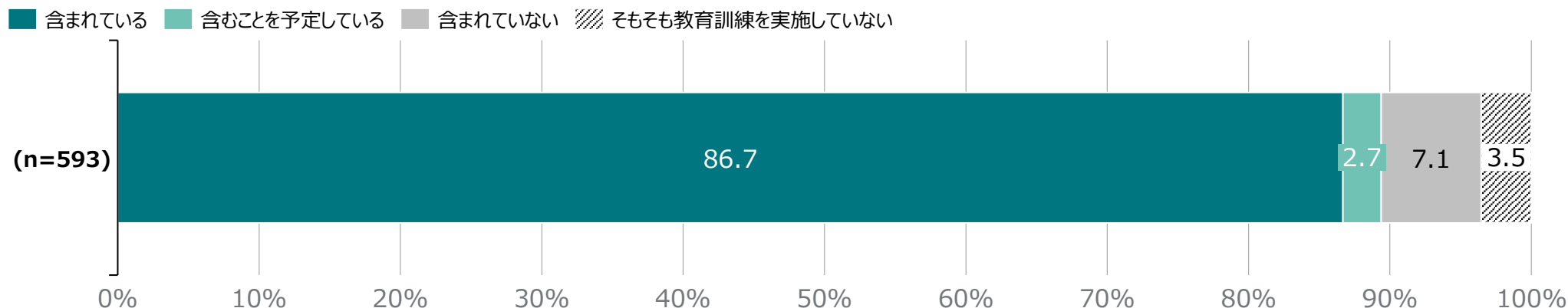


注）受託機関では性質上、業務においてReductionを選択できる余地がない場合が考えられる

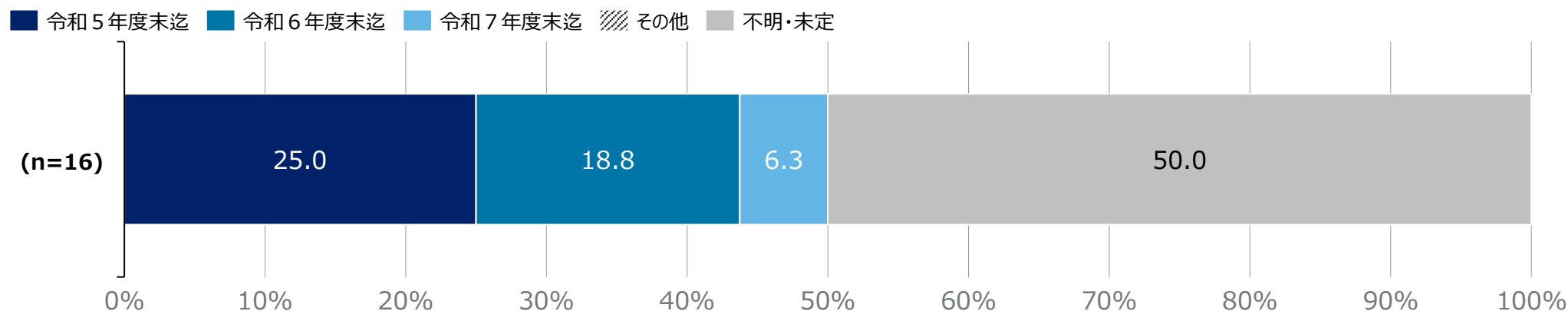
教育訓練におけるReduction

- 「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、教育訓練において使用動物数の削減についての内容が含まれている機関は86.7%。

Q20【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Reductionについての内容は含まれていますか。



Q20.1【Q20で「2. 含むことを予定している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Reductionについての内容を含むことについて、実施予定を教えてください。

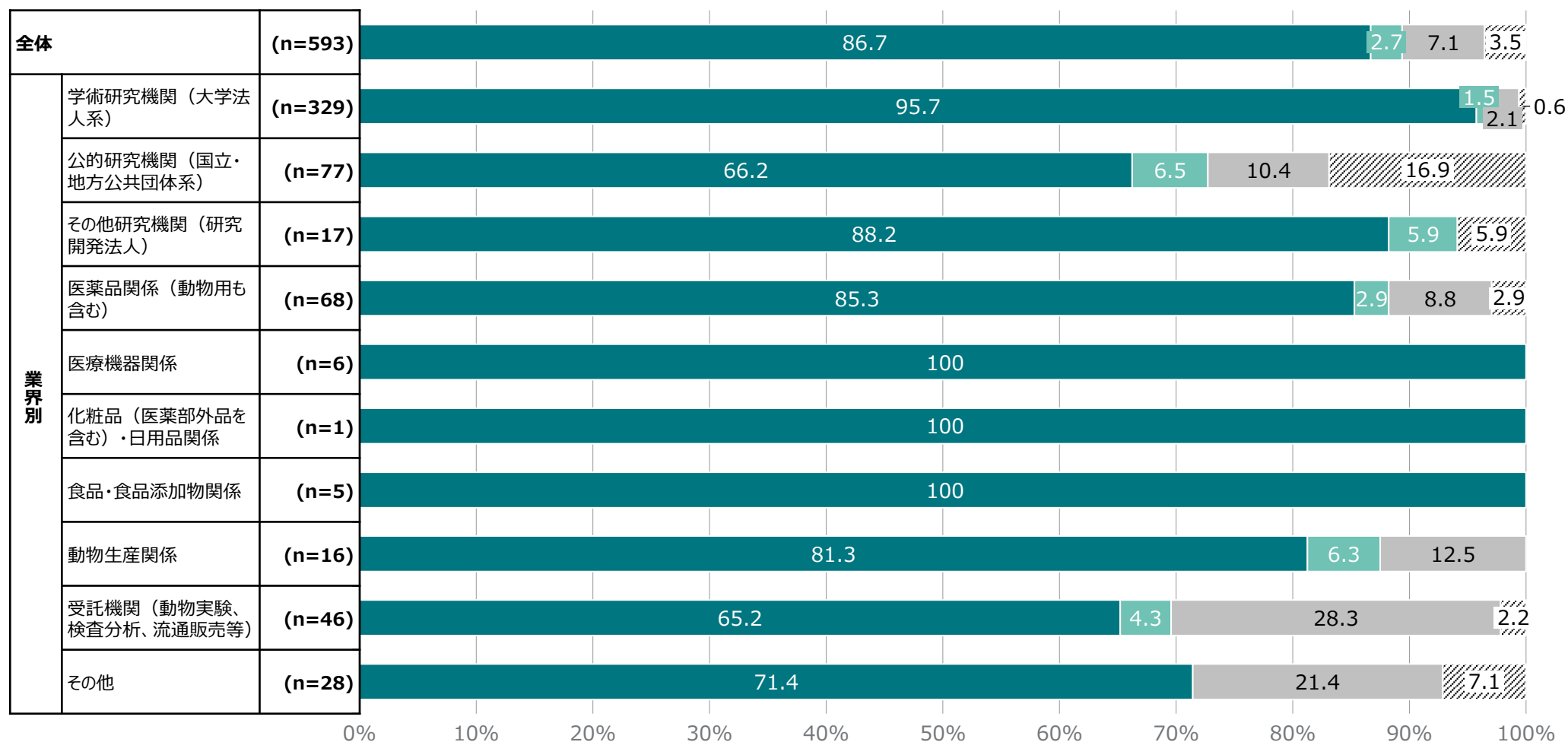


教育訓練におけるReduction（業界別）

■「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、学術研究機関、その他研究機関、医薬品関係および動物生産関係では、80%以上の機関で記載がある。

Q20【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Reductionについての内容は含まれていますか。

■ 含まれている ■ 含むことを予定している ■ 含まれていない ■斜線 ■ そもそも教育訓練を実施していない

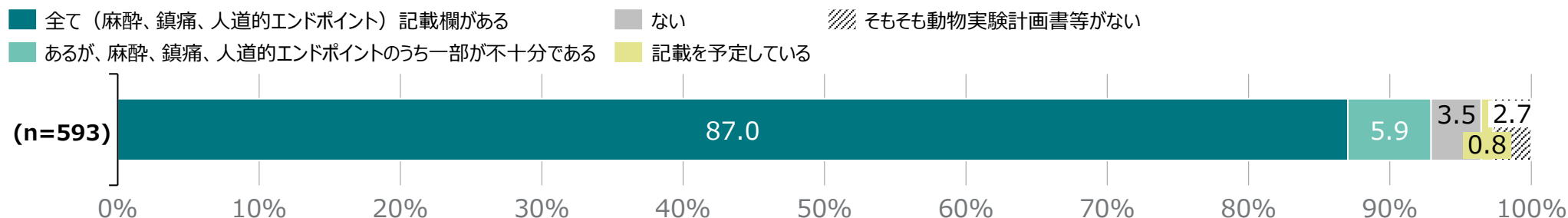


注）受託機関では性質上、業務においてReductionを選択できる余地がない場合が考えられる

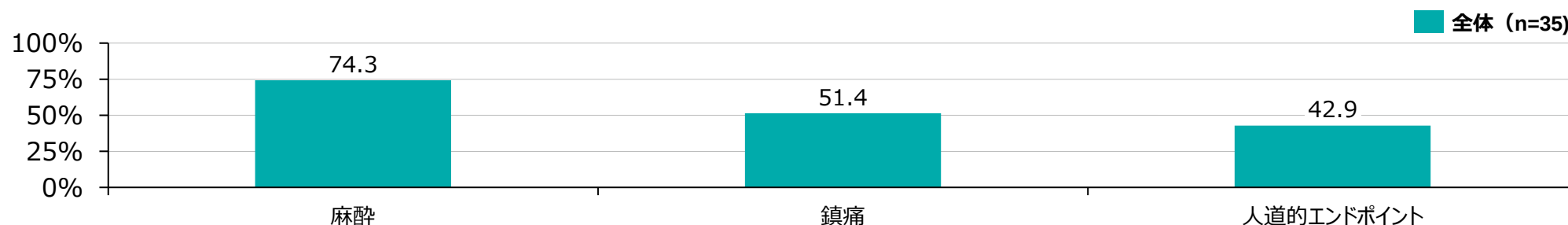
動物実験計画書等における苦痛度評価及び軽減方法（Refinement）の記載

■「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、動物実験計画書等において、実験処置の苦痛度評価、苦痛の軽減方法（麻酔、鎮痛、人道的エンドポイント）に関する記載欄を設けている機関は87.0%。

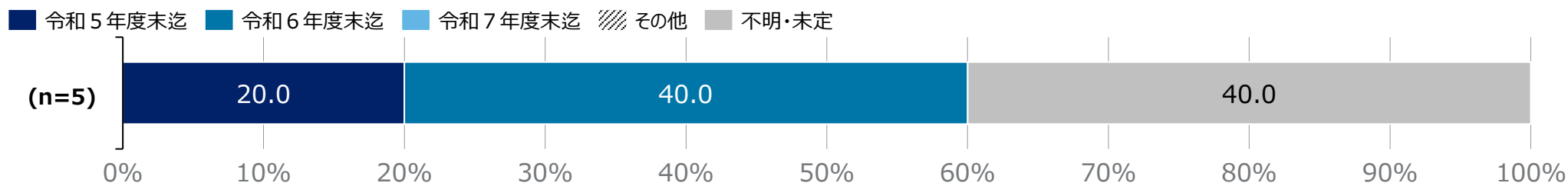
Q21【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】実験等の3Rsのうち「苦痛の軽減（Refinement）」についてお聞きます。貴機関の動物実験計画書等において、実験処置の苦痛度評価、苦痛の軽減方法（麻酔、鎮痛、人道的エンドポイント）に関する記載欄はありますか。



Q21.1【Q21で「2. あるが、麻酔、鎮痛、人道的エンドポイントのうち一部が不十分である」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験計画書等において、実験処置の苦痛度評価、苦痛の軽減方法（麻酔、鎮痛、人道的エンドポイント）に関する記載欄について、記載がある部分を教えてください。（複数選択）



Q21.2【Q21で「4. 記載を予定している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験計画書等において、実験処置の苦痛度評価、苦痛の軽減方法（麻酔、鎮痛、人道的エンドポイント）に関する記載欄について、記載予定を教えてください。



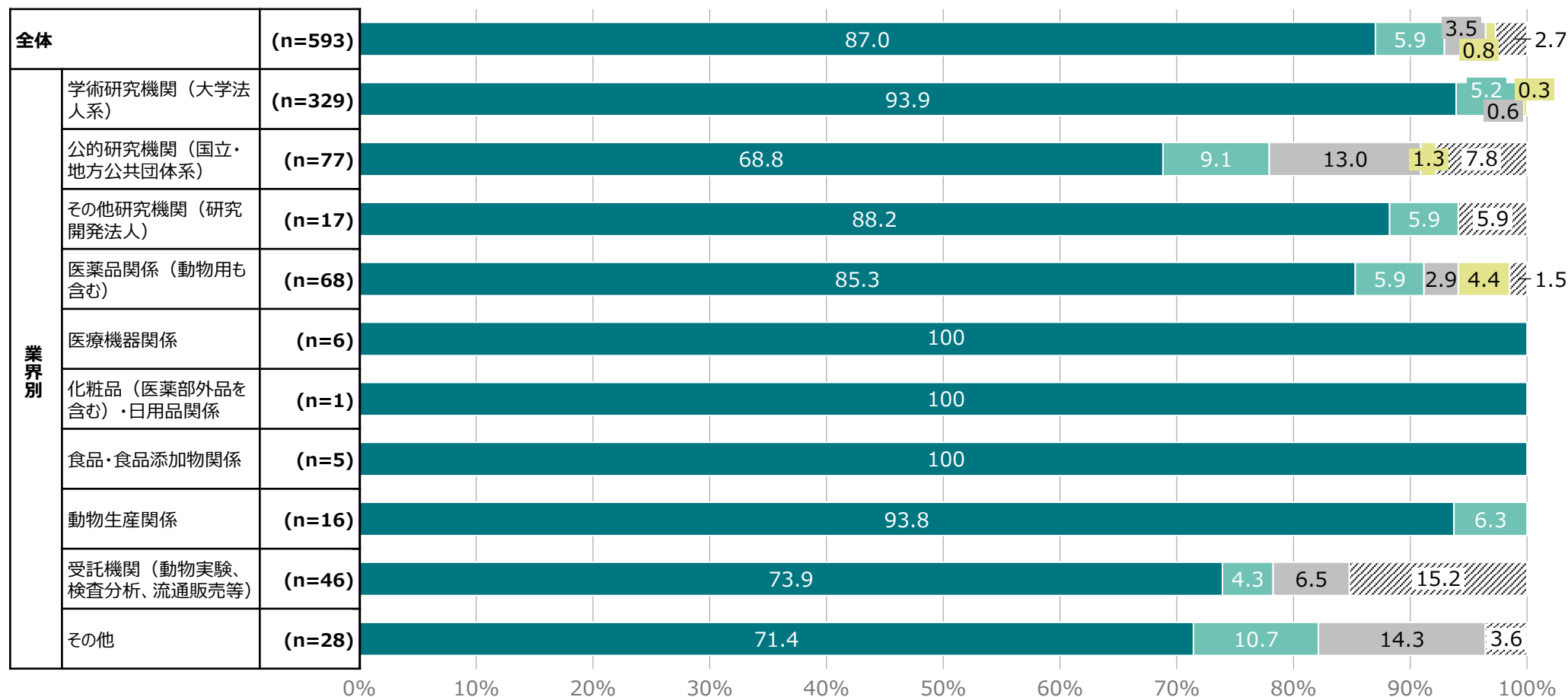
動物実験計画書等における苦痛度評価及び軽減方法（Refinement）の記載 （業界別）



■「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、学術研究機関、その他研究機関、医薬品関係および動物生産関係では、85%以上の機関で記載がある。

Q21【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】実験等の3Rsのうち「苦痛の軽減（Refinement）」についてお聞きます。貴機関の動物実験計画書等において、実験処置の苦痛度評価、苦痛の軽減方法（麻酔、鎮痛、人道的エンドポイント）に関する記載欄がありますか。

■ 全て（麻酔、鎮痛、人道的エンドポイント）記載欄がある
 ■ ない
 ▨ そもそも動物実験計画書等がない
■ あるが、麻酔、鎮痛、人道的エンドポイントのうち一部が不十分である
 ■ 記載を予定している



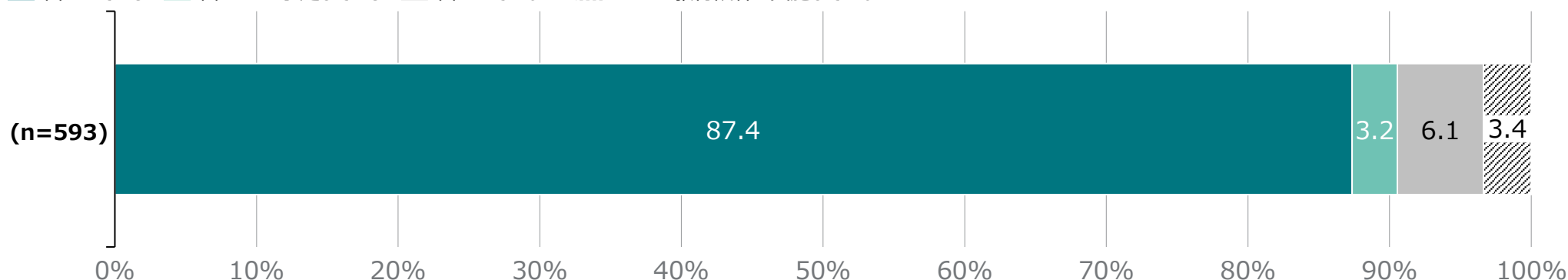
教育訓練におけるRefinement



- 「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Refinementについての内容が含まれている機関は87.4%。

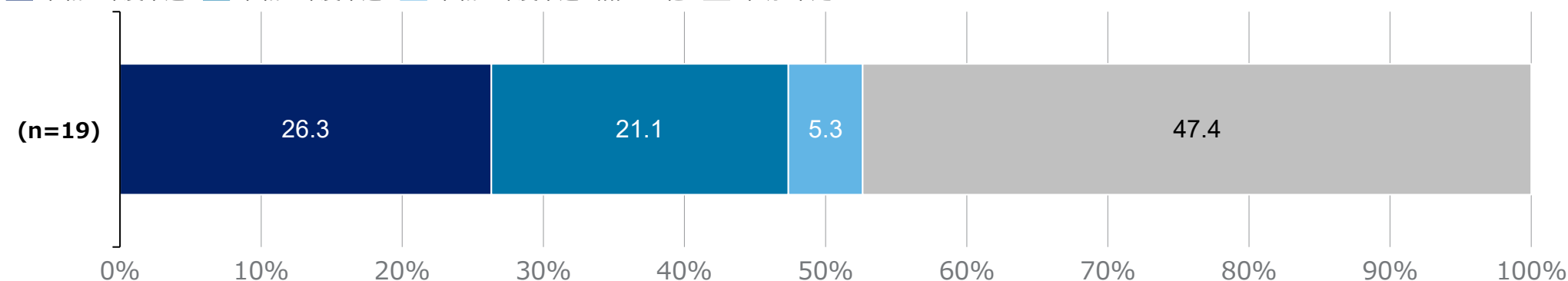
Q22【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Refinementについての内容は含まれていますか。

■ 含まれている ■ 含むことを予定している ■ 含まれていない ■ // そもそも教育訓練を実施していない



Q22.1【Q22で「2. 含むことを予定している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Refinementについての内容を含むことについて、実施予定を教えてください。

■ 令和5年度末迄 ■ 令和6年度末迄 ■ 令和7年度末迄 ■ // その他 ■ 不明・未定



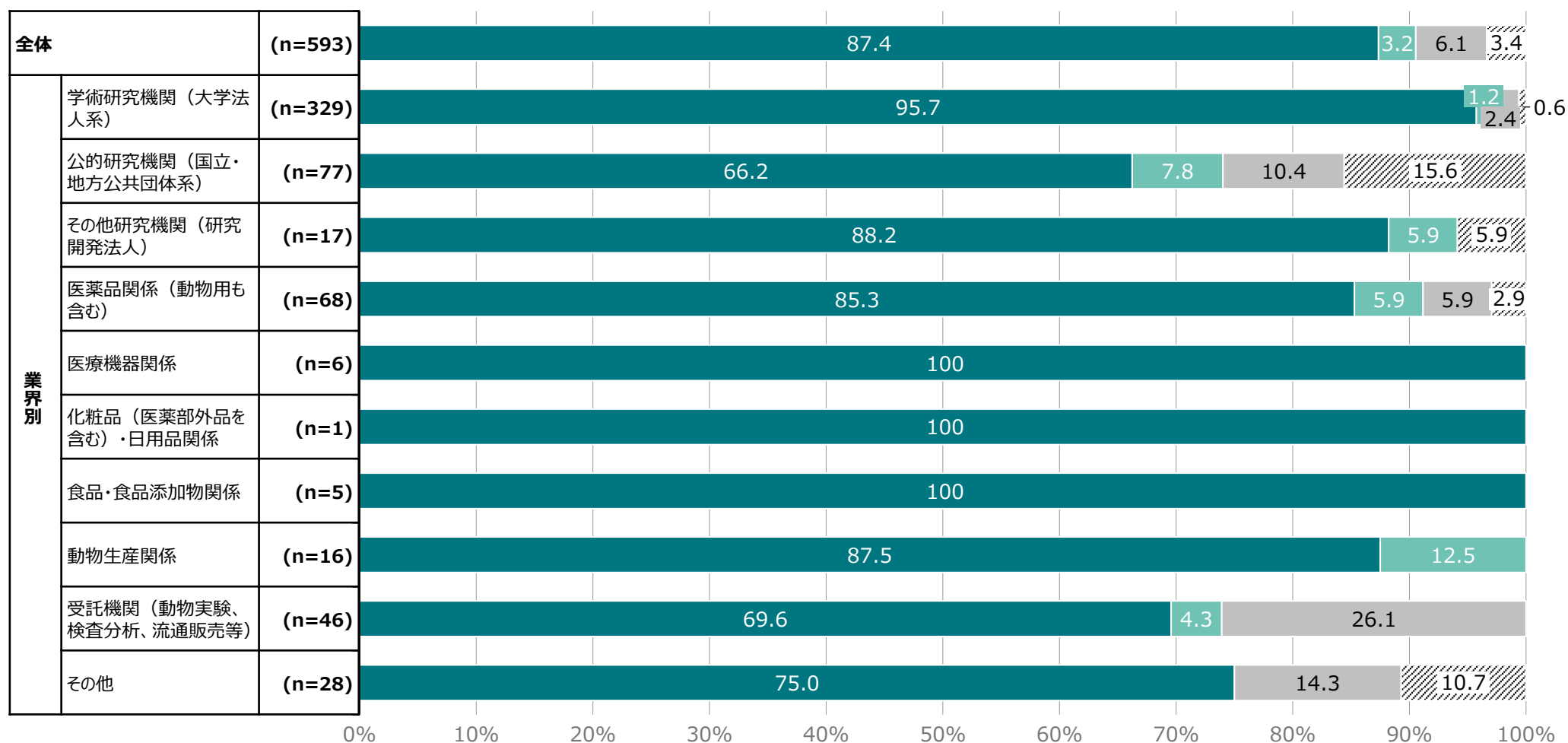
教育訓練におけるRefinement（業界別）



■「自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」及び「自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」機関の内、学術研究機関、その他研究機関、医薬品関係および動物生産関係では、85%以上の機関で記載がある。

Q22【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Refinementについての内容は含まれていますか。

■ 含まれている ■ 含むことを予定している ■ 含まれていない ■斜線 そもそも教育訓練を実施していない

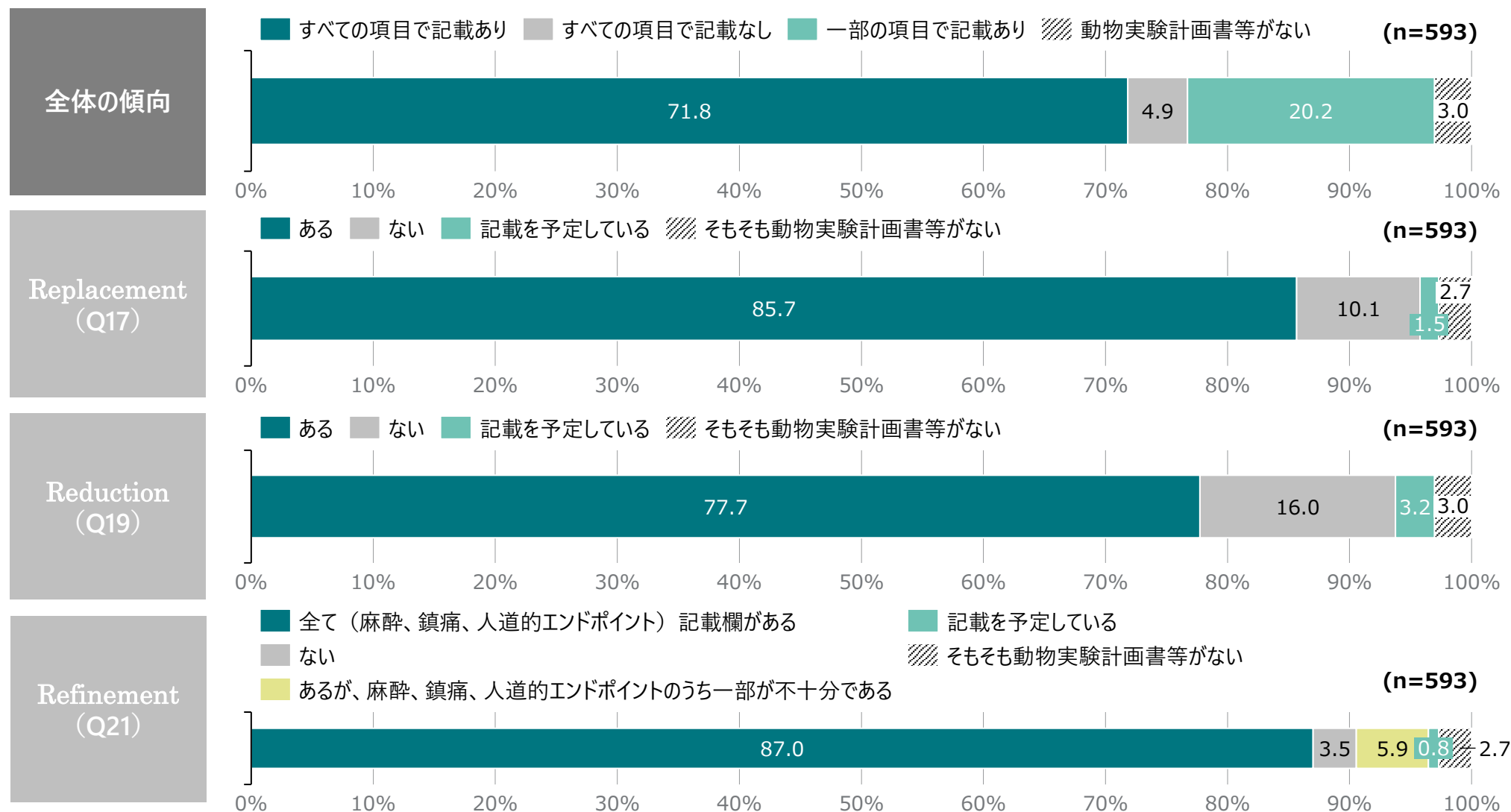


動物実験計画書等における3Rsの記載と全体の傾向



- 動物実験計画書等に3Rsすべての項目において記載がある機関が71.8%、3Rs一部の項目のみで記載のある機関が20.2%である。
- 動物実験計画書については、3Rs実施状況において全て実施している施設と全て実施していない施設に大きく傾向が分かれてはいない。

動物実験計画書等について、3Rsの記載がどこまであるか

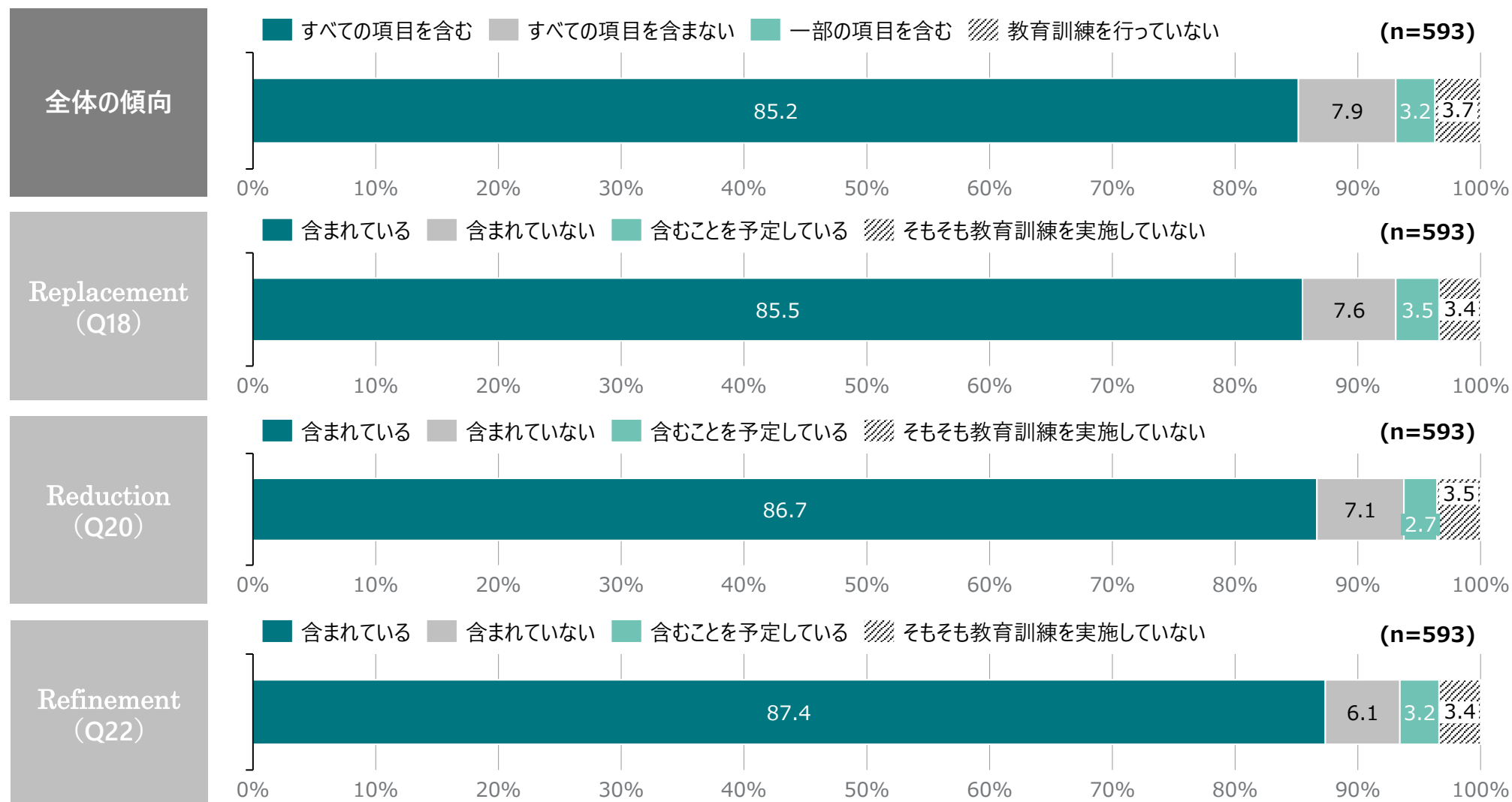


注) 削減 (Reduction) については、使用動物数の積算根拠等の説明以外の方法で動物実験計画書内に記載している可能性があるほか、動物実験計画書内に削減 (Reduction) に関する項目がない場合であっても、動物実験委員会が動物実験計画書を審査する過程において、適切に実験動物の選択 (削減) することを確認している場合がある

教育訓練における3Rsの記載と全体の傾向

- 教育訓練に3Rsすべての項目において記載がある機関が85.2%、3Rsすべての項目の記載がない期間が7.9%であり、合計で90%以上を占める。
- 教育訓練については、3Rs実施状況において全て実施している施設と全て実施していない施設に大きく傾向が分かれている。

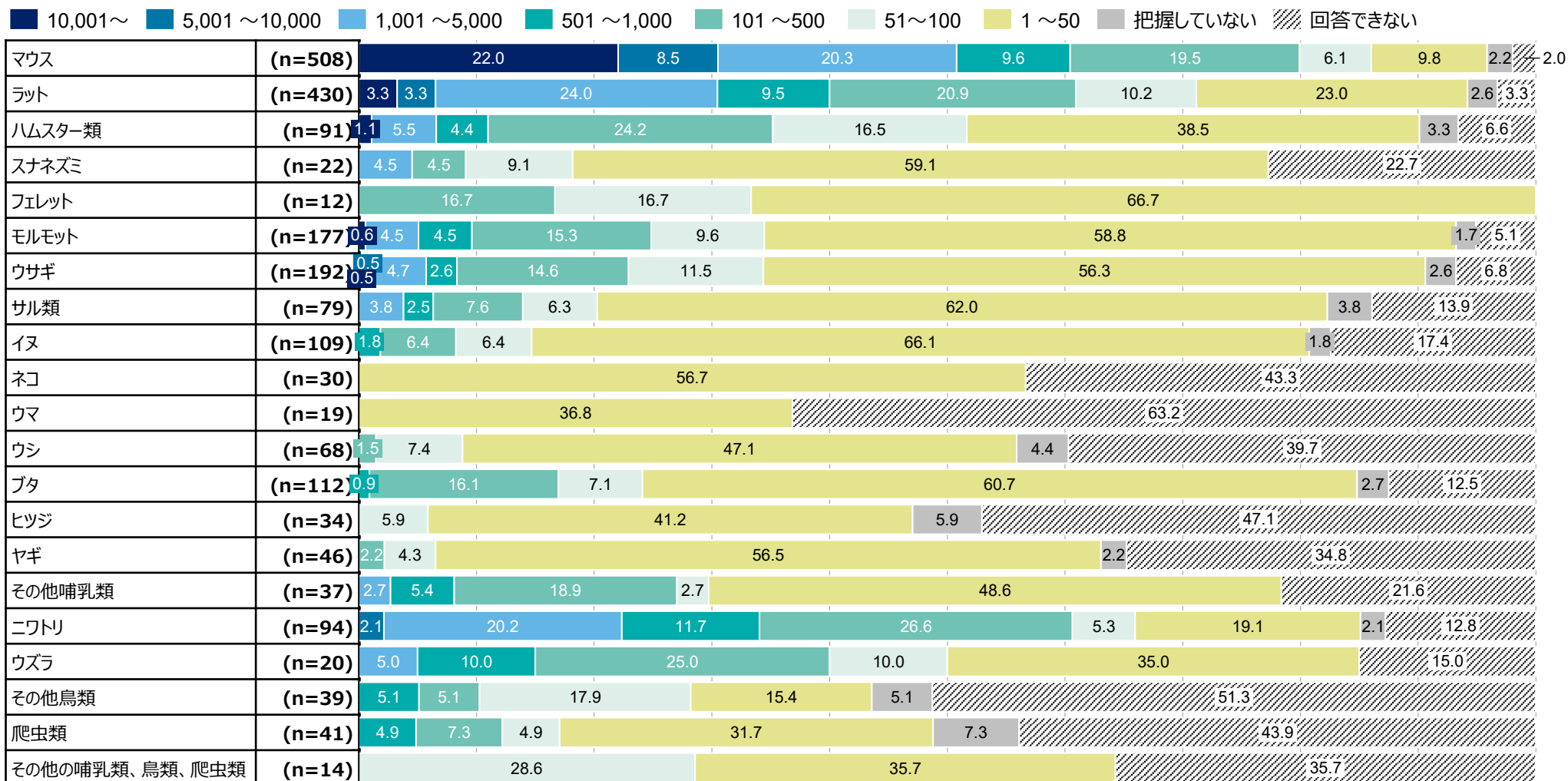
教育訓練について、3Rsの記載がどこまであるか



殺処分頭数

■ 殺処分頭数について、「その他」が「回答できない」と回答している機関が半数近くを占める動物が複数存在するが、これらの回答機関の中には該当の実験動物をそもそも殺処分していない機関も含まれる。

Q23.9.1【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」、かつ、Q6で「X.（該当動物）」と回答した方にお伺いします】（該当動物）：殺処分頭数_令和4年度に実験等のために入手・生産・飼養等をした動物において、殺処分頭数と方法について動物種毎に教えてください。

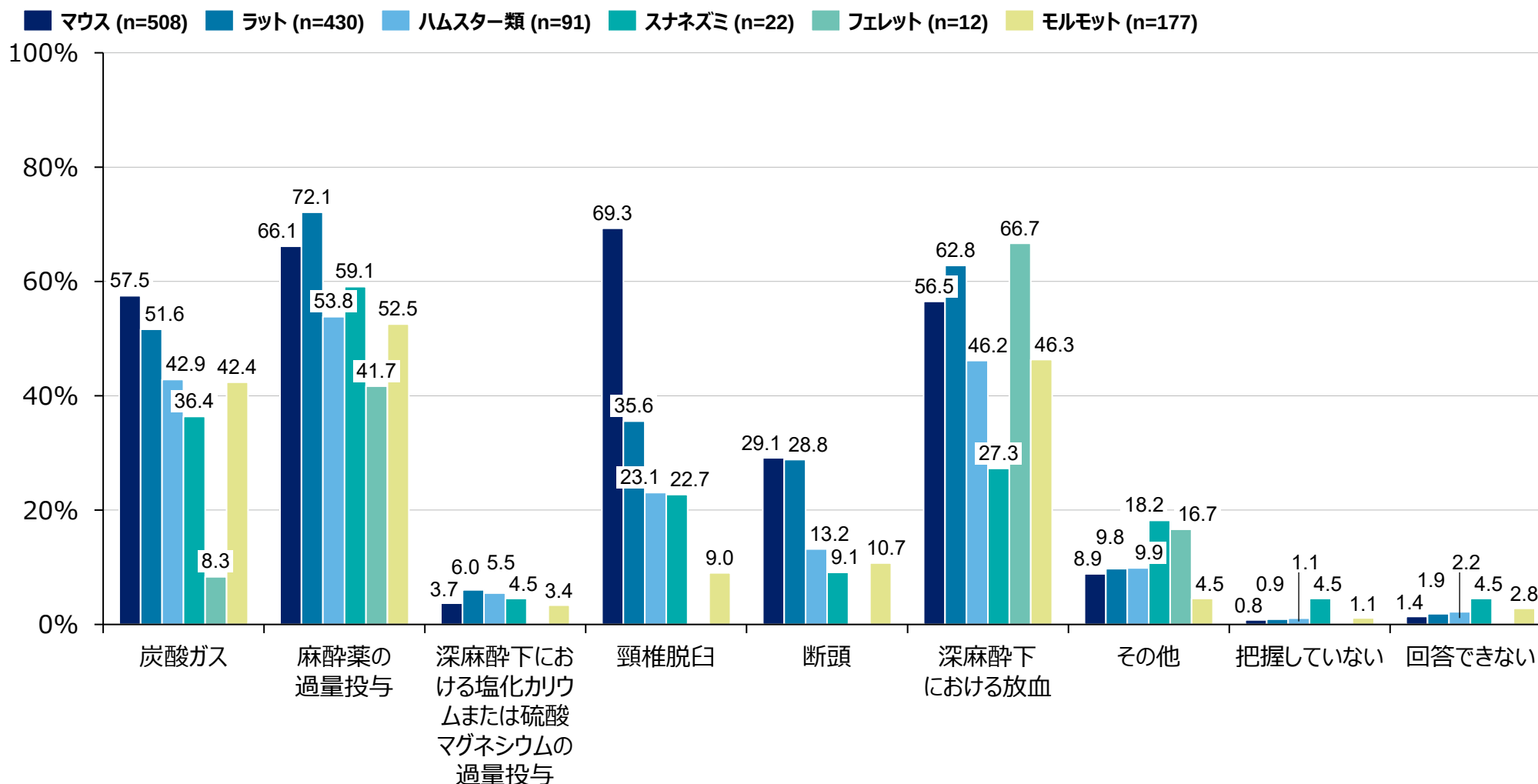


注）「回答できない」と回答した機関の中には、実験動物について殺処分を行っていない機関や動物実験を行っていない機関も含まれる

殺処分方法

■ げっ歯類については、「炭酸ガス」「麻酔薬の過量投与」「頸椎脱臼」「深麻酔下における放血」を採用する機関が多い。

Q23.※.2【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」、かつ、Q6で「X.（該当動物）」と回答した方にお伺いします】殺処分方法_令和4年度に実験等のために入手・生産・飼養等をした動物において、殺処分頭数と方法について動物種毎に教えてください。（複数選択）



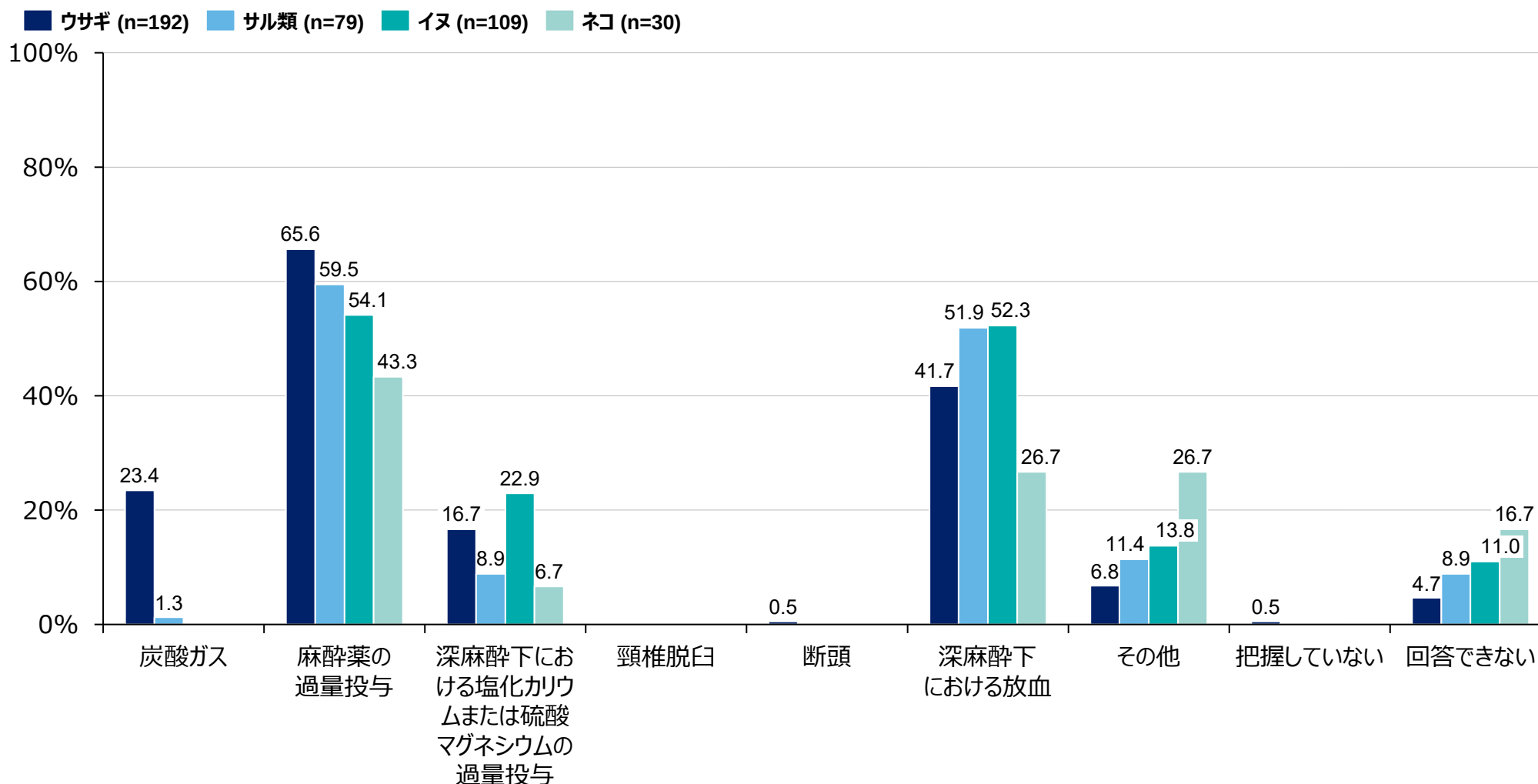
注1) 「その他」「回答できない」と回答した機関の中には、実験動物について殺処分を行っていない機関や動物実験を行っていない機関も含まれる

注2) 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」において、「頸椎脱臼、断頭は、化学物質による汚染がなく、熟練した実験者・技術者が実施する場合はマウスやラット等の小型実験動物の安楽死処置方法として容認される。実験に支障がなければ麻酔下での実施が望ましい。また、麻酔下の動物や死体を用いて十分に訓練する必要がある。」とされている。

殺処分方法

■ ウサギ・サル・イヌ・ネコについては、「麻酔薬の過量投与」「深麻酔下における塩化カリウムまたは硫酸マグネシウムの過量投与」「深麻酔下における放血」を採用する機関が多い。

Q23.※.2【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」、かつ、Q6で「X.（該当動物）」と回答した方にお伺いします】殺処分方法_令和4年度に実験等のために入手・生産・飼養等をした動物において、殺処分頭数と方法について動物種毎に教えてください。（複数選択）



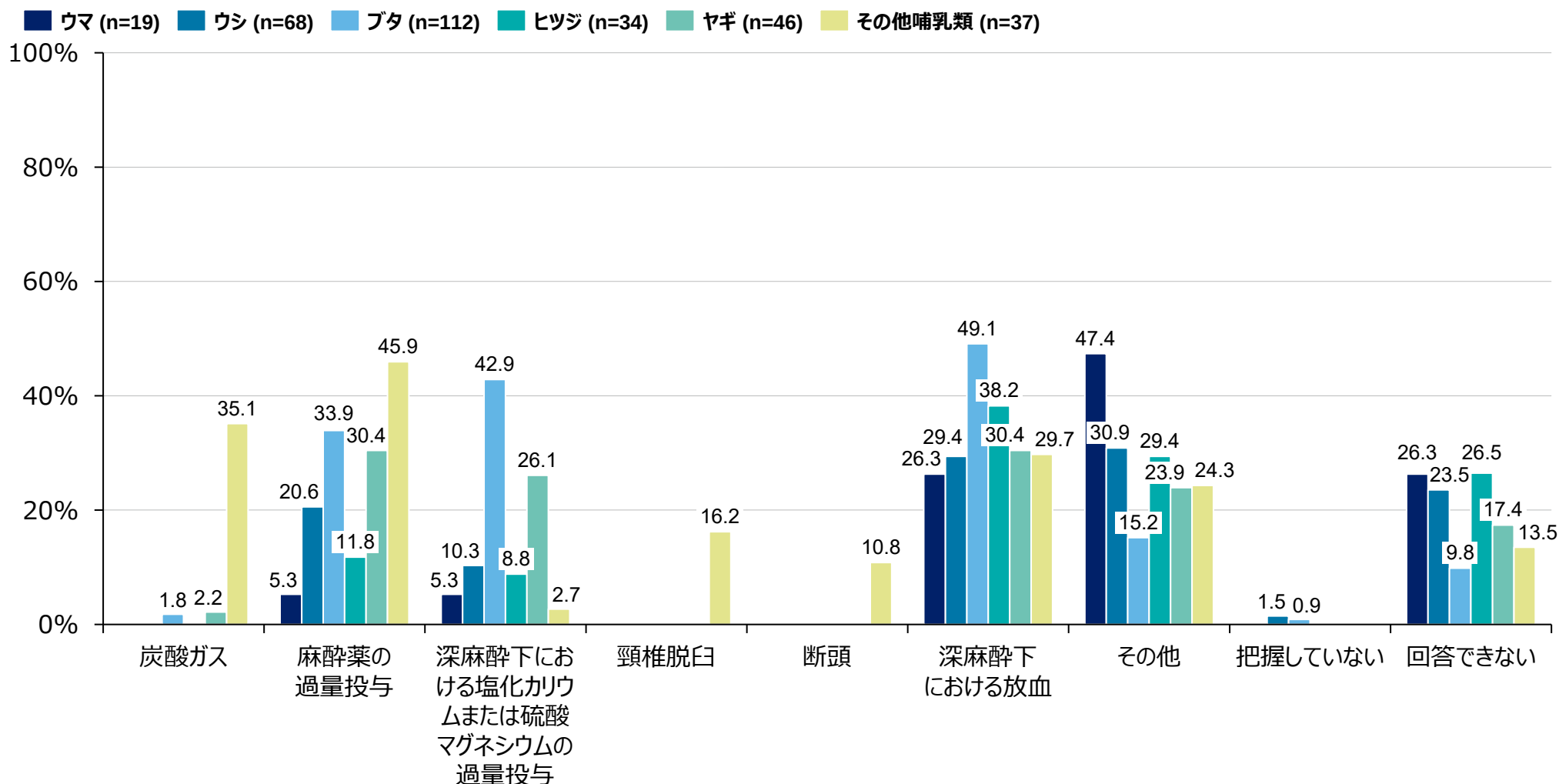
注1) 「その他」「回答できない」と回答した機関の中には、実験動物について殺処分を行っていない機関や動物実験を行っていない機関も含まれる

注2) 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」において、「頸椎脱臼、断頭は、化学物質による汚染がなく、熟練した実験者・技術者が実施する場合はマウスやラット等の小型実験動物の安楽死処置方法として容認される。実験に支障がなければ麻酔下での実施が望ましい。また、麻酔下の動物や死体を用いて十分に訓練する必要がある。」とされている。

殺処分方法

- ウマ・ウシ・ブタ・ヒツジ・ヤギ・その他哺乳類については、「麻酔薬の過量投与」「深麻酔下における放血」を採用する機関が多い。
- 「その他」「回答できない」と回答している機関が多い傾向にあるが、これらの回答者の中にはそもそも殺処分を行っていない機関が含まれる可能性。

Q23.※.2【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」、かつ、Q6で「X.（該当動物）」と回答した方にお伺いします】殺処分方法_令和4年度に実験等のために入手・生産・飼養等をした動物において、殺処分頭数と方法について動物種毎に教えてください。（複数選択）



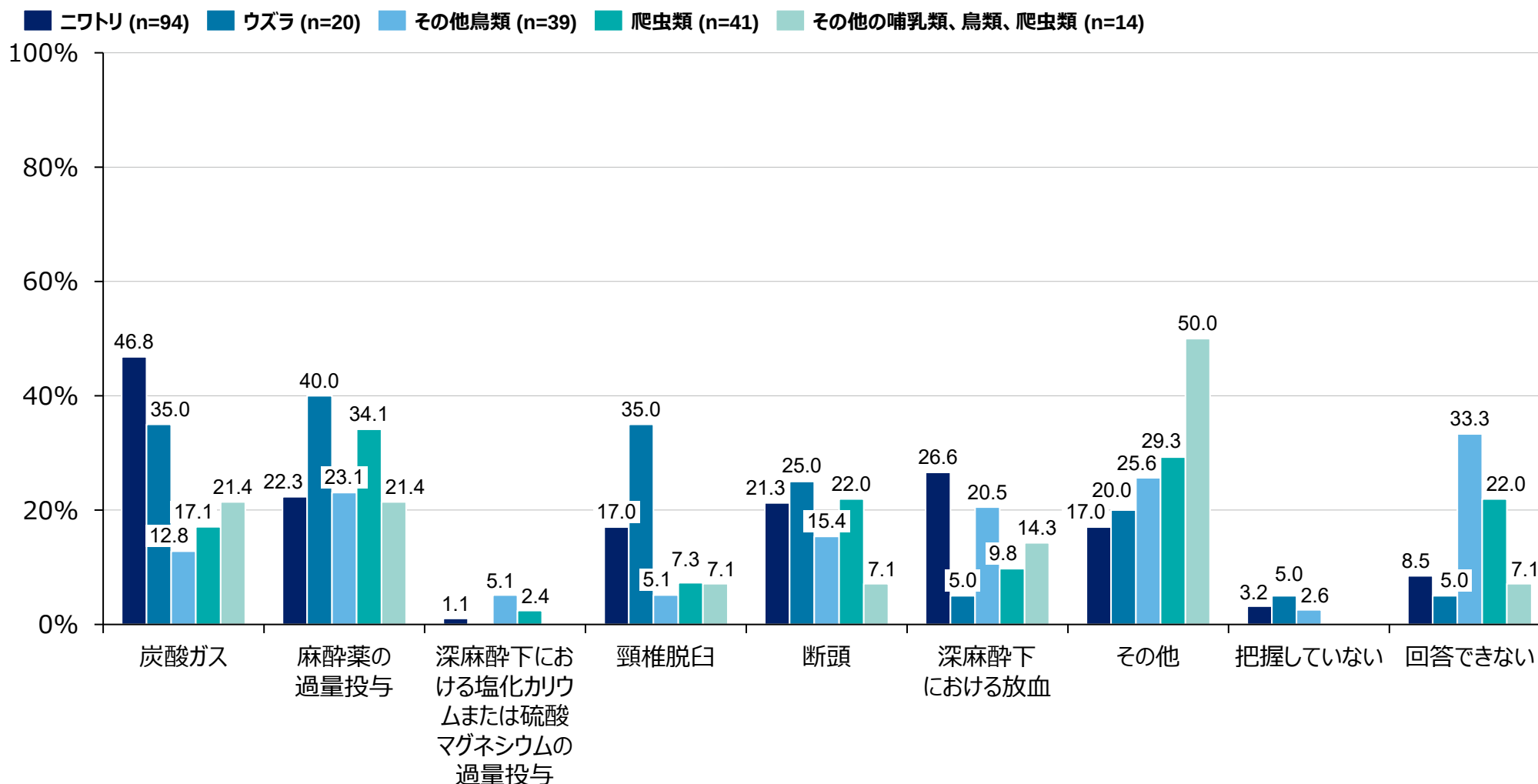
注1) 「その他」「回答できない」と回答した機関の中には、実験動物について殺処分を行っていない機関や動物実験を行っていない機関も含まれる

注2) 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」において、「頸椎脱臼、断頭は、化学物質による汚染がなく、熟練した実験者・技術者が実施する場合はマウスやラット等の小型実験動物の安楽死処置方法として容認される。実験に支障がなければ麻酔下での実施が望ましい。また、麻酔下の動物や死体を用いて十分に訓練する必要がある。」とされている。

殺処分方法

■「回答できない」がその他鳥類について33.3%、爬虫類について22.0%と突出しているが、これらの回答者の中にはそもそも殺処分を行っていない機関等が含まれる可能性。

Q23.※.2【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」、かつ、Q6で「X.（該当動物）」と回答した方にお伺いします】殺処分方法_令和4年度に実験等のために入手・生産・飼養等をした動物において、殺処分頭数と方法について動物種毎に教えてください。（複数選択）

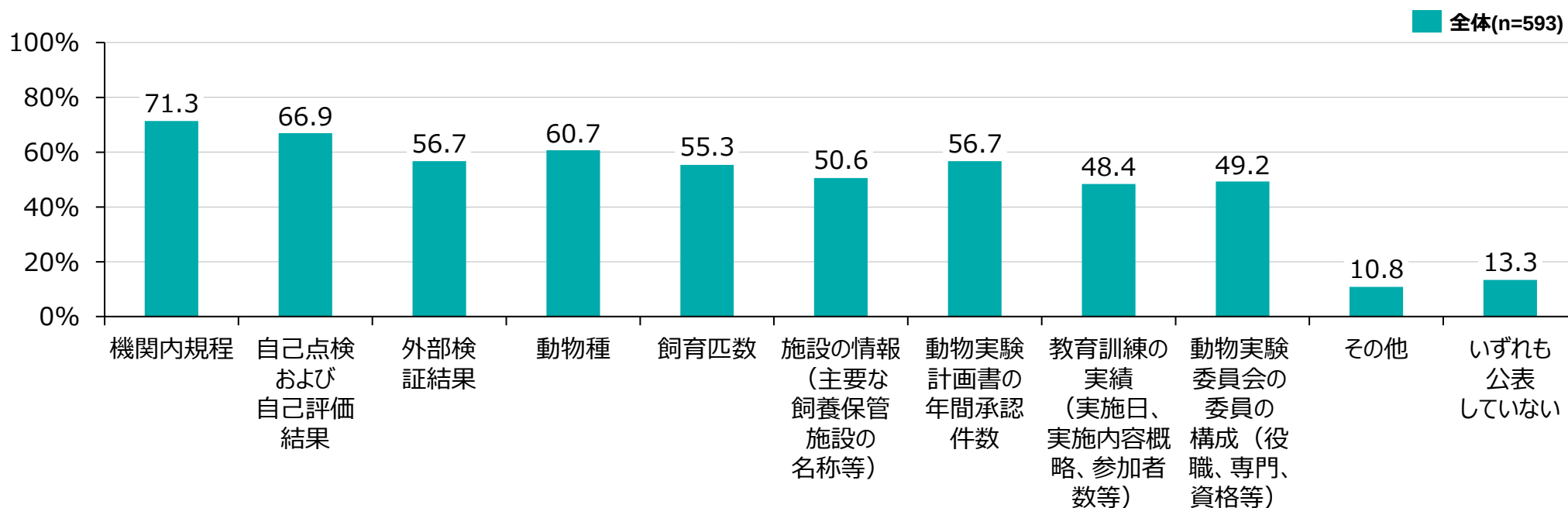


注1)「その他」「回答できない」と回答した機関の中には、実験動物について殺処分を行っていない機関や動物実験を行っていない機関も含まれる

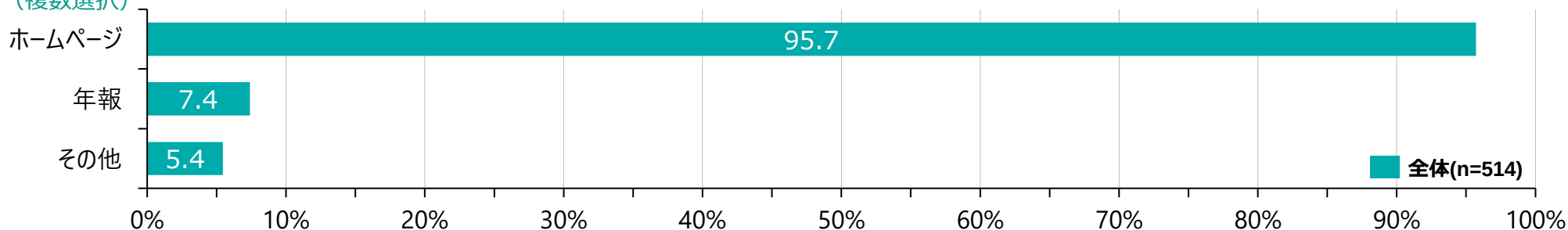
注2)「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」において、「頸椎脱臼、断頭は、化学物質による汚染がなく、熟練した実験者・技術者が実施する場合はマウスやラット等の小型実験動物の安楽死処置方法として容認される。実験に支障がなければ麻酔下での実施が望ましい。また、麻酔下の動物や死体を用いて十分に訓練する必要がある。」とされている。

- 動物実験に係る情報について「いずれも公表していない」機関は13.3%であり、86.7%の機関は何らかの情報を公開。
- 何らかの情報を公開しているとした機関の内、95.7%がホームページにおいて情報の公開を実施。

Q24【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】公表している動物実験等に関する具体的な情報について該当するものすべてを選択してください。（複数選択）



Q25【Q24で「1. 機関内規程」～「10. その他」と回答した方にお伺いします】動物実験等に関する具体的な情報の公表の方法について該当するものをお答えください。（複数選択）

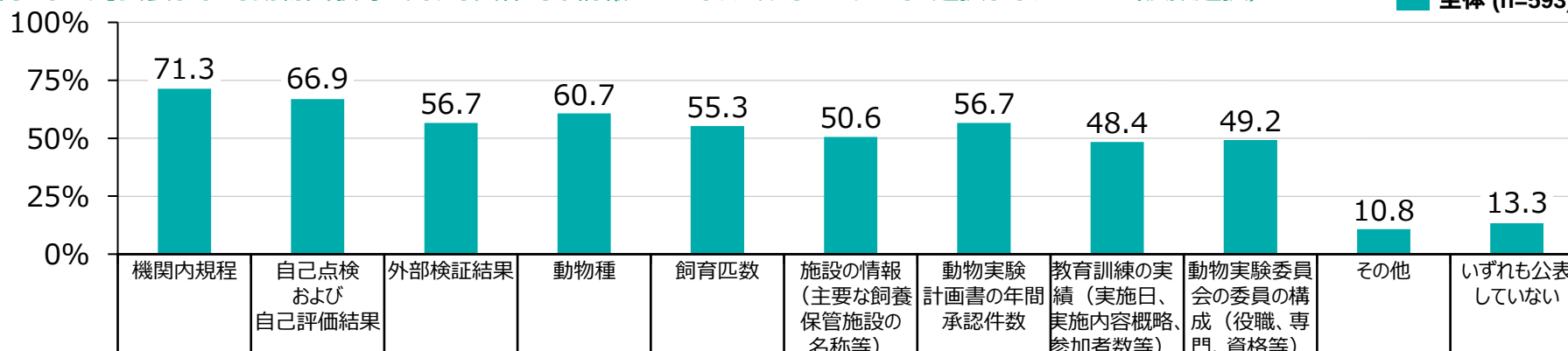


公表情報（業界別）

- 動物実験等に係る具体的な公表情報として、71.3%が「機関内規程」を、66.9%が「自己点検および自己評価結果」を公開している。
- 学術研究機関では、ほぼ全ての公表項目において全体平均より10pt高い。

Q24【Q4.1で「1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している」「5. 自らの施設・外部発注（国内又は国外）ともに動物実験を実施している」と回答した方にお伺いします】公表している動物実験等に関する具体的な情報について該当するものすべてを選択してください。（複数選択）

■ 全体 (n=593)



業界別	件数 (n)	機関内規程	自己点検 および 自己評価結果	外部検証結果	動物種	飼育匹数	施設の情報 (主要な飼養 保管施設の 名称等)	動物実験 計画書の年間 承認件数	教育訓練の実 績（実施日、 実施内容概略、 参加者数等）	動物実験委員 会の委員の構 成（役職、専 門、資格等）	その他	いずれも公表 していない
学術研究機関 (大学法人系)	(n=329)	96.4%	89.1%	63.2%	86.3%	84.8%	71.4%	88.1%	77.2%	76.6%	8.8%	0.6%
公的研究機関 (国立・ 地方公共団体系)	(n=77)	44.2%	42.9%	24.7%	41.6%	32.5%	23.4%	26.0%	18.2%	23.4%	7.8%	40.3%
その他研究機関 (研究開発法人)	(n=17)	88.2%	82.4%	82.4%	70.6%	58.8%	47.1%	70.6%	52.9%	47.1%	29.4%	5.9%
医薬品関係 (動物用も含む)	(n=68)	23.5%	26.5%	67.6%	2.9%	1.5%	17.6%	2.9%	4.4%	5.9%	17.6%	22.1%
医療機器関係	(n=6)	33.3%	50.0%	66.7%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%
化粧品 (医薬部外品を 含む)・日用品関係	(n=1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
食品・食品添加物関係	(n=5)	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	80.0%
動物生産関係	(n=16)	75.0%	75.0%	87.5%	50.0%	12.5%	43.8%	18.8%	6.3%	12.5%	18.8%	0.0%
受託機関 (動物実験、 検査分析、流通販売等)	(n=46)	39.1%	32.6%	47.8%	26.1%	8.7%	26.1%	6.5%	4.3%	4.3%	0.0%	34.8%
その他	(n=28)	32.1%	32.1%	28.6%	32.1%	25.0%	25.0%	21.4%	14.3%	21.4%	25.0%	28.6%

■ 全体より10pt以上高い ■ 全体より5pt以上高い ■ 全体より5pt以上低い ■ 全体より10pt以上低い

3. 「実験動物取扱いの実態に関する調査」 調査票等

01_「実験動物取扱いの実態に関する調査」調査票



政府統計
統計法に基づく国の統計調査
です。調査事項の秘密の
保護に万全を期します

実験動物取扱いの実態に関する調査 調査票 (調査実施主体：環境省)

Q1 御回答者の所属機関（実験動物取扱施設）の名称を教えてください。

※本回答はいかなる形でも公表しません。

自由記述（必須）

Q2 御回答者様（本アンケートの御担当者様）の氏名と御連絡先（電話番号、メールアドレス）を教えてください。

※本回答はいかなる形でも公表しません。ただし、調査実施主体（環境省）より、個別に回答内容の詳細等をお伺いする可能性があります。

自由記述（必須）

Q3 御回答者様の所属機関の属する業界（または加盟団体）を教えてください。

複数に当てはまる場合は主たる業界として該当するものを御回答ください（1つのみ）。

1. 学術研究機関（大学法人系）
2. 公的研究機関（国立・地方公共団体系）
3. その他研究機関（研究開発法人）
4. 医薬品関係（動物用も含む）
5. 医療機器関係
6. 化粧品（医薬部外品を含む）・日用品関係
7. 食品・食品添加物関係
8. 動物生産関係
9. 受託機関（動物実験、検査分析、流通販売等）
10. その他（必須：自由記述）

Q4 令和4年度中（令和4年4月～令和5年3月）に、動物（哺乳類、鳥類及び爬虫類を対象とする。）を用いた実験等を行っていますか。または、実験等の外部発注（委託等）を行っていますか。（1つのみ）

1. 自らの施設で動物実験等（生産・繁殖を含む）を実施している
2. 外部発注（国内）にて動物実験等を実施している
▶（Q6以降は回答不要となります）
3. 外部発注（国外）にて動物実験等を実施している
▶（Q6以降は回答不要となります）
4. 外部発注（国内及び国外）にて動物実験等を実施している
▶（Q6以降は回答不要となります）
5. 自らの施設・外部発注ともに動物実験を実施している
6. 動物の販売・輸送等の専門機関であり動物実験等は実施しない
▶（以降の設問は6,8,9,10,12のみ御回答いただけます）
7. 令和4年度中には動物実験等を実施しなかったが、将来的には実施する可能性がある
▶（アンケートはここで終了します）
8. 動物実験施設を有しているが、動物実験等を実施していない
▶（アンケートはここで終了します）
9. 動物実験施設を有しておらず、動物実験等を実施していない
▶（アンケートはここで終了します）
10. その他（任意：自由記述）

Q5-1 動物実験を行っている理由を教えてください。（複数選択可）

1. 法令（条例含む）で要求されているから（任意：根拠法令名）
2. 任意（開発・安全性確認のため、法令で要求されているか分からない場合も含む）

Q5-2 令和4年度中に実施した動物実験における実験動物の使用目的について、教えてください。（当てはまるもの全て）

1. 人間のための医薬品・医療機器・医療技術の開発や安全性評価
2. 動物のための医薬品・医療機器・医療技術の開発や安全性評価
3. 食品の機能・効用・安全性を確認する
4. 化粧品等の日用生活品の機能・効用・安全性を確認する
5. 産業等に用いられる化学物質の機能・効用・安全性を確認する
6. 生物の身体の基本的な機能を科学的に調べる
7. 動物を継続的に飼育して行動や心理を調べる
8. 畜産動物の品種改良・繁殖
9. 実験動物の作製・繁殖・品質管理
10. 大学等での動物を用いた教育、実習、研究や手術の実技訓練
11. 事件や訴訟に際しての加害行動の危険性を確認する
12. その他（必須：自由記述）
13. 回答できない（任意：その理由）

Q6 令和4年度に、実験等のために入手・生産・飼養等をした動物の種類を教えてください。（当てはまるもの全て）

1. マウス
2. ラット
3. ハムスター類
4. スナネズミ
5. フェレット
6. モルモット
7. ウサギ
8. サル類
9. イヌ
10. ネコ
11. ウマ
12. ウシ
13. プタ
14. ヒツジ
15. ヤギ
16. その他哺乳類
17. ニワトリ
18. ウズラ
19. その他鳥類
20. 爬虫類
21. その他の哺乳類、鳥類、爬虫類（任意：自由記述）
22. 回答できない（任意：その理由）

Q7 令和4年度における、実験等のための年間総飼養頭数若しくは年間最大飼養頭数の両方あるいは可能な一方を動物種毎に教えてください。

※年間総飼養頭数とは、実験に使用した又は出荷した頭数と、系統を維持した頭数の合計のこと。

※年間最大飼養頭数とは、年間で一番飼養頭数が多い一日の飼養頭数のこと。

01_「実験動物取扱いの実態に関する調査」調査票

※Q6 の動物種ごとに下記数値のプルダウン選択で回答する

- ① 1 ~ 50
- ② 51 ~ 100
- ③ 101 ~ 500
- ④ 501 ~ 1,000
- ⑤ 1,001 ~ 5,000
- ⑥ 5,001 ~ 10,000
- ⑦ 10,001 ~
- ⑧ 把握していない
- ⑨ 回答できない (任意: その理由)

※動物種ごとに上記の回答数がどちらの数値なのかプルダウン選択で回答する

- ① 年間総飼養頭数
- ② 年間最大飼養頭数

Q8 実験動物の飼養保管及び動物実験等に関する規程 (以下、「機関内規程」とする) を定めているかを教えてください。
大学等の研究機関の場合、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年文部科学省告示第 71 号) 及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 88 号) 等を踏まえて策定する「機関内規程」(全学若しくは部局・学部毎の規程) を指すと解釈してください。また、機関内規程に準じる内規等も含めてください。

1. 定めている
2. 定めているが、一部に不十分な点があるため改正を予定している
▶ 改正予定 (「令和 5 年度末迄」「令和 6 年度末迄」「令和 7 年度末迄」「その他 (任意)」「不明・未定」のいずれかを選択)
3. 策定を予定している
▶ 策定予定 (「令和 5 年度末迄」「令和 6 年度末迄」「令和 7 年度末迄」「その他 (任意)」「不明・未定」のいずれかを選択)
4. 機関内規程としては定めていないが、近似するもの (手順書やマニュアル等) がある
5. 機関内規程は定めておらず、今後定める予定はない
6. 上記いずれにも該当しない (必須: 自由記述)

Q9 ※前問 (Q8) で 1,2,4 を回答した人を対象
定めている機関内規程 (或いは近似するもの) の根拠指針として該当するものを教えてください。(当てはまるもの全て)。

1. 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針 (文部科学省)
2. 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針
3. 農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
4. 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 (環境省)
5. 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン (日本学術会議)
6. その他 (任意: 自由記述)

Q10 ※Q8 で 1,2,4 を回答した人を対象
機関内規程 (若しくは規程内の条項) 或いはこれに近似するものにおいて、以下のうち定めているものを教えてください。

- 参考:
「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」
(URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm)
「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」
(URL: <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/honbun.pdf>)

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」
(URL: https://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/attach/pdf/doubutsujikken_kihonshishin-5.pdf)
「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 88 号) に規定されている事項
(URL: http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h25_84.pdf)

・各種規程と策定状況のマトリクス形式 (当てはまるもの全て)

【各種項目】

1. 実施機関の長の責務に関する項目
2. 動物実験責任者の責務に関する項目
3. 実験動物管理者の責務に関する項目
4. 動物実験委員会の設置に関する項目
5. 動物実験の計画の審査、承認、却下に関する項目
6. 動物実験の結果の把握、改善措置に関する項目
7. 自己点検・評価に関する項目
8. 情報公開に関する項目
9. 外部の機関等による検証あるいは認証に関する項目
10. 代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減 (3Rs) に関する項目
11. 実験動物の処分の方針、手段等に関する項目
12. 実験実施者等に対する教育訓練に関する項目
13. 実験動物が逃走した場合の措置に関する項目
14. 地震、火災等の災害の発生時におけるべき措置に関する項目
15. 人と動物の共通感染症の発生時におけるべき措置に関する項目
16. 有毒な実験動物、または人に危害を加えるなどのおそれがある実験動物による危害等の防止に関する項目
17. 実験動物の飼養・保管の方法に関する項目 (給餌・給水、その他健康管理のための方針等)
18. 実験動物の飼養・保管状況の記録管理 (入手先、飼育履歴、病歴等) に関する項目
19. 実験動物を飼養・保管する設備の構造に関する項目
20. 施設及び施設周辺の生活環境の保全に関する項目
21. 実験動物の輸送を行う場合の項目

【策定状況】

1. 規程で定めている
2. 規程の策定を予定している
▶ 「令和 5 年度末迄」「令和 6 年度末迄」「令和 7 年度末迄」「その他 (任意)」「不明・未定」のいずれかを選択
3. 規程はないが手順書やマニュアル等で運用している (規程の策定の予定はない)
4. 規程、手順書、マニュアル等はない

Q11 貴機関において実験動物の飼養者として該当するものを教えてください。(当てはまるもの全て)
常勤、非常勤、派遣職員等の別は問いません。

1. 獣医師
- 2.1. のうち実験動物医学専門医 (日本実験動物医学専門医協会による認定)
3. 要玩動物看護師
4. 実験動物技術者資格 (日本実験動物協会) の保持者
5. 実験動物管理者等研修会 (日本実験動物学会) の修了者
6. 実験動物関係救済高度技術研修 (国立大学法人動物実験施設協議会) の修了者
7. 実験動物管理者の教育訓練 (公私立大学実験動物施設協議会) の修了者
8. その他専門技師 (具体的な講習名等を自由記述)
9. 動物実験実施者 (研究・開発・評価・訓練等に直接携わる者)
10. 全て該当なし

01_「実験動物取扱いの実態に関する調査」調査票

Q12 貴機関における実験動物の飼養保管環境のエンリッチメント等について、下記項目それぞれの実施状況を教えてください。
※エンリッチメントとは、普段生活しているときの環境をその動物種の習性等に配慮した方法でできるだけ快適に過ごさせる配慮のことである。

【実施項目】

1. 湿度と温度の管理
2. 空気（臭気等）の管理や換気
3. 光や照明の管理
4. 騒音と振動の管理
5. ケージあたり頭数の管理
6. 遊びの時間など運動活動や社会的接触の実施
7. ペア・グループハウジングや相性の悪い個体や種類毎の分離
8. 嗜好性の高い主食・副食の給餌
9. 精製された飲用水の使用や給水装置の衛生管理
10. 床敷や床材の管理
11. 構造物や巣材の提供
12. ケージや機器の衛生管理
13. 排泄物や汚物の管理
14. 害虫等の対策

【実施状況】

1. すべての動物で実施している
2. 半数以上の動物で実施している
3. 半数に満たないが一部の動物で実施している
4. どの動物でも実施していない

Q13 環境省実験動物基準及び本基準に即した各指針（Q10 参照）の遵守状況にかかる自己点検・評価を実施しているかを教えてください。（1つのみ）。

1. 実施している
 - ▶ 直近の実施日（○年○月○日）
2. 実施を予定している
 - ▶ 実施予定（「令和 5 年度末迄」「令和 6 年度末迄」「令和 7 年度末迄」「その他（内容（任意））」「不明・未定」のいずれかを選択）
3. 実施の予定はない

Q14 ※前問（Q13）で 1 を回答した人を対象
自己点検・評価をどのように実施していますか。（1つのみ）。

1. 動物実験委員会若しくはこれに準ずる体制で実施している
2. 1. とは別に、自己点検・評価のための委員会・体制を立ち上げて実施している
3. 委員会等の体制は設置せず実施している
4. その他（必須：自由記述）

Q15 ※Q13 で 1 を回答した人を対象
自己点検・評価を実施するメンバーについて該当するものをお答えください。（当てはまるもの全て）。

1. 動物実験等に関して優れた識見を有する者
2. 実験動物に関して優れた識見を有する者
3. その他（必須：自由記述）

Q16 第三者（外部）による検証（認証）を実施しているかを教えてください。
第三者とは、機関内の実験実施者以外の人物ではなく、貴機関外の人物のことを指します。（1つのみ）。

1. 実施している
 - ▶ 直近の実施日（○年○月○日）
 - ▶ 実施機関名（任意：自由記述）
2. 実施を予定している
 - ▶ 実施予定（「令和 5 年度末迄」「令和 6 年度末迄」「令和 7 年度末迄」「その他（内容（任意））」「不明・未定」のいずれかを選択）
3. 実施の予定はない

Q17 実験等の 3Rs のうち「代替法の利用（Replacement）」についてお聞きます。貴機関の動物実験計画書等において、代替法検討結果の記載欄はありますか。（1つのみ）

1. ある
 - ▶ Replacement に関する具体的な工夫や成果（任意：自由記述）
2. ない
3. 記載を予定している
 - ▶ 記載予定（「令和 5 年度末迄」「令和 6 年度末迄」「令和 7 年度末迄」「その他（内容（任意））」「不明・未定」のいずれかを選択）
4. そもそも動物実験計画書等がない

Q18 貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Replacement についての内容は含まれていますか。

1. 含まれている
 - ▶ Replacement の教育訓練における具体的な工夫や成果（任意：自由記述）
2. 含むことを予定している
 - ▶ 実施予定（「令和 5 年度末迄」「令和 6 年度末迄」「令和 7 年度末迄」「その他（内容（任意））」「不明・未定」のいずれかを選択）
3. 含まれていない
4. そもそも教育訓練を実施していない

Q19 実験等の 3Rs のうち「使用動物数の削減（Reduction）」についてお聞きます。貴機関の動物実験計画書等において、使用動物数の積算根拠等を説明する欄はありますか。（1つのみ）

1. ある
 - ▶ Reduction に関する具体的な工夫や成果（任意：自由記述）
2. ない
3. 記載を予定している
 - ▶ 記載予定（「令和 5 年度末迄」「令和 6 年度末迄」「令和 7 年度末迄」「その他（内容（任意））」「不明・未定」のいずれかを選択）
4. そもそも動物実験計画書等がない

Q20 貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Reduction についての内容は含まれていますか。（1つのみ）

1. 含まれている
 - ▶ Reduction の教育訓練における具体的な工夫や成果（任意：自由記述）

01_「実験動物取扱いの実態に関する調査」調査票

2. 含むことを予定している

▶実施予定（「令和 5 年度末迄」「令和 6 年度末迄」「令和 7 年度末迄」「その他（内容（任意））」「不明・未定」のいずれかを選択）

3. 含まれていない

4. そもそも教育訓練を実施していない

Q21 実験等の 3Rs のうち「苦痛の軽減（Refinement）」についてお聞きます。貴機関の動物実験計画書等において、実験処置の苦痛度評価、苦痛の軽減方法（麻酔、鎮痛、人道的エンドポイント）に関する記載欄はありますか。（1つのみ）

1. 全て（麻酔、鎮痛、人道的エンドポイント）記載欄がある

▶Refinement に関する具体的な工夫や成果（任意：自由記述）

2. あるが、麻酔、鎮痛、人道的エンドポイントのうち一部が不十分である

▶記載がある部分（麻酔・鎮痛・人道的エンドポイント）

3. ない

4. 記載を予定している

▶記載予定（「令和 5 年度末迄」「令和 6 年度末迄」「令和 7 年度末迄」「その他（内容（任意））」「不明・未定」のいずれかを選択）

5. そもそも動物実験計画書等がない

Q22 貴機関の動物実験従事者（実験動物管理者、実験実施者、飼養者を含む）の教育訓練において、Refinement についての内容は含まれていますか。（1つのみ）

1. 含まれている

▶Refinement の教育訓練における具体的な工夫や成果（任意：自由記述）

2. 含むことを予定している

▶実施予定（「令和 5 年度末迄」「令和 6 年度末迄」「令和 7 年度末迄」「その他（内容（任意））」「不明・未定」のいずれかを選択）

3. 含まれていない

4. そもそも教育訓練を実施していない

Q23 令和 4 年度に実験等のために入手・生産・飼養等をした動物において、殺処分頭数と方法について動物種毎に教えてください。

殺処分の定義：実験を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物の事後処理として実施するもの。安楽死、致死処分など名称を問わずに含みます。ただし、実験過程での意図せぬ死亡（突然死等）は含みません。

※Q6 での選択済動物種毎に殺処分頭数&方法（複数回答可）を回答する

【殺処分頭数】

① 1～50

② 51～100

③ 101～500

④ 501～1,000

⑤ 1,001～5,000

⑥ 5,001～10,000

⑦ 10,001～

⑧ 把握していない

⑨ 回答できない（任意：その理由）

【殺処分方法】

1. 炭酸ガス

2. 麻酔薬の過量投与

3. 深麻酔下における塩化カリウムまたは硫酸マグネシウムの過量投与

4. 頸椎脱臼

5. 断頭

6. 深麻酔下における放血

7. その他（任意：自由記述）

8. 把握していない

9. 回答できない（任意：その理由）

Q24 公表している動物実験等に関する具体的な情報について該当するものすべてに○を付けてください。（当てはまるもの全て）

1. 機関内規程

2. 自己点検および自己評価結果

3. 外部検証結果

4. 動物種

5. 飼育匹数

6. 施設の情報（主要な飼養保管施設の名称等）

7. 動物実験計画書の年間承認件数

8. 教育訓練の実績（実施日、実施内容概略、参加者数等）

9. 動物実験委員会の委員の構成（役職、専門、資格等）

10. その他（任意：自由記述）

11. いずれも公表していない

Q25 ※前問（Q24）で 1-10 を回答した人を対象
動物実験等に関する具体的な情報の公表の方法について該当するものをお答えください。（当てはまるもの全て）

1. ホームページ

2. 年報

3. その他（任意：自由記述）

Q26 最後に、実験動物の適正な飼養及び保管並びに苦痛の軽減等の推進に関して、環境省に御意見等がございましたら御記入ください。
自由記述（任意）

02_「実験動物取扱いの実態に関する調査」QA

実験動物取扱いの実態に関する調査 Q&A

(令和5年10月25日時点)

1. 調査目的について

(QをクリックいただくとA回答に飛びます)

- 1-1 Q. 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省でそれぞれ実施している定例調査とはどのように違うのですか？
どうして国として共有できないのでしょうか？
- 1-2 Q. 動物実験管理法を改定される予定でしょうか？
- 1-3 Q. 動物実験規模が非常に小さいのですが、網羅的な調査とのことですのでやはり調査への回答は必要でしょうか？

2. 調査対象について

- 2-1 Q. 動物実験を最近開始した機関も本調査の対象になりますか？
- 2-2 Q. 畜産動物はどこから実験動物の範囲に入りますか？
- 2-3 Q. 畜産試験場などは肉質改良試験の一環として牛や豚を出荷し、と設けていますが、これは実験の「事後処理」とは異なるため、回答不要としてよろしいですか？
- 2-4 Q. 製造、品質管理試験に使用する発育鶏卵は鳥類の使用匹数としてカウントする必要がありますか？
- 2-5 Q. トリミング専門学校等の実習動物も本調査の対象外でよいですか？
- 2-6 Q. 動物実験の範囲として、毛測りや体重測定は含まれますか？
- 2-7 Q. 動物実験実施機関として魚類や両生類まで動物実験の対象としている場合は回答すべきなのでしょうか？
- 2-8 Q. 令和4年度より前に入手した実験動物を現在も維持している場合は、飼育等に含まれますか？
- 2-9 Q. 動物実験に該当するが実験動物ではない場合（動物園や水族館動物からのサンプリング等）は調査対象外という理解でよろしいでしょうか？
- 2-10 Q. 野生動物を捕獲し、測定実施後放獣する場合、使用数に含めますか？使用数は「飼育を伴う」動物数と解釈して良いですか？
- 2-11 Q. レンタルラボでの実施は外部委託での実施に含まれますか？
- 2-12 Q. インキュベーション施設など、ひとつの施設内に複数の民間企業などが同居して動物実験する場合は、本調査の回答は企業毎になりますか？それとも施設管理側が回答する形になりますか？
- 2-13 Q. 動物をシェアするのではなく、飼育室の部屋を貸出し、そのなかで各企業が実験する業態を想定しています。その場合は、どのように回答するのでしょうか？
- 2-14 Q. 動物実験を実施するユニット毎に回答するのではないということですが、「ユニット」は何をさしているのでしょうか？
- 2-15 Q. 過去の実績を考慮して回答してもいいのでしょうか？それとも、令和4年度の実績について回答するべきでしょうか？

実験動物取扱いの実態に関する調査 Q&A

(令和5年10月25日時点)

3. 調査手法について

- 3-1 Q. web 調査はどのくらいの頻度で行われる予定でしょうか？また、今後、実地調査を予定されているのでしょうか？

4. 結果の公表について

- 4-1 Q. 調査結果の公表はどのような形で行われますか？
- 4-2 Q. 調査結果の公表において、個別施設名等の情報は開示されませんか？
- 4-3 Q. 業界毎にまとめて動物種毎の処分数等が公表され、業界毎の本調査回答数と照合すると、実施機関数と処分数合計もわかるようなデータの取り扱いがされるのでしょうか？
- 4-4 Q. 調査結果は調査参加施設にも知らされますか？

5. 回答の情報取扱について

- 5-1 Q. 各機関の回答結果はどのように扱われますか？守秘義務のため公表されないという認識であっていますか？
- 5-2 Q. 回答者や回答内容について、関係省庁や関連団体へ共有されるのでしょうか？またそれらの共有から不開示の内容が漏れるリスクはありませんでしょうか？
- 5-3 Q. 本回答は情報公開請求の際に、開示対象となる資料として取り扱われるのでしょうか？機関毎に、開示の取り扱いが検討できますでしょうか？

6. 個別の設問について

- 6-1 Q. [Q2に關して] 担当者名を記入するようになっていますが、担当者署名で回答してもいいのでしょうか？
- 6-2 Q. [Q3に關して] 所属機関について、学術研究機関ではない教育機関（専門学校等）はどれを選択すべきでしょうか？
- 6-3 Q. [Q3に關して] 日用品と並べて「化粧品」を入れている意図は何でしょうか？
- 6-4 Q. [Q5-2に關して] 大学において実験の目的は様々ですが、10 のみ回答すれば足りるという理解でよろしいでしょうか？
- 6-5 Q. [Q6, Q7に關して] 外注で動物実験を実施している場合はそちらも含めて回答する必要があるのでしょうか？
- 6-6 Q. [Q6, Q7に關して] 外部委託には、公的研究費の再委託先での共同実験も含まれますか？
- 6-7 Q. [Q7に關して] 動物数の数値を回答する目的を教えてください。
- 6-8 Q. [Q7に關して] 年度ではなく、年数で使用数を管理している場合に、2022 年の実績で回答することは可能でしょうか？

02_「実験動物取扱いの実態に関する調査」QA

実験動物取扱いの実態に関する調査 Q&A

(令和5年10月25日時点)

- 6-9 Q. 【Q8に関して】機関内規程（一部に不十分な点があり改正を予定している）、手順書、マニュアルが全てあり、それぞれを揃うかたちで適用している場合、どちらを選択すればよいのでしょうか？
- 6-10 Q. 【Q9に関して】1～5に加えて他の指針等（国際基準等）も根拠としている場合、他の指針等についても回答が必要ですか？
- 6-11 Q. 【Q11に関して】選択肢「獣医師」は日本国の獣医師免許のみを指すのか、日本国外の獣医師免許も含めてよいのでしょうか？
- 6-12 Q. 【Q12に関して】選択肢6. 運動活動や社会的接触の実施とはどんな意味ですか？例を示してください。
- 6-13 Q. 【Q12に関して】選択肢7. ペア・グループハウジングや相性の悪い個体および種類毎の分離とはどんな意味ですか？例を示してください。
- 6-14 Q. 【Q12に関して】選択肢8. 嗜好性の高い主食・副食の給餌とはどんな意味ですか？例を示してください。
- 6-15 Q. 【Q12に関して】選択肢8. 嗜好性の高い主食・副食の給餌、について、副食は与えていないが嗜好性の高い主食を与えている場合、実施している、と回答してよろしいのでしょうか？
- 6-16 Q. 【Q12に関して】グループハウジングできないことを動物実験委員会（Institutional Animal Care and Use Committee: IACUC）で承認された例はノーカウントとして判断してよいのでしょうか？
- 6-17 Q. 【Q15に関して】なぜこのような分類で選択肢を設定したのでしょうか？
- 6-18 Q. 【Q16に関して】1 機関内に複数の施設があり別々に外部認証を受けている場合は、外部認証についてどのように返答すればよいですか？
- 6-19 Q. 【Q17～22に関して】自由記述とはいえ3Rsの具体例を求めておられますが、これらのデータはどのように活用される予定でしょうか？
- 6-20 Q. 【Q17～22に関して】今後の法改正に際して、3Rs（特にReduction）はどのように改正されるのでしょうか？
- 6-21 Q. 【Q17に関して】「Replacementに関する具体的な工夫や成果」として、どのような事例がありますか？
- 6-22 Q. 【Q17に関して】動物実験計画書の審査において代替法を用いて動物以外の実験をする場合は、実施数の把握が困難です。動物実験計画書の審査に上がらないのではないのでしょうか？
- 6-23 Q. 【Q17に関して】「実験機関における実験計画書等」とは、動物実験計画を立案する際に委員会や協議するため使用する、「動物実験申請書」も含まれるとの解釈でよろしいのでしょうか？
- 6-24 Q. 【Q19に関して】「Reductionに関する具体的な工夫や成果」として、どのような事例がありますか？
- 6-25 Q. 【Q23に関して】当該設問を設けた意図は何でしょうか？
- 6-26 Q. 【Q23に関して】設処分方法毎の頭数を把握していない場合、動物種毎の設処分頭数を把握していても回答できないことになるのでしょうか？
- 6-27 Q. 【Q23に関して】実験における意図した死（臓器の採取、病理解剖検査など）も設処分に含めるのでしょうか？

実験動物取扱いの実態に関する調査 Q&A

(令和5年10月25日時点)

1. 調査目的について

1-1

Q. 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省でそれぞれ実施している定期調査とはどのように違うのですか？どうして国として共有できないのでしょうか？

A. 各省の定期調査は各省が所管する機関等の皆様を対象としたものであり、公表事項を除き、回答者情報等は所管省庁内限りの情報となっております。今回の統一調査はその他の機関の皆様も含めた国内のあらゆる実験動物取扱施設を対象としたものです。また、各定期調査と今回の調査の設問は完全に同一ではなく、統合できません。恐れ入りますが、本調査についても別物として御協力をお願いいたします。

1-2

Q. 動物実験管理法を改定される予定でしょうか？

A. 必ずしも動物実験管理法が改定されると想定しているものではありません。令和元年に改正された動物実験管理法の附則第8条及び第9条に基づき、施策の在り方について検討を加えるために本調査を行っております。その上で必要があると認めるときは所要の措置を講ずるとされております。

1-3

Q. 動物実験現場が非常に小さいのですが、網羅的な調査とのことですのでやはり調査への回答は必要でしょうか？

A. 網羅的な把握を目的としているため御協力をお願いいたします。

2. 調査対象について

2-1

Q. 動物実験を最近開始した機関も本調査の対象になりますか？

A. 調査は動物実験の実態をできるだけ網羅的に把握することを目的としているため、実験等を最近開始した機関についても可能な範囲で回答にご協力ください。なお、一部の設問は以下の通りに回答をお願いします。
Q8：年間総頭数頭数については、回答不要です。または現時点の頭数をご回答ください。
Q24：設処分頭数については、回答項目9. 回答できないを選択してください。もしくは、現時点の頭数をご回答ください。

2-2

Q. 畜産動物はどこから実験動物の範囲に入るのでしょうか？

A. 血液の採取や人工繁殖、外科的な処置、薬理学的実験等の侵襲性がある行為は実験動物の対象になります。畜産に関する飼育管理の教育や試験研究、畜産改良等の侵襲性を伴わない行為は実験動物の対象外です（「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」参照）。

02_「実験動物取扱いの実態に関する調査」QA

2-3

Q. 畜産試験場などは肉質改良試験の一環として牛や豚を出荷し、と設けていますが、これは実験の「事後処理」とは異なるため、回答不要としてよろしいですか？

A. 畜産試験、肉質改良試験等に使用する牛や豚は、実験動物ではなく産業動物に該当し、本調査の対象外です。

2-4

Q. 製造、品質管理試験に使用する発育鶏卵は鳥類の使用匹数としてカウントする必要がありますか？

A. 発育鶏卵は対象外です。カウントの必要はありません。

2-5

Q. トリミング専門学校等の実習動物も本調査の対象外でよいですか？

A. 苦痛を伴う処置をほとんど行わない一般的なトリミングであり、終生飼養をする動物であれば、実験動物ではなく家庭動物に該当するため、本調査の対象外となります。

2-6

Q. 動物実験の範囲として、毛刈りや体重測定は含まれますか？

A. 行為そのものは動物実験に含まれませんが、動物実験の手法として実施する場合には、その行為も動物実験とみなされます。

2-7

Q. 動物実験実施機関として魚類や両生類まで動物実験の対象としている場合は回答すべきなのでしょうか？

A. 魚類や両生類については回答不要です。

2-8

Q. 令和4年度より前に入手した実験動物を現在も維持している場合は、飼養等に含まれますか？

A. 継続飼養の個体として、含まれます。

2-9

Q. 動物実験に該当するが実験動物ではない場合（動物園や水族館動物からのサンプリング等）は調査対象外という理解でよろしいのでしょうか？

A. 対象外です。

2-10

Q. 野生動物を捕獲し、測定実施後放獣する場合、使用数に含めますか？使用数は「飼養を伴う」動物数と解釈して良いですか？

A. 捕獲から放獣までの状況によっては、動物が占有下に置かれたものとみなし、それに伴って実験動物に該当する可能性があります。この場合、使用数に含めます。

2-11

Q. レンタルラボでの実施は外部委託での実施に含まれますか？

A. レンタルラボが別機関として位置づけられるのであれば外部委託としてください。同一機関であれば自社回答としてとりまとめの上、ご回答ください。

2-12

Q. インキュベーション施設など、ひとつの施設内に複数の民間企業などが入居して動物実験する場合は、本調査の回答は企業毎になりますか？それとも施設管理側が回答する形になりますか？

A. ひとつの施設内で企業毎に実験の対象動物を飼養しているということかと推察します。その場合、企業単位で（つまり企業毎(c)）本調査にご回答ください。

2-13

Q. 動物をシェアするのではなく、飼育室の部屋を貸出し、そのなかで各企業が実験する業態を想定しています。その場合は、どのように回答するのでしょうか？

A. インキュベーション施設の位置づけとして、あくまで賃貸業を営んでいるものであり、自ら動物実験は行っていないものと理解します。その場合、インキュベーション施設毎に回答いただくのではなく、施設を利用されている企業毎にご回答ください。

2-14

Q. 動物実験を実施するユニット毎に回答するのではないということですが、「ユニット」は何をさしているのでしょうか？

A. ここに示した「ユニット」とは、学部、支部や支店等を想定しています。例えば、学部や支店が違っても、同一の機関内規模で管理されているところは、同じ実験動物取扱機関とします。

2-15

Q. 過去の実績を考慮して回答してもいいのでしょうか？それとも、令和4年度の実績について回答するべきでしょうか？

A. 令和4年度時点の実績としてご回答ください。

02_「実験動物取扱いの実態に関する調査」QA

3. 調査手法について

3-1

- Q. web 調査はどのくらいの頻度で行われる予定でしょうか？また、今後、実地調査を予定されているのでしょうか？
- A. 本調査は今回の1回のみです。本調査にかかわる実地調査は予定していません。

4. 結果の公表について

4-1

- Q. 調査結果の公表はどのような形で行われますか？
- A. 実際の公表方法は、業界単位毎での回答率、回答結果を考慮し、有識者等による助言を踏まえて慎重に検討します。

4-2

- Q. 調査結果の公表において、個別施設名等の情報は開示されませんか？
- A. 開示されません。行政文書開示請求に関しては「5. 回答の情報取扱について」をご参照ください。

4-3

- Q. 業界毎にまとめて動物種毎の殺処分数等が公表され、業界毎の本調査回答数と照合すると、実施機関数と処分数合計もわかるようなデータの取り扱いがされるのでしょうか？
- A. 業界毎の結果公表によりご懸念のような事態が生じる可能性があることを踏まえ、実際の公表方法は、業界単位毎での回答率、回答結果を考慮し、有識者等による助言を踏まえて慎重に検討します。なお、Q23 を設けた意図については 6-25 をご参照ください。

4-4

- Q. 調査結果は調査参加施設にも知らされますか？
- A. 個別の調査結果報告は予定しておりません。公表情報にて各自ご確認ください。想定です。

5. 回答の情報取扱について

5-1

- Q. 各機関の回答結果はどのように扱われますか？守秘義務のため公表されないという認識で正しいですか？
- A. 個別機関毎の回答公表は予定していません。仮に情報開示請求等があった場合にも、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、不開示部分を適切に設けます。

5-2

- Q. 回答者や回答内容について、関係省庁や関連団体へ共有されるのでしょうか。またそれらの共有から不開示の内容が漏れるリスクはありませんでしょうか？
- A. 頂戴した回答はみだりに省庁間等で共有はいたしません。仮に情報開示請求等があった場合にも、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、不開示部分を適切に設けます。

5-3

- Q. 本回答は情報公開請求の際に、開示対象となる資料として取り扱われるのでしょうか？機関毎に、開示の取り扱いが検討できますでしょうか？
- A. 開示請求の対象にはなりますが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号、2号、5号、6号等と照らし合わせ、不開示部分を適切に設けます。

6. 個別の設問について

6-1

- Q. 【Q2に関して】担当者名を記入するようになっていますが、担当部署名で回答してもいいのでしょうか？
- A. 差し支えありません。

6-2

- Q. 【Q3に関して】所属機関について、学術研究機関ではない教育機関（専門学校等）はどれを選択すべきでしょうか？
- A. その他を選択いただき「専門学校」とご記載ください。

6-3

- Q. 【Q3に関して】日用品と並べて「化粧品」を入れている意図は同でしょうか？
- A. 実験動物を扱う業態として過去より化粧品業界が挙げられることが多く、今回も本調査を手にする企業様が多いことを想定して挙げています。

02_「実験動物取扱いの実態に関する調査」QA

6-4

Q. 【Q5-2に関して】大学において実験の目的は様々ですが、10のみ回答すれば足りるという理解でよろしいでしょうか？

A. 10のみ回答いただければ十分です。

6-5

Q. 【Q6, Q7に関して】外注で動物実験を実施している場合はそちらも含めて回答する必要がありますのでしょうか？

A. 外注先には別途本調査を配布した上で、カウントの重複を避けるため、自施設での回答をお願いいたします。なお、Q5は2～5のいずれかを選択してください。

6-6

Q. 【Q6, Q7に関して】外部委託には、公的研究費の再委託先での共同実験も含まれますか？

A. 共同実験の場合は、自施設でも実験の概要を管理・把握されていると推察します。その場合は外部委託としてでなく、自施設でご回答ください。ただし、回答重複を避けるため、再委託先と連絡をとり、どちらが回答するのか調整して、重複や漏れの無いよう回答をお願いいたします。

6-7

Q. 【Q7に関して】動物数の数値を回答する目的を教えてください。

A. 国内の実験動物飼養・繁殖状況の総数（概数）把握のためです。なお、年間総飼養頭数とは、実際に使用した又は出荷した頭数と、系統を維持した頭数の合計のことであり、延べ飼養頭数（日×頭数）ではありません。

6-8

Q. 【Q7に関して】年度ではなく、年数で使用数を管理している場合に、2022年の実態で回答することは可能でしょうか？

A. そのように集計している場合は、2022年のデータを参照いただいで差し支えありません。

6-9

Q. 【Q8に関して】機関内規程（一部に不十分な点があり改正を予定している）、手順書、マニュアルが全てあり、それぞれを補うかたちで適用している場合、どちらを選択すればよろしいでしょうか？

A. 規程としては不十分だが手順書やマニュアル等で適用しているということだと推察します。その場合は機関内規程を定めていると選択していただいで構いません。

6-10

Q. 【Q9に関して】1～5に加えて他の指針等（国際基準等）も根拠としている場合、他の指針等についても回答が必要ですか？

A. 1～5を選択した上で、6も選択し、根拠としている指針等の内容をお示しください。

6-11

Q. 【Q11に関して】選択肢「獣医師」は日本国の獣医師免許のみを指すのか、日本国外の獣医師免許も含めてよろしいでしょうか？

A. 国内・国外問わず教えてください。

6-12

Q. 【Q12に関して】選択肢6.運動活動や社会的接触の実施とはどんな意味ですか？例を示してください。

A. 運動活動は、例えば犬であれば柵から出して走らせる等を指し、社会的接触は人間の手で撫でる等の接触や個体同士で遊ばせる等を指します。

6-13

Q. 【Q12に関して】選択肢7.ペア・グループハウジングや相性の悪い個体および繁殖母の分離とはどんな意味ですか？例を示してください。

A. ペア・グループハウジングとは、1匹でいることが寂しくてストレスになる場合などに複数匹を同じケージ内で飼育することや、親子を一緒に飼育する等を指します。個体の分離とは、逆に、複数匹で飼っている個体を引き離す等を指します。また繁殖母の分離とは、動物種によって群れ飼育をする、捕食動物・被捕食動物が互いに見えるところに置かない等を指します。

6-14

Q. 【Q12に関して】選択肢8.嗜好性の高い主食・副食の給餌とはどんな意味ですか？例を示してください。

A. 主にサル類やイヌなど嗜好性の差が大きな動物種において、捕食を与える、給餌方法を工夫することを指します。げっ歯類においては、栄養成分・安全性が保障され採食行動に適した実験動物用ペレット飼料を与えることが一般的ですので、動物種を問わず嗜好性を優先した給餌を推奨する訳ではありません。

6-15

Q. 【Q12に関して】選択肢8.嗜好性の高い主食・副食の給餌、について、副食は与えていないが嗜好性の高い主食を与えている場合、実施している、と回答してよろしいのでしょうか？

A. 主にサル類やイヌなど嗜好性の差が大きな動物種において、嗜好性を確認しながら主食となる飼料を選ぶ、捕食を与えるなどの工夫を行ってれば、実施しているものとご回答いただいで結構です。

6-16

Q. 【Q12に関して】グループハウジングできないことを動物実験委員会（Institutional Animal Care and Use Committee: IACUC）で承認された例はノーカウントとして判断して良いのでしょうか？

A. グループハウジングできないことを承認されている場合は、グループハウジングを検討していることが実態としてであると解釈できると思われるため、「実施している」と見なして差し支えありません。

02_「実験動物取扱いの実態に関する調査」QA

6-17

Q. 【Q15に関して】なぜこのような分欄で選択肢を設定したのでしょうか。

A. 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省）第3の3を基に設定したものです。

6-18

Q. 【Q16に関して】1機関内に複数の施設があり別々に外部認証を受けている場合は、外部認証についてどのように返答すれば良いですか？

A. 複数施設毎に回答いただく必要はないため、各施設の実施状況を踏まえて集約し、代表して回答ください。例えば直近の実施日であれば施設の中でも最も直近の実施日をご回答ください。

6-19

Q. 【Q17~22に関して】自由記述とはいえ3Rsの具体例を求めています。これらのデータはどのように活用される予定でしょうか？

A. 事例収集を目的としています（収集したデータの公表有無は現時点で未定です）。

6-20

Q. 【Q17~22に関して】今後の法改正に際して、3Rs（特にReduction）はどのように改正されるのでしょうか？

A. 3Rsに関する所要の措置は本調査にて実態を把握してから検討するため、現時点では未定です。なお、現行法第41条の考え方としては、「できる限り」実験動物の使用頭数を少なくする規定です。個々の動物実験の目的・手段等が妥当なものであれば、その目的・手段等に応じて必要な実験動物数に変動することは理解しています。

6-21

Q. 【Q17に関して】「Replacement」に関する具体的な工夫や成果」として、どのような事例がありますか。

A. 例えば、下記のような代替法が挙げられます。

- ① 数学的モデルやコンピュータシミュレーションの活用
- ② 臓器、細胞・組織培養系などの in vitro による実験
- ③ 生きた動物を用いる場合、より侵襲性の低い方法、系統発生学的に下位の動物種や苦痛を感じる神経系の発達が少ない動物種への置換

6-22

Q. 【Q17に関して】動物実験計画書の審査において代替法を用いて動物以外の実験をする場合は、実施数の把握が困難です。動物実験計画書の審査に上がらないのではないのでしょうか？

A. 実施数とこのことですが、計画書の承認件数や年間の実験実施数を回答いただく設問はございません。代替法検討の結果、動物以外を使用することとなった場合もあるかと思いますが、本調査でご回答いただくのは総数等を行った頭数ですので、それをカウントしてください。

6-23

Q. 【Q17に関して】「実験機関における実験計画書等」とは、動物実験計画を立案する際に委員会等で協議するために使用する、「動物実験申請書」も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか？

A. 申請書も含まれると解釈してください。

6-24

Q. 【Q19に関して】「Reduction」に関する具体的な工夫や成果」として、どのような事例がありますか。

A. 例えば、下記のような使用動物数の削減方法が挙げられます。

- ① 高品質で個体差の少ない実験動物（遺伝的及び微生物学的な品質管理がなされた動物、疾患モデル動物や遺伝子組換え・ゲノム編集動物）を用いることで、実験の精度や再現性を高め、使用する動物数の削減につなげる。
- ② 非侵襲的な新しい方法（CTやMRI等の画像解析）を用いることにより短時的な安楽死処分による採材を回避する。
- ③ 発生工学的手法を用いて胚凍結保存や計画的個体化などを行うことで、使用動物数の削減につなげる。

6-25

Q. 【Q23に関して】当該設問を設けた意図は何でしょうか。

A. 機関毎に年間総飼育頭数または年間最大飼育頭数が回答され、全機関分を集計できないことを考えると、基礎情報として設処分数を聞くことは一定の意味があると考えています。また、「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」において、設処分については「動物の設処分方法に関する指針」に基づき行うよう記載しているため、当該指針に基づく設処分が行われているかどうか検討する材料の一つとして設処分方法も教えていただきたいと考えています。それぞれ1つのデータとして把握させていただきつつ、こういった評価・公表方針とするかは有識者等の助言も受けながら慎重に検討いたします。そのうえで、頭数または方法のどちらかを回答できない場合でも、もう一方を回答できるような選択肢としております。

6-26

Q. 【Q23に関して】設処分方法毎の頭数を把握していない場合、動物種毎の設処分頭数を把握していても回答できないことになるのでしょうか？

A. 設処分方法と設処分頭数は両方とも複数回答可能かつ「把握していない」という選択肢があるので、設処分方法を把握していても、動物種毎の設処分頭数のみ回答いただくことは可能かと存じます。なお、設処分方法毎の頭数を把握していないことをもって、直ちに機関管理が不十分であると現時点で判断しているものではありません。

6-27

Q. 【Q23に関して】実験における意図した死（臓器の採取、病理解剖検査など）も設処分に含めるのでしょうか？

A. 含めてください。

